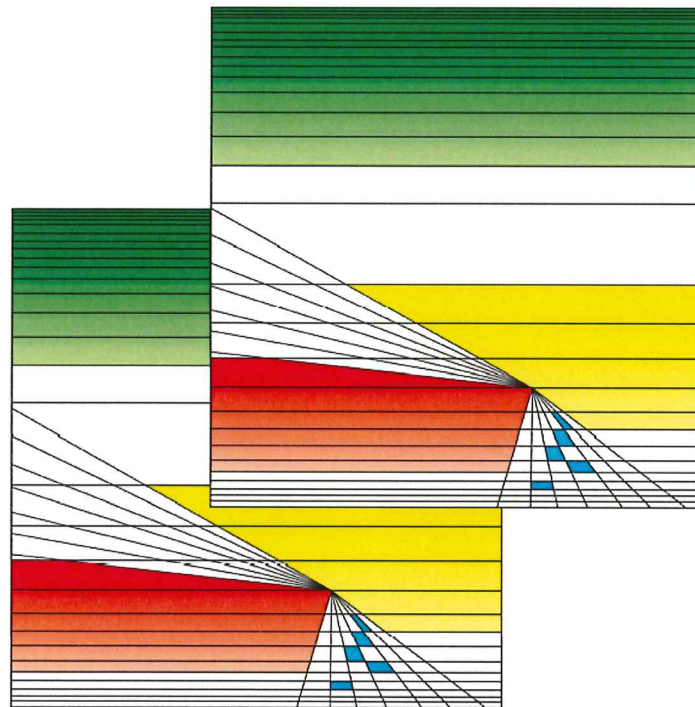


# 自治権 いばらき

140

2021.3



## もくじ

### 2021年度自治体の予算について

—異例の予算編成、国自治体の財源、財政を考える—

公益財団法人地方自治総合研究所 委嘱研究員 菅原敏夫 …………… 1

### 資料

総務省 令和3年度地方財政対策のポイント及び概要 …………… 37

茨城県 令和3年度予算案関係資料 …………… 61



# 2021 年度自治体の予算について

-異例の予算編成、国自治体の財源、財政を考える-

2021 年 3 月

公益財団法人地方自治総合研究所  
委嘱研究員 菅原敏夫

## 目次

1. はじめに 政府当初予算も異例 .....	2
2. MMTとB I 予算案の影の主役 .....	5
3. 予算編成過程+第三次補正予算案 .....	10
4. 21 年度予算案 自治体関連法律案 .....	14
5. 地財対策と地財計画（自治体予算編成上の留意事項） .....	15
6. 今回の予算の財源を考える上で .....	32

## 1. はじめに 政府当初予算も異例

本稿を 21 年 3 月 2 日に書いている。今日、21 年度政府予算案が衆議院を通過した。日本国憲法第 60 条第 2 項の規定により、年度内の成立がほぼ確実になった。しかしこれは、政府予算（自治体予算についても）を見ていく上での第一歩に過ぎない。昨年も、そして今年も。

身辺雑記がごとく、昨日だ今日だというふう書き出した。それは昨年一年間の教訓だ。思い出すために、『自治権いばらき』137 号（2020 年 7 月号）を引っ張り出してきた。拙稿を載せていただいている。どの時点の「予算案」を対象にするか苦心した記憶がある。それで読み直してみた。

「本稿を 20 年 6 月初旬に脱稿した。国の予算の 2020 年度第 2 次補正予算の国会提出までを確認した段階である。第 1 次補正予算は、4 月 7 日の閣議決定を変更し、4 月 20 日に閣議決定を変更しやり直すという異例の展開をたどり、1 次当初より約 9 兆円ほど増えて、25 兆 6914 億円となった。並行して第 2 次補正予算の編成も始まり、5 月 27 日、31 兆 9114 億円の第 2 次補正予算案が閣議決定された。3 月 27 日に成立した 20 年度当初予算は一般会計総額 102 兆 6580 億円だった。」（『自治権いばらき』137 号、2 ページ）

同工異曲ではないか。申し訳ない。21 年も同じ道をたどる。

昨年の『自治権いばらき』137 号ではこのあと財務大臣の国会演説を引用している。

「この結果、令和二年度一般会計第二次補正後予算の総額は、一般会計第一次補正後予算に対して歳入歳出ともに約 31 兆 9100 億円増加し、約 160 兆 2600 億円となります。」

ここまでは昨年書けた。しかし、20 年度予算物語はこれで終わらなくて、年が明けてから、第 3 次補正予算が成立してさらに膨らんだ。

その結果、3 次補正後の予算額は、

175 兆 6878 億円

となった。20 年度 3 次補正予算については（21 年度予算にとっても）重要なので後ほど述べる。

さて、21 年度政府予算の編成・成立過程についてみていこう。

昨年 12 月 21 日（月）、21 年度政府予算案を閣議決定。ちなみに前年（19 年）は 12 月 20 日に閣議決定が行われた。曜日から考えると、一昨年と同じ、例年並みの予算案発表となる。なぜわざわざこんなことを申し上げるかということ、今度の予算編成はまったくの異例づくめだった。昨年の春先から始まる 21 予算編成は編成作業の間中ずっとコロナ禍だった。コロナ対策にどのような予算を充てるべきかもはっきりせず、財源の見通しも立たないままだった（税収は国地方とも激減）。どういう予算を立てたら

いいか、誰にもわからない状態が続いた。財務省は、各府省の予算要求の締切を一ヶ月延ばし、査定、政府案発表も遅れること必至だと思われた。それが一転、ピタッと例年通りの閣議決定となった。しかし、例年通りなのはスケジュールだけ、中身は激変、財務省の役割も変わって（いつもは、財務省が、地方公共団体は貯金ばかりして、合理化もせず、効率が悪く、人も多い、と主張しているのだが）今回は国が借金をしてまで、自治体に配るお金を増やそうとした。総務省が秋口まで、自治体の借金を増やして対応しようとしていたのと対照的だった。

21年度政府予算案の内容（財務省発表 2020年12月21日）

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/fy2021.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/fy2021.html)

翌日、新聞各紙は特集を組んで内容を伝えた。ご覧になった方も多いと思う。そして一様に、財政規律の緩みを批判し、バラマキを戒めた。以下は各紙社説の表題。

朝日 来年度予算案 財政規律のたがが外れた  
毎日 過去最大の予算案 コロナに乗じた野放図さ  
東京 来年度予算案 膨張し過ぎではないか  
読売 来年度予算案 借金頼みの財政膨張は危うい  
日経 財政規律の緩みを隠せぬ来年度予算案

各新聞の論調がこんなにみんな一緒でいいのか。ちなみに普段は独自の主張で知られる産経新聞も「来年度予算案 財政悪化の現実忘れるな」なので他の新聞の主張とかわりがない。

紙面の識者のコメントも（新聞社からコメントを求められるのだから当然といえば当然）同様。この分野で最高位にあると目されているさる大学教授は、「介護報酬改定や少人数学級の恒久化など大盤振る舞いした予算もある。財政赤字の感覚が、コロナでますますまひしている」とコメントしている。

見解の相違だろうが、いま、予算で、医療や介護、学校に「大盤振る舞い」しないで、私たちは元に戻れるのだろうか。

上の新聞の社説の例でわかるように、21年度予算案の最大の問題は歳入と歳出のバランス、支出と借金となる。まずその点を数字で確かめておこう。

歳入歳出の内訳

106兆6,097億円

歳入	歳出
<p>税金</p> <p>57.4兆円 ▲9.5%</p>	<p>社会保障関係費</p> <p>35.8兆円 0.3%</p>
<p>税外収入 5.5兆円 ▲15.5%</p>	<p>防衛費 5.3兆円 0.5%</p>
<p>国債発行</p> <p>43.5兆円 33.9%</p>	<p>公共事業 6.0兆円 11.5%</p>
	<p>コロナ対策予備費 5.0兆円</p>
	<p>その他 14.6兆円 ▲6.0%</p>
	<p>地方交付税</p> <p>15.9兆円 0.9%</p>
	<p>国債費</p> <p>23.7兆円 1.7%</p>

%は20当初予算比

▲はマイナス

同日、総務省から「地財対策」（2021年度に自治体に配る地方交付税の額などを決め、自治体の当初予算の枠組みを決める）も発表されている。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000724560.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000724560.pdf)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000724573.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000724573.pdf)

1月22日総務省から「留意事項発表」。(16ページ 5 参照)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000729600.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000729600.pdf)

自治体の予想される当初予算も同様の状況だ。新聞各紙も国の予算のときと同様に、財政規律を問題とせざるを得ないだろう。

国当初予算では、5兆円のコロナ関連予備費が組まれている。(これは防衛費よりも少し少ない程度の額だ。)国は、昨年第三次補正予算を編成し、これもまた5兆円のコロナ関連予備費を計上している。この第三次補正予算は1月18日に召集の通常国会に上程され審議・可決された(1月28日成立)。補正、当初合わせて約10兆円だ。21年度のコロナ関連の出発点が10兆円とされていることとなる。昨年は10兆円の予備費がなんにも決まらない前に額だけ決まっていた批判を浴びた。

財源をどうまかなっていくのかを私たちが考えなければならない。国はいくらでも

(いくらでもではないか) 国債を発行できるし、それをみんな日本銀行が引き受けてくれる。自治体はそうはいかない。特別な法律と総務省の許可がいる。自治体はいま、貯金を取り崩してしまった。資金繰りに難点も抱えている。税収はかなり減収だ。これを突破する方法を見つけるのはやりがいのあるテーマだ。

本論に入る前に、ちょっと回り道をして、21年度政府予算は大丈夫なのか、という問題を考えてみたい。

## 2. MMTとB I 予算案の影の主役

先に見たように、財政規律を緩めることに、財政規律を緩めてまで、コロナ対策、なかんずく現金を国民に配るといようなことに、新聞は全て批判的だ。新聞に登場するような識者も批判的だ。

2月9日の東京新聞に、「知る 防ぐ 新型コロナ 検証特集」で、「財政危機は起きるのか? 支出6割は借金 一律10万円で12兆円 日銀頼み国債発行急拡大」という記事が出ていた。抜粋して、問題点を見てみたいと思う。内容はどっちつかずだ。批判的な雰囲気を感じる。結局読者が考えなければならないようだ。

「新型コロナウイルス感染拡大で落ち込んだ日本経済の下支えを大義名分に、政府は空前の規模の財政支出と国債発行に踏み切った。支出の六割を借金に依存する国家は持続可能なのか。識者へのインタビューを交え検証した。

三度の補正予算を経た2020年度の一般会計歳出は175兆円と19年度の101兆円から急拡大し、新型コロナウイルス下の異例の財政運営を物語る。

12兆8000億円を投じて全国民に一律10万円を給付するなど「金に糸目を付けない対策」(与党幹部)の財源は、ほとんどを借金で賄った。新たに発行する国債は112兆円を超え、前年度の三倍に跳ね上がった。

財政が極度に悪化した場合、何が起きるのか。通常、国債を大量に発行して市場にあふれば、買い手が付きにくくなって金利は上昇し、政府は多額の利払いを迫られる。株安と円安が同時発生し、急激に物価が上がる大インフレとなって国民生活が壊滅的な打撃を受けるとの見方もある。

だが現実には、財政危機につながる金利上昇の兆しは表れていない。インフレどころかデフレを警戒する日銀が国債を大量に買い、金利を低く抑えているからだ。昨年四月には、政府がコロナ対策で大量の国債を追加発行する見通しになったことを受けて買い入れ額の上限を撤廃し、金融政策が財政を支える構図が一段と明確になった。

「国債を買い入れているのは物価目標を実現するためだ」。日銀の黒田東彦総裁は、国の借金を事実上肩代わりする「財政ファイナンス」との批判を意に介さない。

財政出動と金融緩和による景気てこ入れを優先したアベノミクスの下、財政規律を



説く財務省や経済学者らは非現実的な危機を声高に唱える「おおかみ少年」呼ばわりされることもあった。コロナ禍に財政支出を膨らませて対応するのは世界的な流れで、欧米の一部の学者らが提唱する「自国通貨で国債を発行できる国は財政破綻しない」という主張も勢いづく。

本当に危機は来ないのか。日銀理事を務めたみずほ総合研究所の門間一夫エグゼクティブエコノミストは、仮に海外の紛争で生産がまひするといった「供給ショック」が起きた場合、日銀は物価の急上昇を防ぐため「国債買い入れを続けられなくなる」と指摘。少しでもリスクを減らすため「野放図な支出は避けるべきだ」と主張する。

明確な解が見えないまま、積極財政派と財政規律派の主張が平行線をたどり、借金だけが確実に積み上がっていく。

財政が破綻すると市民生活はどうなるのか。海外では増税や社会保障の削減を迫られた事例がある。新たな国債発行が難しくなり、必要な予算を確保できないためだ。国内でも自治体レベルでは、北海道夕張市が市民サービスの値上げや有料化などの対応をせざるを得なくなった。

2009年に政府による財政赤字の粉飾が発覚し、15年に事実上のデフォルト（債務不履行）状態に陥ったギリシャ。支援を取り付けるため欧州連合（EU）に提出した財政再建策には、日本の消費税に相当する付加価値税の増税や年金支出削減など、国民に痛みを強いる内容が並んだ。

EUによる金融支援は18年に終了して自主再建に踏み出したが、経済協力開発機構（OECD）によると18年の政府債務は国内総生産（GDP）比で193%と依然厳しい状況で、財政再建の難しさを示している。

夕張市は06年に財政破綻したことを受けて市職員給与を引き下げ、市税を増税した。ごみ収集の有料化や市有施設の使用料値上げなど大なたを振るった。

土居丈朗・慶応大教授

必要な時に国民救えぬ

ー財政の現状は。

「国債は金利が上がらなければいくら増発しても何の心配もないという、放漫財政にあぐらをかいている状態だ。金利が上がらないのは日銀がデフレ脱却のため国債を大量に買い入れているからで、政策目的を達成すれば買い続けはしない」

ー何が問題か。

「金利が上がることで直ちに財政破綻にはならないが、利払い費が増えて国債費は増加する。財務省の試算では、金利が2%上がると三年後に七兆六千億円増える。毎年の予算で防衛費は5兆円超、公共事業は6兆円くらいなので、一つの政策分野の総額が金利上昇で吹き飛ぶことになる。コロナ禍でも unnecessary 支出はせず、国債増発はできるだけ抑えるべきだ」

ー財政のあるべき姿は。

「金利の状況にかかわらず無駄遣いをなくし、筋肉質な構造にする努力をすべきだ。そうしないと将来的に財政運営の選択肢を狭めることになり、財政に余裕がないから必要な時に国民を救えない事態もあり得る」

「自分の身を十分に守れない経済力の弱い国民や企業が先に倒れ、国だけが最後に残る。ー。財政が極度に悪化するとそのような状態に陥る可能性が高まるだろう」

× × ×

高橋洋一・内閣官房参与

雇用不安に財政出動を

ー現在の日本の財政状況をどう見るか。

「日本政府には多くの資産があり、国民から税金を取る権利もある。日銀は政府の子会社と捉えることができる。国の借金が資産を上回ったり、極端なインフレになったりしない限り、国債は発行可能だ」

「新型コロナウイルス対策で百兆円規模の財政出動をしたが、インフレは起きなかった。现阶段で財政破綻する確率はほぼなく、対策を絞る必要は全くない。コロナ後の増税も不要だ」

ーコロナ禍で必要な財政政策は。

「コロナに伴う需要の落ち込みは、欧米と同様に政府が財政出動で速やかに埋めなければならない。需要が回復しないと失業者が増え、社会不安の広がりから自殺者も増加する可能性がある。雇用への不安はなるべく軽減すべきだ。休業補償や医療支援を通じ、お金が出ていけばよい。いきなり民間に期待するのは無理だ」

ーコロナ後は。

「需要が戻れば、政府は何もしなくてよい。菅政権が掲げるデジタル化や脱炭素社会の実現に向け、企業との好循環が生まれるのが理想だ。世界のビジネスの流れと一致している」

(たかはし・よういち 1955 年生まれ。嘉悦大教授。元財務官僚。2020 年 10 月から内閣官房参与(経済・財政政策)として菅義偉首相のアドバイザーを務める。)

一方、もう一度特別定額給付金を配れという要求も根強い。ネット上では二度目の給付金を求める署名活動も始まっている。インターネット署名サイト「Change.org」では、1 月 13 日に再給付を求める署名活動が始まると、20 日までに 7 万 2000 人以上が賛同した。「自粛と補償はセット」「国民の命と生活を守るのは政府の仕事」などのコメントが寄せられているようだ。

発起人で生活困窮者を支援する NPO 法人「ほっとプラス」の藤田孝典理事(38)は反響の大きさに「国民の生活が切迫していることを改めて思い知らされた」と話す。その上で、「失業や収入減にあえぐ人が増える中で、10 万円しかもらえないのは、多くの人の納得を得られない。政府はこの声にきちんと応えてほしい」と訴えた。

一方、麻生太郎財務相は1月19日の記者会見で、営業時間の短縮に応じた飲食店の支援などに取り組むとしつつ、「一律10万円というようなことをやるつもりはない」と再給付を否定。低所得世帯などに対象を限定した給付も「考えにくい」とした。

財政規律をどう考えるのか、「一律10万円というような」給付の仕方をどう考えるのかというのは、一人ひとりに問われている問題ではないかと考える。

じつは、背後ではホットな 이슈として議論がかわされてきた。それは、MMTとBIという主役だ。

MMT（現代貨幣理論）派は主権通貨（ドル、元、ユーロなど。円？）発行国はどんなに借金をしても気にすることはないと主張する。通貨を刷って返せばいいのだから。それよりも、財政規律を重んじるばかりに国民を転落の淵に追いやるのが問題だ。緊縮財政に反対するための理論だ。

ベーシックインカム（BI）とは国民全員に無差別に現金給付する。

そんなバカな、と思ってきたが、こんなに国債が溜まってしまったら、日本も大丈夫と言ってもらえないと心配だ。MMTにすがりたい。

菅政権でもブレインの竹中平蔵が月七万円を国民全員に配るべし（BI）と主張して、急に現実のものとなった。

「ベーシックインカム」とは、すべての国民に最低限の生活を営めるだけの現金を定期支給する制度だ。生活保護費のように支給対象者を絞るための厳しい審査はいらず、支給対象になったことによって周囲から差別を受けることもない。その点では貧困に対する究極の安全網とも言える。

もともとは人間らしさをもたらす経済的な安定を求める左派の主張から登場した制度だった。ところがその後は、「小さな政府」をめざす新自由主義の立場からも、社会保障のスリム化、合理化を目的としての導入論が提唱された。

菅政権でもベーシックインカム導入が検討される可能性はある。政権発足後、菅義偉首相がすぐさま会った民間人で、首相が経済ブレインと頼む東洋大教授でパソナグループ会長の竹中平蔵が導入論者だからだ。

竹中は菅首相と会食した後、BS-TBS「報道1930」に出演し、国民1人月7万円を支給するベーシックインカム案を紹介した。竹中氏はこれを「負の所得税」といい、所得が一定以上の人は、あとで確定申告などを通じて政府に返せばいい、と説明している。これによって「生活保護も年金もいなくなる」「7万円ですら満足できなければ、あとは自分で稼いでという、ある意味すごくフェアな制度だ」とも語った。

なぜベーシックインカムがいま必要なのかについて、竹中は「これから若い人がいろんな挑戦をしないとイケない。ただ失敗する可能性だってある。そのままでは非常に不安定な社会になるから、そのときに一つの安心のよりどころとして制度を作るべきだと考えた」と。

MMTについて、主張する側からはL・ランダル・レイの『MMT 現代貨幣理論入門』（東洋経済新報社、2019年）、ステファニー・ケルトン『財政赤字の神話』（早川書房、2020）が出ている。批判する側からもジェラルド・A・エプシュタイン『MMTは何が間違いなのか？—進歩主義的なマクロ経済政策の可能性』（東洋経済新報社、2020年）が出ている。『一間違いなのか？』は、MMTの批判を主眼とする本ではない。主流派経済学の「緊縮財政」を批判し、財政均衡のために必要な支出を削る政府を批判する。MMTと同じ目標を共有した上で新しい進歩主義的な政策を探るのが目的だ。MMTの誤りと新しい政策論の提案の両方聞くことができる。

MMTの誤りは、途上国の存在、金融の不安定性、財政制度のリアルへの認識不足に基づくと述べている。おりしもコロナ禍、『一間違いなのか？』日本語版の前書きに、現下の金融情勢の不安定化についての論考が間に合った。やっぱり危険みたい。

BIについては、議論が出尽くしたか、竹中の提案で鼻白んだか、書店の棚には新しい本が見当たらなくなった。以前の出版だが、山森亮『ベーシック・インカム』（光文社）などは読みやすい。岩波書店の雑誌『世界』は20年9月号で「ベーシックインカム・序章」という特集を組んでいる。

解決策について合意があるわけではなく。私たち自身が悩まなければならない。さて、以下の設問、どう考えますか。

○2021年度末の国債「発行残高」は990兆3000億円となる見込み。もうすぐ1000兆円台だ。

Q あなたは何兆円までなら、経済や国民生活に破滅的影響を与えずに国債残高を増やせると思いますか。

○21年度国債の「発行総額」は過去最大の236.0兆円。当初計画としては20年度の1.5倍と、国内総生産（GDP）の4割に相当する異例の規模に膨らむ。新型コロナウイルス感染拡大を受けた追加経済対策の財源として発行した分を含め、過去に大量発行した国債の借り換えが急増するためだ。国債には、社会保障関係費など一般会計予算の財源不足を補う新規国債のほかに、過去に発行した国債の償還に充てる借換債、財政投融资事業の財源となる財投債、東日本大震災からの復興費用を賄う復興債がある。来年度計画では、全体の6割を占める借換債が20年度当初計画比39.2兆円増の147.2兆円となる。新規国債は11.0兆円増の43.6兆円。

Q 予算の何割までなら国債でまかなうことが可能でしょうか。

○財政健全化のためには支出を減らすことも収入を増やすことも必要になります。どの増税を支持するかお答えください。

・復興増税（東日本大震災復興債は復興増税で償還しようとしている。今も私たちの所得税に 2.1%の復興特別所得税が 2037 年まで上乗せされている。法人税の上乗せが早々と廃止されたのに、所得税はひょっとしたら死ぬまで上乗せされ続けるかもしれない。どこかでちょっと報酬をもらおうと源泉徴収された結果、一円玉がジャラジャラついてくるでしょう。あれです。）

・消費税増税

Q 1. 復興増税、2. 消費税率引き上げ、3. 両方とも、4. どちらもいない

### 3. 予算編成過程＋第三次補正予算案

まず、国の予算編成は次のような日付をたどった。

(2020 年)

12 月 21 日 21 年度政府予算案閣議決定

(2021 年)

1 月 18 日 第 204 国会（常会）召集 会期 150 日 6 月 16 日まで（こんなに重要法案てんこ盛りなので、普通だったら国会延長を視野に入れるだろう。ところが 21 予算成立で解散という噂もある。わからない。7 月 4 日が東京都議会選挙の投開票日に決まった。

1 月 18 日 菅総理大臣の施政方針演説

1 月 20～22 日 代表質問

1 月 25～28 日 20 年度第 3 次補正予算審議

1 月 28 日 20 年度第 3 次補正予算成立

1 月 29～2 月 3 日 特措法と感染症法の改正案審議

2 月 4 日～3 月末 21 年度予算案審議（衆参）

3 月 2 日 政府予算案衆議院通過

このスケジュールの特徴は、1 月 25～28 日に 20 年度第 3 次補正予算審議が入っていることである。「20 年度」第 3 次補正予算は 12 月 15 日閣議決定。「21 年度」政府予算案閣議決定のたった 6 日前のことである。だから「20 年度」第 3 次補正予算と「21 年度」当初政府予算案は一体のものである。政府は 15 ヶ月予算なんていう言葉を使っている。1 月 28 日補正予算可決だから、14 ヶ月予算というのが実際に近い表現だろう。いずれにしても「20 年度」第 3 次補正予算は「21 年度」当初政府予算案にとってとても重要な役割を担っているのだから、注目しなければならない。当然「20 年度」第 3 次補正予算に伴って、自治体も今度の 2 月、3 月議会の冒頭で、補正予算を作成審議しなければならない。第三次補正には交付税や減収補填の項目が含まれているの

で。

国も自治体もそうだが、補正予算となると審議時間も限られているし、議論も尽くせない。いきおい、どさくさに紛れて結構バカバカしいものが入り込む。第3次補正予算もそうだ。せめて自治体の補正予算では、ちゃんとブロックしてほしいものだ。

#### 「20年度」第3次補正予算の内容

歳入・歳出合計額は合計15兆4,271億円

歳出の主な項目は、

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 4兆3,581億円
2. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 11兆6,766億円
3. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保 3兆1,414億円  
(歳出で既往の予算の減額などもあるので、合計額は15兆ちょっとになる。)

歳入は悲惨。税収は8兆3,880億円の減収。頼みは国債で、公債金22兆3,950。8割強は赤字国債だ。

では第三次補正予算の内容。21年度当初予算のエッセンスがすでに含まれている。

- I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 4兆3,581億円
  1. 医療提供体制の確保と医療機関等への支援 1兆6,447億円
    - 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金  
(病床や宿泊療養施設等の確保等) [13,011億円]
    - 診療・検査医療機関をはじめとした医療機関等における感染拡大防止等の支援 [1,071億円]
    - 医療機関等の資金繰り支援 [1,037億円]
    - 小児科等の医療機関等に対する診療報酬による支援 [71億円]
  2. 検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備 8,204億円 等
    - 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施 [5,736億円]
    - PCR検査・抗原検査の実施等 [672億円] 等
  3. 知見に基づく感染防止対策の徹底 1兆7,487億円
    - 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [1兆5,000億円]
    - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う感染症対策等事業 [959億円] 等
  4. 感染症の収束に向けた国際協力 1,444億円
    - アフリカ、中東、アジア・大洋州地域への国際機関等を通じた支援 [792億円] 等
- II. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 11兆6,766億円
  1. デジタル改革・グリーン社会の実現 28,256億円

- 地方団体のデジタル基盤改革支援〔1,788億円〕
- マイナンバーカードの普及促進〔1,336億円〕
- ポスト5G・Beyond5G(6G)研究開発支援〔1,400億円〕
- カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発支援のための基金の創設〔20,000億円〕
- グリーン住宅ポイント制度の創設〔1,094億円〕等
- 2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上 23,959億円
- 中堅・中小企業の経営転換支援(事業再構築補助金)〔11,485億円〕
- 大学ファンド〔5,000億円〕
- 持続化補助金等〔2,300億円〕
- 国内外のサプライチェーン強靱化支援〔2,225億円〕
- 地域公共交通の維持・活性化への重点的支援〔150億円〕等
- 3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現 64,551億円
- 中小・小規模事業者等への資金繰り支援〔32,049億円〕
- GoToトラベル〔1兆0,311億円〕、GoToイート〔515億円〕
- 雇用調整助成金の特例措置〔5,430億円〕
- 緊急小口資金等の特例措置〔4,199億円〕
- 観光(インバウンド復活に向けた基盤整備)〔650億円〕
- 不妊治療に係る助成措置の拡充〔370億円〕
- 水田の畑地化・汎用化・大区画化等による高収益化の推進〔700億円〕
- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(生活困窮者支援・自殺対策等)〔140億円〕等

### III. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保 3兆1,414億円

- 1. 防災・減災、国土強靱化の推進 2兆0,936億円
- 防災・減災、国土強靱化の推進(公共事業)〔16,532億円〕等(注)2. 「自然災害からの復旧・復興の加速」等に整理している事業も含め、防災・減災、国土強靱化関係予算全体で22,604億円を確保。
- 2. 自然災害からの復旧・復興の加速
- 3. 国民の安全・安心の確保 4,141億円
- 自衛隊の安定的な運用態勢の確保〔3,017億円〕

地方交付税の追加の交付について見てみると、

地方交付税交付金 2兆6,339億円

- 1. 税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填 2兆2,118億円
- 2. 地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填 4,221億円

となっている。

いろいろ入っている。GoTo トラベル [1 兆 0,311 億円]、GoTo イート [515 億円] は諦められない。

第 3 次補正で、コロナ対策に 4 兆 3,581 億円、21 年度当初予算に 5 兆円入っている  
ので、あわせて約 10 兆円のコロナ対策となる。

予算編成のこのスケジュールに次の 2 つを加えたい。それぞれその内容で閣議決定  
されている。

12 月 10 日 与党税制改正大綱決定

12 月 14 日 全世代型社会保障検討会議最終報告

全世代型社会保障検討会議最終報告では、不妊治療の助成拡大、75 歳以上の医療費  
の窓口負担を「年金収入モデル」で年間 200 万円以上（単身世帯）の人を対象に 2 割  
に引き上げることなどが決まって、21 予算以降に実施される。

税制改正大綱は 21 年度予算の歳入の枠組みを事実上決めている。税に関すること  
は、財務省が決めるのではなく、自民党税調、与党税調が決める。巨大な権力となっ  
ている。今度の税制改正大綱を自民党の新聞から拾っておく。

「令和 3 年度税制改正大綱」 2020 年 12 月 10 日

自由民主党

公明党

税制調査会では政務調査会の各部会にからの要望をもとに、11 月 19 日の税調総会  
から約 3 週間にわたって集中的に検討し、「1. ウィズコロナ・ポストコロナの経済再  
生」「2. デジタル社会の実現」「3. グリーン社会の実現」「4. 中小企業の支援、地方創  
生」「5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」「6. 経済のデジタル化への国際  
課税上の対応」「7. 円滑・適正な納税のための環境整備」の 7 本の柱からなる大綱を取  
りまとめました。

来年度の税制改正では新型コロナウイルス感染症の影響で経済が落ち込む中、厳し  
い経営環境を下支えするため、研究開発投資に対する税額控除の上限を引き上げや繰  
越欠損金制度を拡充するほか、雇用を守り、賃上げを行う中小企業を対象にした所得  
拡大促進税制の延長などを盛り込みました。

個人所得課税についても住宅ローン減税を延長。固定資産税もコロナ禍前の地価上  
昇に対応するため、令和 3 年度に限って固定資産税の上昇分を令和 2 年度水準に据え  
置くなど、厳しい状況にある方々への対応を行っています。

また、政府与党が掲げる「デジタル化」「グリーン化」の方針に沿った攻めの視点か



らの新たな税制も創設。納税環境のデジタル化を進めるため、税務関係書類における押印義務も大幅に見直すなど、幅広い改正を含んでいます。」

#### 4. 21 年度予算案 自治体関連法律案

国の予算の最後に、総務省が今度の国会に提出しようとしている法律について触れておこう。自治体に直接関係してくる。

減収補填（+赤字地方債）、過疎法、情報システムの標準化などが課題となっている。

第 204 回国会(常会)総務省提出予定法律案（7 本のうち注目すべき 4 本+過疎法・議員立法）

##### ○地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方財政の状況等に鑑み、令和 2 年度における地方交付税の総額を確保するため所要の加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額するほか、同年度に限り、地方税の減収によって適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に地方債を起こすことができることとする。

##### ○地方税法等の一部を改正する法律案（予算関連）

現下の社会経済情勢を踏まえ、令和 3 年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税等の税負担の調整、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

##### ○地方交付税法等の一部を改正する法律案（予算関連）

地方団体の必要とする行政経費の財源を適切に措置するため、地方交付税の総額について改正を行うとともに、地方交付税の算定方法の改正等を行う。

##### ○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(仮称)

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システム(仮称)の標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。(2月上旬)

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（議員立法 自民党主導）  
過疎地域の指定要件変更 通常国会に法案提出へ—自民特別委

自民党過疎対策特別委員会（谷公一委員長）は 12 月 11 日の総会で、今年度末で期限切れを迎える過疎地域自立促進特別措置法に代わる新法案に関し、財政支援の対象となる自治体の新たな指定要件を盛り込んだ大綱を了承した。与野党で協議し、次期通常国会に超党派の議員立法として提出する。

新法案の名称は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」で、2021 年度から 10 年間の時限立法。人口減少が著しく財政力の低い市町村を過疎地域に指定し、過疎対策事業債の発行や国庫補助率のかさ上げなどで財政支援する。

新要件では、人口減少率を測る起点を現行の 1960 年から 75 年に変更。これにより減少率が小さくなる自治体が増える見通しで、激変緩和措置として現在の過疎地域に限って 60 年を起点とすることも認める。また、財政力が低い団体に対しては、人口減少率の要件を緩和する新たな規定を設ける。

その後の直近までの動きは。

自民党の総務部会（部会長・橘慶一郎衆院議員）は、過疎対策特別委員会との合同会合を党本部で開催、過疎対策の新たな特別措置法案を了承した（2 月 15 日）。法案は、年度末に期限切れを迎える過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）に代わり制定。対象期間は 2021～30 年度の 10 カ年となる。新法案は党内で最終調整し、開会中の通常国会に議員立法として提出される見通し。年度内の成立を目指す。

新法案は人口減少や新型コロナウイルスの感染拡大など社会情勢の変化を踏まえ、過疎地域の持続的な発展を新たな理念に置く。市町村合併後、自治体の全域を過疎地域にする現行法の特例「みなし過疎」は新たな区域指定をせず、一定の要件を満たした指定済み地域だけを継続対象にする。

ここからは、自治体に直接関係のある項目に移っていこう。

## 5. 地財対策と地財計画（自治体予算編成上の留意事項）

2021 年 1 月 22 日、総務省自治財政局財政課から「令和 3 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」という「事務連絡」が、各都道府県財政担当課各都道府県市区町村担当課各都道府県議会事務局各指定都市財政担当課各指定都市議会事務局宛に出された。今年の担当は、自治財政局財政課の山本財政企画官、眞貝係長だ。

事務連絡「令和 3 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」の本文は、

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000729600.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000729600.pdf)

参照。ここでは、必要な部分を抜粋してお伝えする。

(具体的な施策の資料を探していたら、岡山県庁の HP 内で、「(岡山県市町村課) 令和 3 年 1 月 22 日開催 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議資料」として出ていると教えてくれた人がいた。その人と岡山県に感謝。URL は下記。)

<https://www.pref.okayama.jp/page/699376.html>

本文は、6 つの部分からなっている。

- 第 1 国の予算等
- 第 2 地方財政対策
- 第 3 予算編成上の留意事項
- 第 4 通常収支分の歳入歳出
- 第 5 東日本大震災分の歳入歳出
- 第 6 地方公営企業

第 2 地方財施対策は、12 月 21 日、国の予算案と同時に発表された交付税その他、財務省と総務省とのやり取りによって、自治体の全体としての財源保証、財源確保について述べた部分だ。予算編成上の留意事項はこの事務連絡のメインの部分で、自治体が予算化する（今年度は 57 の主要事業について、財源、計上方法、関連法律などについて書いてある。例えば、7 番目に「7 地方財政計画の歳出に新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」2,000 億円を計上」などというように書いてある。57 のうち、最低限必要部分を抜粋しておく。その他の部分は上の URL で確認していただきたい。

### 第 3 予算編成上の留意事項

第 1、第 2 を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 令和 3 年度の国内総生産の成長率は、名目 4.4%程度、実質 4.0%程度と見込まれているが、新型コロナウイルス感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。また、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。

- 2 令和3年度予算は、「15か月予算」の考え方の下、令和2年度補正予算(第3号)と一体として編成されており、新型コロナウイルス感染症への対応については、次のとおり、令和2年度補正予算(第3号)における措置等を講ずることとされており、これらを活用して、各地方公共団体においては、感染拡大防止などの取組に万全を期していただきたい。
- (1)新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度補正予算(第3号)において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を1.5兆円(うち地方単独分1.0兆円、即時対応分0.2兆円)増額することとされていること。
- (2)令和2年度補正予算(第3号)において、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を1兆3,011億円(医療分1兆1,763億円、介護・福祉分1,248億円)増額し、引き続き、都道府県が地域の実情に応じて、重点医療機関等の病床確保や軽症者の宿泊療養施設の確保支援、外国人対応の充実など医療提供体制等の強化を図ることとされていること。
- (3)令和2年度補正予算(第3号)において、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施に係る事業が5,736億円計上されているところであり、ワクチンが承認された場合にその接種が円滑に進められるよう、市区町村においては、接種体制の整備などに努めていただきたいこと。都道府県においては、市区町村事務に係る調整(国との連絡調整、接種スケジュールの広域調整等)など、広域的観点から市区町村への支援を実施していただきたいこと。
- (4)地方公共団体が新型コロナウイルス感染症対策に取り組む中で、その資金繰りに支障が生じないように、感染症の影響による地方税等や使用料及び手数料の減収(減免額を含む。)並びに地方公営企業の減収による資金不足に対し、令和2年度に創設した「特別減収対策債」及び「特別減収対策企業債」を引き続き措置することとしていること。
- 3 デジタル変革による「新たな日常」の構築のため、国・地方を通じたデジタル・ガバメントの推進に取り組んでいく必要がある。デジタル社会の形成に当たっては、行政における徹底した国民目線が重要であり、デジタル化による行政サービスの質の向上により、国民の幸福な生活の実現を図る必要がある。そのためには、国及び地方公共団体において、相互に連携しつつ、デジタル技術の活用を積極的に推進するために必要な措置を講じていく必要がある。これらの観点を踏まえ、国・地方を通じたデジタル・ガバメントを推進するため、以下の点にご留意いただきたい。なお、これらの点も含め、「デジタル・ガバメント実行計画」

(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)における各施策について、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体 DX 推進計画」として策定したので、同計画を踏まえて着実に取組を進めていただきたい。

- (1) マイナンバーカードについては、令和 4 年度末には、ほとんどの住民がカードを保有することを目指し、市区町村において、その普及に係る対応策をさらに強化する必要があるため、出張申請受付、臨時交付窓口の開設、土日の開庁などの積極的な実施により、申請促進及び交付円滑化に取り組まれないこと。その支援のため、「個人番号カード交付事務費補助金」について、臨時交付窓口の設置に係る経費に対する補助の増額や出張申請受付の際の宣伝費用や集客に要する経費を新たに補助対象に追加するなど、令和 2 年度補正予算(第 3 号)において 783 億円を、令和 3 年度予算において 593 億円を計上していること。特に令和 3 年度予算においては、通常国会に提出予定である「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平成 13 年法律第 120 号)の一部改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(仮称)」において、住所地区町村が指定した郵便局での電子証明書の発行・更新等を可能とする予定であり、これに係る経費を新たに補助対象として追加していること。これらを念頭に、各市区町村におけるマイナンバーカードの申請促進及び交付体制の強化に積極的に取り組まれないこと。

なお、併せて、令和 2 年 9 月から実施しているマイナポイントによる消費活性化策については、令和 3 年 3 月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った者をマイナポイントの付与対象に加え、事業期間を令和 3 年 9 月まで延長した上で、対象人数を 4,000 万人から 5,000 万人へ拡充することとしているところであり、引き続き、事業の円滑な実施に向けて、積極的な事業の広報、マイナポイント予約・申込支援、統一 QR「JPQR」の普及など、必要な環境整備について、積極的にご協力いただきたいこと。

- (2) マイナンバーカードの発行・運営体制の強化のため、地方公共団体情報システム機構を国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、国のガバナンスを強化すること等の実現に向け、通常国会に所要の法案を提出する予定であること。この中で、個人番号カード関係予算に係る国による財源措置の規定等を設けることとしており、これに伴い、「個人番号カード交付事業費補助金」については、市区町村を経由せず直接国から地方公共団体情報システム機構に交付する予定であること。

- (3) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な 17 業務を処理するシステム(基幹系システム)の標準仕様を、デジタル庁(通常国会に提出予定である「デジタル庁設置法案(仮称)」により設置)が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成した上

で、各事業者が、標準仕様に準拠して開発したシステムを全国規模のクラウド基盤(「Gov-Cloud(仮称)」)上に構築し、当該システムを各地方公共団体が利用することを旨とするとしていること。このため、標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を通常国会に提出する予定であるとともに、令和 2 年度補正予算(第 3 号)において、地方公共団体情報システム機構に時限的な基金を設け、「Gov-Cloud(仮称)」への移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対し全額国費により補助(令和 7 年度まで)を行うこととし、1,509 億円を計上しているところであり、令和 7 年度を目標時期として、標準仕様に適合したシステムへの移行に向けた準備に取り組まれないこと。

- (4) 地方公共団体のオンライン化については、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(平成 14 年法律第 151 号)第 5 条第 4 項の規定により、地方公共団体は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該地方公共団体の情報システムの整備等の必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととされたことを踏まえ、原則として、全ての地方公共団体において、マイナポータルの電子申請受付機能(ぴったりサービス)を積極的に活用し、手続のオンライン化に努めること。特に、子育て・介護等の国民の利便性向上に資する手続については、令和 4 年度末までにマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能となるよう、積極的に取り組んでいただきたいこと。その支援のため、令和 2 年度補正予算(第 3 号)において、地方公共団体情報システム機構に時限的な基金を設け、マイナポータルと地方公共団体の基幹系システムとの接続経費に対する補助(令和 4 年度まで)を行うこととし、250 億円を計上しており、当該事業に係る地方負担については、令和 3 年度以降、地方交付税措置を講ずることとしていること。
- (5) 地方公共団体におけるテレワークについては、働き方改革や業務効率化、行政機能維持のための有効な手段であることから、テレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を参考に、テレワークの導入・活用に取り組まれないこと。そのため、テレワーク環境の構築に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしているほか、今後、テレワーク導入事例や活用のノウハウを提供する予定であること。
- (6) 自治体情報セキュリティクラウドについて、令和 4 年度末までに、都道府県の主導により、総務省が設定した高いセキュリティレベルを満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を進めていただきたいこと。その支援のため、令和 2 年度補正予算(第 3 号)において、地方公共団体情報システム機構に時限的な基金を設け、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行経費に対する補助(令和 4 年度まで)を行うこととし、29 億円を計上しており、当該事業に係る地方負担については、令和 3 年度以降、地方交付税措置を講ずることとしていること。
- (7) 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進に当たっては、その推進を支

えるデジタル人材の確保が重要であることから、総務省及びデジタル庁は、都道府県と連携し、複数市区町村での兼務を含め、市区町村におけるデジタル人材のCIO補佐官等としての任用等を支援する仕組みを構築することとしていること。今後具体的な運用をお示しする予定であるが、都道府県におかれては、市区町村のデジタル化を進めていくため、市区町村の人材確保の支援に取り組みたいこと。また、市区町村は、CIO補佐官等の外部からのデジタル人材の活用を検討いただきたいこと。そのため、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

- (8) デジタルデバイド対策として、NPOや地域おこし協力隊など地域の幅広い関係者と連携して実施する、オンラインでの行政手続等に関する講座の開催やアウトリーチ型の相談対応等については、「地域デジタル社会推進費(仮称)」において地方交付税措置を講ずることとしているところであり、この措置や、令和2年度補正予算(第3号)に計上された「デジタル活用環境構築推進事業」により措置される「デジタル活用支援員」の枠組みも活用しつつ、これらの取組を進め、地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援の推進に積極的に取り組みたいこと。

---

(以下の2項目、デジタル庁法案と地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案は筆者の設けた注。)

※ 政府は2月9日デジタル庁創設を柱とするデジタル庁法案を国会に提出した。

デジタル庁設置法の内容を見ておく

趣旨 デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

## 概要

### 1. 内閣にデジタル庁を設置

### 2. デジタル庁の所掌事務

#### (1) 内閣補助事務

- ・ デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整

#### (2) 分担管理事務

- ・ デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進
- ・ 個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・ マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワ

ークシステムの設置及び管理・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等・商業登記電子証明(情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの)、電子署名、公的個人認証(検証者に関すること)、電子委任状に関する事務・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)に係る総合的・基本的な政策の企画立案等・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進・国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること

### 3. デジタル庁の組織

- (1) デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。
- (2) 内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する勧告権等を規定。
- (3) 副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任免の特別職として、デジタル監を置く。
- (4) 全国務大臣等を議員とする、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。

### 4. 施行期日等

- (1) 施行期日:2021年9月1日
- (2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

---

※ 政府は2月9日地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案を国会に提出した。法案の内容を見ておく。

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案の概要

### 趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

### 1 情報システムの標準化の対象範囲

- ・各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地



方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

- ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

## 2 国による基本方針の作成

- ・政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- ・内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針案を作成

## 3 情報システムの基準の策定

- ・所管大臣は、1 の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準(省令)を策定
- ・内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準(省令)を策定
- ・策定時に地方公共団体の意見反映のための措置を実施

## 4 基準に適合した情報システムの利用

- ・地方公共団体が 1 の事務の処理に利用する情報システムは、3 の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ・1 の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、1 の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

## 5 その他の措置

- ・地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- ・国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

## 6 施行期日

- ・2021年9月1日

(注終わり)

---

- 4 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

特に、「新経済・財政再生計画」及び「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定。）に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、上記第3の3の事項のほか、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）を踏まえ、各地方公共団体において又は複数の地方公共団体が連携して積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。また、引き続き、地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表に取り組むこととしていること。

特に、住民サービスの向上に直結する業務については、業務改革モデルプロジェクトによる窓口業務改革等の成果や、自治体行政スマートプロジェクトにおいて構築した業務プロセスの標準モデルを引き続き横展開することとしていること。

窓口業務については、民間委託に加え、公権力の行使にわたる事務を含めた一連の事務を地方独立行政法人に委託することが可能となっているところであり、民間委託に関する標準委託仕様書や「市区町村の窓口業務における民間委託と申請等関係事務処理法人の業務の範囲の事例」（平成31年3月）の積極的な活用等により、窓口業務の委託の推進に努めること。

- (2) 「まち・ひと・しごと創生事業費」のうち「人口減少等特別対策事業費」において、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）の期間を踏まえ、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和3年度においては、段階的な反映における2年目の見直しを実施することとしていること。

- (3) 業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映について、令和3年度においては、平成29年度に導入した2業務のうち1業務（公立大学運営）について、段階的な反映における5年目の見直しを実施することとしていること。

また、地方財政計画においては、業務改革の取組等の成果に着目した減額は行わないこととしており、令和3年度においては、新たに30億円程度の影響額（基準財政需要額の減）が生じることが見込まれているが、これについては、地域課題等に対応するための地方単独事業に要する経費の増に充当することとしていること。

(4) 公営企業については、経営戦略の策定・改定並びに事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等の取組を通じて、経営基盤の強化等を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。

5 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 定員については、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。

(2) 能力・実績に基づく人事管理については、地方公務員法において、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされているところであり、市町村をはじめ人事評価の結果を勤勉手当や昇給等に十分に反映できていない団体にあつては、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」（平成 26 年 8 月 15 日付け総務省自治行政局長通知）にも留意し、速やかに必要な措置を講ずること。特に、勤勉手当の支給や昇給について、人事評価の結果を反映せずに一律に行うなどの運用は不適切であることから、速やかな是正を図ること。

(3) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和 2 年 11 月 6 日付け総務副大臣通知）に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。

1 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講ずること。特に、仮に民間給与が著しく高い地域であつたとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。

2 高齢層職員の昇給抑制措置や昇格時の給料月額を増加額の縮減措置を講じていない地方公共団体、平成 18 年の給与構造見直しにおける経過措置額を廃止していない地方公共団体及び平成 27 年の給与制度の総合的見直しにおける経過措置額を廃止していない地方公共団体については、必要な措置を講ずること。

3 等級別基準職務表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。

4 地域手当については、給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。

5 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との

均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。

(4) 地方公務員の中途採用については、骨太方針 2020 における就職氷河期世代への支援の趣旨及び「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2020」（令和 2 年 12 月 25 日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）を踏まえ、各地方公共団体の実情に即し、就職氷河期世代支援のための新たな中途採用試験の実施、これまで実施してきた中途採用における受験資格の上限年齢の引上げなどの応募機会の拡大、採用情報等の一層の周知など就職氷河期世代支援に取り組んでいただきたいこと。

(5) 地方公共団体における障害者雇用の促進については、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）を参考にしながら、取り組んでいただきたいこと。

なお、障害者の就労を進めるために必要な施設や設備の設置、整備等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

6 地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和 2 年 4 月 1 日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和 2 年 12 月 21 日付け公務員部長通知）等に基づき、制度の適正な運用を図っていただきたい。

また、会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、地方財政計画に所要額を計上し、地方交付税措置を講ずることとしている。

7 地方財政計画の歳出に新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」2,000 億円を計上し、その全額を基準財政需要額に算入することとしている。

光ファイバーの全国的な展開や 5G サービスの開始、ローカル 5G の導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する必要があることから、各地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援、地域におけるデジタル人材の育成・確保、条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化などに速やかに取り組んでいただきたい。その際、デジタル化の推進に関する具体的な取組事例を取りまとめ、別途お送りしているので、参考にしていきたい。

8 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を令和 3 年度から

2年間かけて約2,700名(令和2年度比1.5倍、令和2年度約1,800名、令和3年度約2,250名、令和4年度約2,700名)に増員できるよう、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、地方交付税措置について、道府県の標準団体で感染症対応業務に従事する保健師12名を増員することとしており、令和3年度においては6名を増員することとしている。保健所を設置する地方公共団体においては、早急に保健所の体制強化に取り組んでいただきたい。

9 「まち・ひと・しごと創生事業費」

10 「地域社会再生事業費」

11 防災・減災、国土強靱化については、令和2年度に最終年度を迎えた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定。以下「3か年緊急対策」という。)に基づき取組を実施してきたところであるが、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策等について、取組の更なる加速化・深化を図るため、5か年加速化対策が策定され、令和3年度から令和7年度までの5か年に重点的かつ集中的に対策を講ずることとされた。

5か年加速化対策に基づく直轄事業負担金及び補助事業費について、当初予算に計上される場合には、その地方負担額を防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債により措置することとし、補正予算に計上される場合には、その地方負担額を補正予算債により措置することとし、いずれの場合も、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置について、その50%(通常の場合における地方負担額に対する交付税措置率が50%を超えるものは、当該措置率)を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余は単位費用により措置することとしている。なお、5か年加速化対策の初年度である令和3年度においては、直轄事業負担金及び補助事業費が令和2年度補正予算(第3号)に計上されているため、その地方負担額については、補正予算債により措置することとしている。

また、地方公共団体が、5か年加速化対策と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」について、新たに流域治水対策(支流対策、外水氾濫対策(河川事業)、内水氾濫対策(下水道事業)等)や橋梁・道路の洗掘・流失対策等を対象事業に追加した上で、事業期間を令和7年度まで継続することとし、地方財政計画の投資的経費(単独)に4,000億円(前年度比1,000億円、33.3%増)計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債(緊急自然災害防止対策事業債)を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

12 「緊急防災・減災事業費」

- 13 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化のため、防災重点農業用ため池の防災工事について、次のとおり地方財政措置を拡充することとしている。
- (1)5 か年加速化対策に基づく防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方負担額について、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置すること。
- (2)5 か年加速化対策によらずに実施する「防災重点農業用ため池緊急整備事業(仮称)」に係る地方負担額について、令和3年度から令和7年度までの5年間、公共事業等債(「災害関連」と位置付け、地方負担額に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ)により措置すること。
- (3)緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の要件のうち総事業費について、800万円未満から4,000万円未満に拡充すること。また、令和2年度に創設した「緊急浚渫推進事業費」について、防災重点農業用ため池等を対象に追加するため、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)の改正を行う予定であるとともに、令和3年度は1,100億円(前年度比200億円、22.2%増)を計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債(緊急浚渫推進事業債)を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その70%を基準財政需要額に算入することとしている。
- 14 ダムの洪水調節機能の強化のため、利水ダム等の事前放流に伴い、一級水系の指定区間及び二級水系を管理する都道府県が行う損失補填に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。
- 15 インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中「公営企業会計の適用」、「地方公会計の整備」、「公共施設等総合管理計画の見直し」の4つの政策テーマについてアドバイザーを派遣。
- 16 大規模災害時の中長期派遣における技術職員の不足等に対応するため、令和2年度に「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を創設し、都道府県等が技術職員を増員し、平時に市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費について、地方交付税措置を講ずる。
- 17 災害発生時に迅速に応援職員を派遣するため、「応急対策職員派遣制度」等に基づき被災団体へ派遣される職員の装備に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講ずるとともに、職員の災害対応能力向上のため、資格取得・講習受講に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 18 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」(平成30年2月27日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)
- 19 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率

的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 2 年改定版)」(令和 2 年 7 月 17 日民間資金等活用事業推進会議決定)において、優先的検討の促進等の施策が盛り込まれており、これらに基づいて公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等への多様な PPP/PFI 手法の導入等を推進することとしているので、PPP/PFI 事業の円滑な実施の促進に努めていただきたい。

20 令和 3 年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担(8,390 億円(前年度比 101 億円増))について、地方交付税措置を講ずることとしている。

(1)子ども・子育て支援子ども・子育て支援新制度において、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を引き続き実施すること。(3,541 億円)

なお、上記の子ども・子育て支援新制度には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

(2)医療・介護

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号)により創設された地域医療介護総合確保基金を活用して、医療分野及び介護分野において、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等を実施すること。(医療分 328 億円、介護分 275 億円)

また、病床機能の再編支援を実施するため、令和 3 年度においては、地域医療介護総合確保基金のうち地域医療構想の実現を図るための病床機能再編支援分として 195 億円を全額国費で計上するとともに、消費税財源による「医療・介護の充実」とするため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の改正が行われる予定であること。

21 令和 3 年度においては、「人づくり革命」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担(6,712 億円(前年度比 11 億円増))について、地方交付税措置を講ずることとしている。

幼児教育・保育の無償化 3 歳から 5 歳までの全ての子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化を引き続き実施すること。(5,448 億円)

高等教育の無償化

「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第 8 号)に基づき、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生を対象に高等教育の修学支援(学資支給及び授業料等の減免)を引き続き実施することとされており、

公立大学等及び私立専門学校に係る授業料等減免に要する経費の地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしていること。(公立大学等分 129 億円、私立専門学校分 275 億円)

また、令和元年度及び令和 2 年度において全額国費により措置されていた幼児教育・保育の無償化の事務費並びに都道府県が行う授業料等減免の対象となる私立専門学校の確認及び減免費用の交付に係る高等教育の無償化の事務費については、令和 3 年度以降は、地方財政計画に所要額を計上するとともに、新たに地方交付税措置を講ずることとしている。

22 全世代型社会保障検討会議において取りまとめられた「全世代型社会保障改革の方針」(令和 2 年 12 月 15 日閣議決定)において、少子化対策及び医療における改革の方針が示されたところであり、以下の点についてご留意いただきたい。

(1)待機児童の解消「新子育て安心プラン」(令和 2 年 12 月 21 日厚生労働省)(令和 3 年度から令和 6 年度末までの 4 年間で約 14 万人分の保育の受け皿を整備)の財源について、保育の運営費のうち 0 歳～2 歳児相当分に充てるため、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を 1,000 億円を上限として追加的に確保し、「子どものための教育・保育給付交付金」として都道府県を経由して市町村に交付することとされていること。

また、保育の運営費のうち 3 歳～5 歳児相当分に係る地方負担の財源(平年度 220 億円、令和 3 年度 111 億円)については、令和 3 年度においては消費税率(国・地方)の引上げによる増収分により確保することとし、令和 4 年度以降は児童手当における特例給付の見直し(高所得の主たる生計維持者(年収 1,200 万円以上の者)を特例給付の対象外とするもの)及び利用者支援事業(「子ども・子育て支援法」(平成 24 法律第 65 号)第 59 条第 1 項に規定する利用者支援事業)の国庫補助率の引上げ(令和 3 年度から実施)により生じる地方負担の減少により確保することとしていること。

なお、令和 3 年度における「新子育て安心プラン」の実現に必要な保育の運営費のうち 3 歳～5 歳児相当分に係る地方負担については、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2)後期高齢者の自己負担割合の在り方後期高齢者(75 歳以上。現役並み所得者は除く)であっても課税所得が 28 万円以上かつ年収 200 万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上)の方に限って、その医療費の窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方は 1 割とすることとされていること。また、これにより、公費負担が 1,160 億円減少すると見込まれていること。

なお、通常国会に必要な法案の提出が行われる予定であり、施行時期については、令和 4 年度後半で、政令で定めることとされていること。

(3)外来受診時における定額負担の仕組みの拡充紹介状なしの外来受診時における定



額負担を求める対象病院について、特定機能病院及び一般病床 200 床以上の地域医療支援病院に加え、地域の実情に応じて明確化される紹介患者への外来を基本とする医療機関のうち一般病床 200 床以上の病院も追加することとされていること。また、保険給付の範囲から一定額(初診の場合は 2,000 円程度)を控除し、それと同額以上の定額負担を追加的に求めるよう仕組みを拡充することとされていること。

- 23 「地方創生推進交付金」
- 24 産学官の連携により地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進
- 25 「地域おこし協力隊」
- 26 「地域おこし企業人」
- 27 「関係人口」の創出・拡大
- 28 移住・定住対策
- 29 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」(令和元年法律第 64 号)
- 30 令和 12 年 3 月 31 日まで延長された「市町村の合併の特例に関する法律」(平成 16 年法律第 59 号)
- 31 地方公共団体間の多様な広域連携
- 32 連携中枢都市圏構想
- 33 定住自立圏構想
- 34 地方版総合戦略
- 35 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号)
- 36 予算計上及び予算執行
- 37 地方公会計
- 38 財政情報の開示
- 39 公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号)及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号)
- 40 地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、地方と協議を行ない、令和 2 年度冬の感染状況を見ながら、具体的な工程の設定について検討することとされていることにご留意いただきたい。
- 41 国民健康保険制度
- 42 後期高齢者医療制度
- 43 介護保険制度
- 44 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止

対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

- 45 消防防災行政
  - 46 光ファイバ等の整備
  - 47 「外国人受入環境整備交付金」
  - 48 「GIGA スクール構想」
  - 49 「産業教育振興法」(昭和 26 年法律第 228 号)
  - 50 高等学校以下の私立学校に対する助成
  - 51 「主要農作物種子法」(昭和 27 年法律第 131 号)に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、「主要農作物種子法を廃止する法律」(平成 29 年法律第 20 号)の施行後においても、「種苗法」(平成 10 年法律第 83 号)等に基づき従前と同様に実施することとされていること。
  - 52 「特定間伐等促進計画」
  - 53 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和 46 年法律第 70 号)
  - 54 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分
  - 55 東日本大震災の被災団体が地域の実情に応じて自ら実施するメンタルヘルス対策
  - 56 「復興庁設置法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 46 号)による改正後の「東日本大震災復興
- (1) 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが「地方税法」(昭和 25 年法律第 226 号)上明記されており、各地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」(平成 26 年 1 月 24 日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知)に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の用途の明示を遺漏なく実施していただきたいこと。
- また、引き続き、決算ベースにおいて、地方財政全体で、社会保障施策に要する経費を調査・集計し、公表することとしていること。
- (2) 消費税転嫁対策特別措置法の失効に伴う対応「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成 25 年法律第 41 号)は令和 3 年 3 月 31 日限りでその効力を失うこととされており、総額表示義務に関する消費税法の特例が終了するため、地方公共団体が価格表示を行う場合には総額表示(税込表示)とすること。また、引き続き、消費税率(国・地方)の引上げに伴う影響額の歳出予算への適切な計上、調達等契約事務の適切な運用など、消費税の適正な転嫁の確保に取り組んでいただきたいこと。
- (3) 適格請求書等保存方式への対応令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)が導入される予定であり、地方公共団体から仕入れを

行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、地方公共団体において、令和3年10月1日に開始される税務署への適格請求書発行事業者の登録申請を行うなどの準備が必要であることに留意されたいこと。

第4 通常収支分の歳入歳出（略）

第5 東日本大震災分の歳入歳出（略）

第6 地方公営企業（略）

## 6. 今回の予算の財源を考える上で

最初から「異例だ」と書き続けてきた。異例さの象徴は、21 政府当初予算案の財源（歳入）が41%は国の借金・国債。税金は54%分のみ、という事実にある。新聞を始め、多くの人がそのことに批判的だということはみてきた。

それでは、同じ批判が自治体にもあてはまるのだろうか。あてはまるとしたら、コロナ対策は仕方ないとして、この時期に、35 人学級の実現とか、GIGA スクールとか、ローカル5G、デジタル・ガバメントなどは諦めるべきなのか。

財源構成がどうなのかを、茨城県21 当初予算を例にみていくことにしよう。

歳入に関して、20 年度当初予算と比較した増減率は、増減幅の大きい項目を中心に、主要なものとして、

前年度から増加については、

- ・国庫支出金(+25.3%)
- ・県債(+36.4%)

前年度から減少については、

- ・県税(▲6.7%)
- ・地方交付税(▲1.6%)
- ・地方消費税清算金(▲0.2%)
- ・地方譲与税(▲31.9%)

が挙げられている。

県税について見ると、県税3,607 億円【対前年度比:▲260 億円、▲6.7%】

県税収入総額は、企業収益の減による法人二税等の減などにより前年度比▲6.7%、260 億円の減。実質的県税ベース(県税、地方消費税清算金及び特別法人事業譲与税・自動車重量譲与税の合計額)では、前年度比▲9.4%、457 億円の減で、4,399 億円。法人二税は、企業収益の減による課税所得の減などにより前年度比▲21.1%、196 億円の減で、732 億円。特別法人事業譲与税は、原資である全国の法人事業税が低調であることによる減により前年度比▲34.6%、163 億円の減で、309 億円となった。

【主な税目の前年度比較】をみると、

税目	2020	2021	増減率
法人二税	92,759	73,158	▲21.1
個人県民税	111,787	108,323	▲3.1
地方消費税	79,219	78,924	▲0.4
自動車税	52,988	51,917	▲2.0
軽油引取税	32,989	32,308	▲2.1
県税収入計	386,701	360,678	▲6.7

(単位:百万円、%)

一方、県債は、1,639 億円【対前年度比: +438 億円、+36.4%】であった。

県債の発行額は、公共投資に充てる県債や特例的県債(臨時財政対策債)の増などにより前年度比+36.4%、438 億円の増。特例的県債(臨時財政対策債)の発行額は、前年度比+75.8%、388 億円の増。通常県債(公共投資に充てる県債や退職手当債など)に係る県債残高は、令和 3 年度末(見込)では 1 兆 1,183 億円となり、令和 2 年度末(見込)に比べ 69 億円縮減。予算額に占める県債の割合を示す県債依存度は、県税収入などその他の歳入が減少した。ことにより 12.7%と 2.4 ポイント増(前年度当初:10.3%)。特例的県債に係る県債残高が、令和 3 年度末(見込)で 1 兆 54 億円と増加することから、通常県債と特例的県債を合わせた県債残高は、令和 3 年度末(見込)で 2 兆 1,237 億円となり、令和 2 年度末(見込)に比べ 283 億円増。

【県債発行額の前年度比較】では、

区分	2020	2021	増減率
通常県債	68,926	73,911	7.2
公共投資県債	64,926	69,911	7.7
退職手当債	4,000	4,000	
特例的県債	51,200	90,000	75.8 (臨時財政対策債)

(単位:百万円、%)

たしかに、税収は減り、県債は増えた。ただし、県の予算規模(歳入総額)1 兆 2952 億円のうち、県税は 3,607 億円、歳入全体の 28%で、県債は 1,639 億円、歳入全体の 13%を占める。政府予算案よりも起債依存度は低い。また、赤字地方債である臨時財政対策債は、公共投資県債(建設地方債)をだいぶ下回っている。

総務省も臨時財政対策債の抑制基調は掲げている。地財対策として、総務省は臨時財政対策債の増加額の抑制の表題のもとに、臨時財政対策債 5 兆 4,796 億円(前年度比

+2兆3,399億円、+74.5%)を地方財政計画のベースラインとおいている。ただし、9月末の概算要求時点では、財務省に対して、6兆7,966億円(前年度比+3兆6,568億円、+116.5%)の案を提示しており、12月末の財務総務両省の最終決着よりも、自治体側の起債で、当初予算編成を乗り切ろうとしていた形跡がある。

結果から言うと、自治体側の起債権限は限定されていて、とにかくは抑制的に運用されており、「財政規律のたがが外れた」(12月22日朝日新聞)というようなことはなさそうだ。一応仕組みを確認しておこう。

まず、地方財政法(地方債の制限)

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

次に、災害対策基本法

(起債の特例)

第102条 次の各号に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合
  - 二 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- 2 前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

災害対策基本法の定義からいって、今回のコロナ禍対策財源を災害対策債によってまかなうべきだという主張は根強い。ただし、政府にはその気持はない。災害対策基本法の建付けもそうっていない。

では、自治体ができる借金とはなんだろう。直接関係するのは、次の4つだろう。

1. 臨時財政対策債（臨財債） 赤字地方債。特別の法律が必要 21年度も活用。
2. 減収補填債は、地方税の収入実績が見込みより下振れした場合発行する地方債。元利償還時に地方交付税に算入の仕組みあり。対象税目は現在、（景気変動に強く影響され、それに対処するための一般制度として）法人事業税など法人関係 4 税目に限られている。21 年度、税目を追加する。追加する税目は他に、不動産取得税、道府県たばこ税・市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税。総務省によると、コロナの影響で 20 年度の減収補填債発行額は、リーマン・ショックを受けた 09 年度（1 兆 2,215 億円）を上回る規模となる見通しだ。
3. 特別減収対策債 2020 年 4 月 30 に法改正。自治体の資金繰り支援が目的。
4. 特別減収対策企業債 同上。地方公営企業の資金繰り支援が目的。

一般的な市場公募債として、住民参加型市場公募債 発行団体 都道府県市区町村全部（2002 年から。第 1 号は群馬県愛県債）

市場公募債 発行団体 都道府県政令市等がある。

自治体の財源不足対策として、財源対策債がある。これは公共事業用の建設地方債で、起債充当率を高めて、建設地方債として、地方債の増発を行う。建設事業債なので、地方財政法の特例の新たな法律は必要としない。21 年度も 7,700 億円ほどの発行が予定されている。額は昨年度と同じである。

自治体の財源不足の新たな対応策は、減収補填債の税目拡大、特別減収対策債、特別減収対策企業債となる。自治体の独自の借金の道は狭い。

21 年度も財源不足額を国と自治体が折半した上でそれぞれ負担する、という旧来の方式が復活してとられた。また、交付税特会の借り入れ返済の繰延もとられた。これも旧来方式の延長である。この方式では、国は、国債を増発して負担をまかなう。間接的に、自治体が国債による資金調達を分け与えてもらう形となる。自治体の独自の借金の道は狭い。

一時東京都がコロナ債を発行すると伝えられたが、例年の市場公募債で、発行額も特には拡大せず、コロナ債という名前も使われなかった。

地方財政の財源保障的な機能が比較的良好に保たれた経緯となったようだ。



# 令和3年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局  
令和2年12月21日

## 1. 通常収支分

### (1) 一般財源総額の確保

- 新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年度を0.2兆円上回る62.0兆円を確保
- 国の加算など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税総額について前年度を0.9兆円上回る17.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の増加額を可能な限り抑制

一般財源総額 63.1兆円(前年度比▲0.3兆円、前年度 63.4兆円)

一般財源総額(水準超経費除き) 62.0兆円(同+0.2兆円、同 61.8兆円)

・ 地方税・地方譲与税	39.9兆円(前年度比 ▲3.6兆円、前年度 43.5兆円)
・ 地方特例交付金等	0.4兆円( 同 +0.2兆円、 同 0.2兆円)
・ 地方交付税	17.4兆円( 同 +0.9兆円、 同 16.6兆円)
・ 臨時財政対策債	5.5兆円( 同 +2.3兆円、 同 3.1兆円)

※1 一般財源総額、地方税・地方譲与税については、令和2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている

※2 端数処理のため合計が一致しない場合がある

(参考:概算要求時点)

地方交付税:16.2兆円(対前年度▲0.4兆円) 臨時財政対策債:6.8兆円(対前年度+3.7兆円)

### (2) 「地域デジタル社会推進費(仮称)」の計上

- 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」0.2兆円を計上(令和3・4年度)

### (3) 防災・減災、国土強靱化の推進

- 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充し、事業費を0.1兆円増額(②0.3兆円→③0.4兆円)した上で、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、事業期間を5年間延長
- 緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、緊急自然災害防止対策事業費と同様に、事業期間を5年間延長
- 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化のため、緊急浚渫推進事業費の対象施設に追加するなど地方財政措置を拡充

## 2. 東日本大震災分

### ○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.2兆円)を確保



## 主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		3年度 A	2年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B	
歳 入	地 方 税	38.3	40.9	▲ 2.7	▲ 6.5	
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	38.1	40.9	▲ 2.9	▲ 7.0	
	地 方 譲 与 税	1.8	2.6	▲ 0.8	▲ 29.2	
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	1.8	2.6	▲ 0.8	▲ 30.2	
	地 方 特 例 交 付 金 等	0.4	0.2	0.2	78.2	
	地 方 交 付 税	17.4	16.6	0.9	5.1	
	国 庫 支 出 金	14.8	15.2	▲ 0.4	▲ 2.7	
	地 方 債	11.2	9.3	2.0	21.2	
	臨 時 財 政 対 策 債	5.5	3.1	2.3	74.5	
	臨 時 財 政 対 策 債 以 外	5.8	6.1	▲ 0.4	▲ 6.1	
そ の 他	5.9	5.9	▲ 0.0	▲ 0.4		
計		89.8	90.7	▲ 0.9	▲ 1.0	
—	一 般 財 源	63.4	63.4	▲ 0.1	▲ 0.1	
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	63.1	63.4	▲ 0.3	▲ 0.5	
	(水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベ ー ス)	62.2	61.8	0.5	0.7	
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	62.0	61.8	0.2	0.4	
歳 出	給 与 関 係 経 費	20.2	20.3	▲ 0.1	▲ 0.7	
	一 般 行 政 経 費	40.9	40.4	0.6	1.4	
	う ち 補 助	23.0	22.7	0.3	1.2	
	う ち 単 独	14.8	14.8	0.1	0.5	
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	1.0	1.0	0.0	0.0	
	う ち 地 域 社 会 再 生 事 業 費	0.4	0.4	0.0	0.0	
	う ち 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費 ( 仮 称 )	0.2	-	0.2	皆 増	
	公 債 費	11.8	11.7	0.1	0.7	
	( 猶 予 特 例 債 除 き )	11.6	11.7	▲ 0.1	▲ 1.1	
	維 持 補 修 費	1.5	1.4	0.0	1.6	
	う ち 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 費	0.1	0.1	0.0	22.2	
	投 資 的 経 費	11.9	12.8	▲ 0.8	▲ 6.6	
	直 轄 ・ 補 助	5.7	6.6	▲ 0.9	▲ 14.1	
	単 独	6.2	6.1	0.1	1.6	
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	0.5	0.5	0.0	0.0	
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	0.5	0.5	0.0	0.0	
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	0.4	0.3	0.1	33.3	
	公 営 企 業 繰 出 金	2.4	2.5	▲ 0.1	▲ 2.1	
	水 準 超 経 費	1.2	1.7	▲ 0.5	▲ 31.5	
	計		89.8	90.7	▲ 0.9	▲ 1.0

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合があります。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合があります。

# 令和3年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局  
令和2年12月21日

## I 令和3年度の地方財政の姿

### 1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	89兆8,400億円程度	(②90兆7,397億円、▲ 9,000億円程度、▲1.0%程度)
② 地方一般歳出	75兆4,400億円程度	(②75兆8,480億円、▲ 4,100億円程度、▲0.5%程度)
③ 一般財源総額	63兆1,432億円	(②63兆4,318億円、▲ 2,886億円、▲ 0.5%)
・水準超経費を除く		
交付団体ベース	61兆9,932億円	(②61兆7,518億円、+ 2,414億円、+ 0.4%)
④ 地方交付税の総額	17兆4,385億円	(②16兆5,882億円、+ 8,503億円、+ 5.1%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	39兆9,021億円	(②43兆5,452億円、▲3兆6,431億円、▲ 8.4%)
⑥ 地方特例交付金等	3,577億円	(② 2,007億円、+ 1,570億円、+ 78.2%)
⑦ 臨時財政対策債	5兆4,796億円	(② 3兆1,398億円、+2兆3,399億円、+ 74.5%)
⑧ 財源不足額	10兆1,222億円	(② 4兆5,285億円、+5兆5,938億円、+ 123.5%)

※一般財源総額、地方税及び地方譲与税については、令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)を除いている。

### 2 東日本大震災分

#### (1) 復旧・復興事業

① 震災復興特別交付税	1,326億円	(② 3,742億円、▲ 2,416億円、▲ 64.6%)
② 規模	3,300億円程度	(② 8,984億円、▲ 5,700億円程度、▲ 63.3%程度)

#### (2) 全国防災事業

規模	1,090億円	(② 1,092億円、▲ 2億円、▲ 0.2%)
----	---------	--------------------------

## II 通常収支分

新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで、実質令和2年度を0.2兆円上回る額を確保

### 1 地方財源の確保

一般財源総額 63兆1,432億円（前年度比 ▲2,886億円、▲0.5%）

一般財源（交付団体ベース）の総額 61兆9,932億円（同 +2,414億円、+0.4%）

※1 一般財源総額、地方税及び地方譲与税については、令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)を除いている。

※2 一般財源比率(臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合) 64.3%程度(②66.4%)

・ 地方税	38兆 802億円（前年度比▲2兆8,564億円、▲7.0%）
・ 地方譲与税	1兆8,219億円（同 ▲7,867億円、▲30.2%）
・ 地方交付税	17兆4,385億円（同 +8,503億円、+5.1%）
・ 地方特例交付金等	3,577億円（同 +1,570億円、+78.2%）
・ 臨時財政対策債	5兆4,796億円（同 +2兆3,399億円、+74.5%）

地方債 11兆2,407億円（前年度比 +1兆9,625億円、+21.2%）

・ 臨時財政対策債	5兆4,796億円（前年度比 +2兆3,399億円、+74.5%）
・ 臨時財政対策債以外	5兆7,611億円（同 ▲3,774億円、▲6.1%）
➢ 通常債	4兆9,911億円（同 ▲3,774億円、▲7.0%）
➢ 財源対策債	7,700億円（同 0億円、0.0%）

### 2 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 17兆4,385億円（前年度比 +8,503億円、+5.1%）

【一般会計】 15兆5,912億円(a)

① 地方交付税の法定率分等 13兆3,997億円

・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	13兆7,002億円
・ 国税減額補正精算分 (㉓、㉔、㉕、㉖)	▲ 3,004億円
② 一般会計における加算措置	2兆1,915億円
・ 折半対象以外の財源不足における補填 (既往法定分)	2,246億円
・ 折半対象以外の財源不足における補填 (覚書加算の前倒し)	2,500億円
・ 臨時財政対策特例加算	1兆7,169億円
<b>【特別会計】</b>	<b>1兆8,473億円 (b)</b>
① 地方法人税の法定率分	1兆3,232億円
② 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 760億円
③ 交付税特別会計剰余金の活用	1,500億円
④ 令和2年度繰越分	2,500億円
令和2年度補正において償還を繰り延べた交付税特別会計借入金 償還予定額を令和3年度へ繰越し	
⑤ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
⑥ 返還金	1億円
<b>【地方交付税】 (a) + (b)</b>	<b>17兆4,385億円</b>

(参考) 地方交付税の推移 (兆円)

	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	①	②	③
地方交付税	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4

### 3 臨時財政対策債の増加額の抑制

臨時財政対策債	5兆4,796億円 (前年度比 +2兆3,399億円、+74.5%)
---------	------------------------------------

<参考> 概算要求時点 6兆7,966億円 (前年度比 +3兆6,568億円、+116.5%)

(参考) 臨時財政対策債の推移 (兆円)

	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	①	②	③
臨時財政対策債	7.7	6.2	6.1	6.2	5.6	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5

## 4 財源不足の補填

令和3年度における財源不足額 10兆1,222億円（前年度比+5兆5,938億円、+123.5%）  
うち折半対象財源不足額 3兆4,338億円（前年度比+3兆4,338億円、皆増）

- 令和2年度から令和4年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、以下のとおり財源不足額を補填

【折半対象以外の財源不足額】	6兆6,884億円
① 財源対策債の発行	7,700億円
② 地方交付税の増額による補填	1兆5,557億円
・ 令和元年度国税決算精算繰延べ	4,811億円
・ 一般会計における加算措置（既往法定分）	2,246億円
・ 一般会計における加算措置（覚書加算の前倒し）	2,500億円
・ 令和2年度繰越分	2,500億円
令和2年度補正において償還を繰り延べた交付税特別会計借入金償還予定額を令和3年度へ繰越し	
・ 交付税特別会計剰余金の活用	1,500億円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
③ 交付税特別会計償還繰延べ	6,000億円
④ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	3兆7,627億円
【折半対象財源不足額】	3兆4,338億円
① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算）	1兆7,169億円
② 臨時財政対策債の発行	1兆7,169億円

### <令和元年度国税決算精算繰延べ>

令和元年度の国税決算が減になったことに伴う精算額4,811億円については、令和3年度の地方交付税総額を確保する観点から、全額を令和9年度から令和18年度に繰延べ

## 5 地域デジタル社会の推進

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費（仮称）」2,000億円を計上（令和3・4年度）

- ・ 地域デジタル社会推進費（仮称） 2,000億円

## 6 保健所の恒常的な人員体制強化

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制を強化するため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師が現行の1.5倍となるよう、2年間で約900名（現行：約1,800名⇒令和4年度：約2,700名）増員する

## 7 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和3年度においても、引き続き1兆円を確保

## 8 地域社会再生事業費

偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和3年度においても、引き続き4,200億円を計上

## 9 社会保障の充実及び人づくり革命等

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

	※下記金額は、国・地方所要額の合計
・ 社会保障の充実分の事業費	2兆7,078億円 (②2兆7,111億円)
・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費	6,298億円 (② 6,045億円)
・ 人づくり革命に係る事業費	1兆5,791億円 (②1兆5,857億円)

## 10 緊急自然災害防止対策事業費及び緊急防災・減災事業費の事業期間の延長等

近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方公共団体が防災・減災、国土強靱化対策に取り組むことができるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」及び「緊急防災・減災事業費」について、対象事業を拡充（「緊急自然災害防止対策事業費」は事業費を1,000億円増額）した上で、事業期間を5年間延長

## 11 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な推進を図るため、国直轄・補助事業の地方負担について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と同様、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置  
※ 対策の初年度（令和3年度）については、令和2年度第3次補正予算により措置

## 12 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等

防災重点農業用ため池の防災対策の強化のため、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置を拡充するとともに、防災重点農業用ため池等を「緊急浚渫推進事業費」の対象施設に追加

## 13 地方回帰支援の推進

地方回帰への太い人の流れを創出するための施策を推進できるよう、地域おこし協力隊の取組強化や地域プロジェクトマネージャー、地域の魅力・価値向上に向けた人材活用に必要な経費に対して、地域要件を緩和した上で、地方財政措置を講ずる

## 14 条件不利地域に対する地方財政措置の拡充

旧簡易水道事業（統合後の上水道事業）の建設改良に係る経費について、現在の厳しい経営状況等を踏まえ、地方財政措置を拡充するとともに、条件不利地域における光ファイバ等の整備を引き続き推進するため、過疎対策事業債の「光ファイバ等整備特別分」を継続

## 15 会計年度任用職員制度の平年度化に伴う影響への対応

会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、一般行政経費（単独）等を増額

- |              |        |
|--------------|--------|
| ・ 一般行政経費（単独） | 651 億円 |
| ・ 公営企業繰出金    | 13 億円  |

## 16 地方公共団体の資金繰りへの対応

令和3年度の資金繰り対策に万全を期すため、臨時財政対策債に対する公的資金の引受けを1.1兆円増額するとともに、減収等に対応する特別減収対策債や特別減収対策企業債の延長の措置を講ずる

## 17 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設

# Ⅲ 東日本大震災分

## ○ 震災復興特別交付税の確保

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

○ 震災復興特別交付税	1,326億円
	(前年度比 ▲2,416億円、▲64.6%)
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 直轄・補助事業の地方負担分	537億円
② 地方単独事業分	338億円
・単独災害復旧事業	87億円
・中長期職員派遣、職員採用等	251億円
③ 地方税等の減収分	452億円
・地方税法等に基づく特例措置分	423億円
・条例減免分	29億円

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和3年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆5,417億円



## 地域デジタル社会推進費（仮称）の創設

- 光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費（仮称）」を計上

【事業期間】 令和3・4年度

【事業費】 各年度2,000億円

※ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用

## 地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

## 地方交付税措置

### 【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費（仮称）」を臨時費目として創設し、地域社会全体のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定

### 【算定額】

令和3年度及び令和4年度 各年度2,000億円程度  
(うち 道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度)

## 保健所の恒常的な人員体制強化

- 感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化（現行の1.5倍に増員）するために必要な地方財政措置を講ずる

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機管理対応力を強化するほか、関係機関との連絡調整を充実させるとともに、IHEAT登録者等に対する研修・訓練等を実施する体制を平時から強化するため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を2年間で約900名増員（現行の1.5倍に増員）

### 保健所において感染症対応業務に従事する保健師数

(現行) 約 1,800 名(全国数) → (R3年度) 約 2,250 名 → (R4年度) 約 2,700 名

普通交付税措置：標準団体(人口170万人、保健所数9カ所)の措置人数を  
現行24名から2年間で36名に増員(1.5倍)

※ 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組(令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抄)

#### 5. 保健所体制の整備

都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンク(リスト化、定期的な研修実施等)の創設、保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置を検討する。

#### (参考)保健所体制に関する自治体調査(令和2年9月総務省・厚生労働省)

- 保健所において感染症対応業務に従事する保健師の全国数  
→ 1,786名(平成31年4月1日時点)

#### <今後の意向>

- 感染症対応業務に係る体制強化  
→ 全自治体の76%が「予定あり」又は「検討中」
- 体制強化のスケジュール  
→ 単年度で実施予定:42%、複数年度で段階的に実施予定:47%
- 特に強化が必要な内容  
→ 全自治体の76%が「保健師の増員」と回答

## 緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする

### 【事業期間】

令和3年度～令和7年度

### 【事業費】

4,000億円（令和2年度：3,000億円）

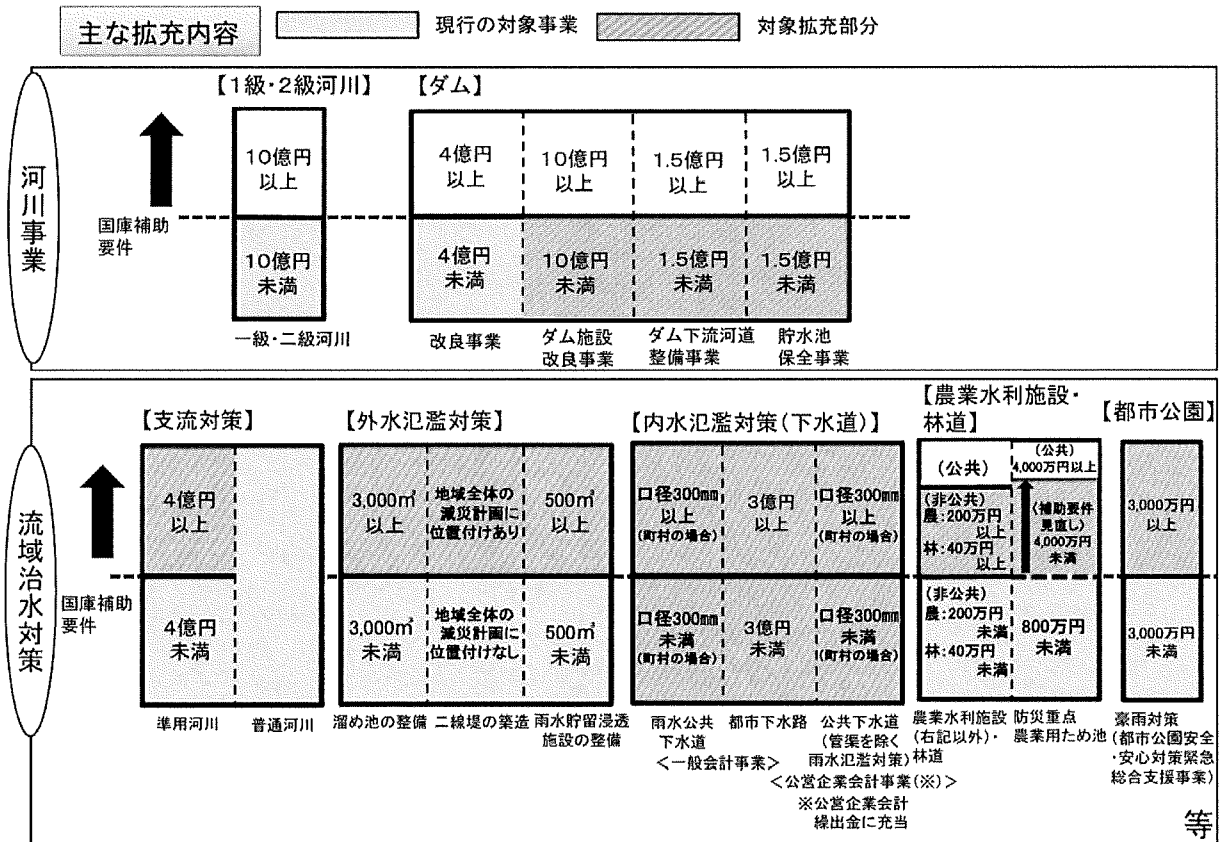
（対前年度比：+1,000億円増、+3割増）

### 【地方財政措置】

充当率100%、交付税措置率70%

### 【対象事業】

1. 流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充



2. 道路防災について、小規模事業に限るとの現行の要件を撤廃した上で、橋梁・道路の洗掘・流失対策を追加

## 緊急防災・減災事業費の拡充・延長等

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、5年間とする
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担については、これまでと同様、国土強靱化債又は補正予算債により措置

### 1. 緊急防災・減災事業費の拡充・延長

**【事業期間】**

令和3年度～令和7年度

**【事業費】**

5,000億円

**【対象事業の拡充】**

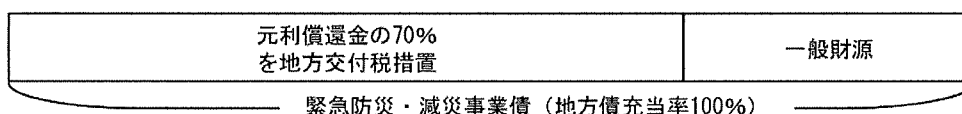
- ① 避難所における新型コロナウイルス感染症対策  
(換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等)
- ② 社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助  
(避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等に対する補助)

<避難所における3密対策>



**【地方財政措置】**

緊急防災・減災事業債 (充当率100%、交付税措置率70%)

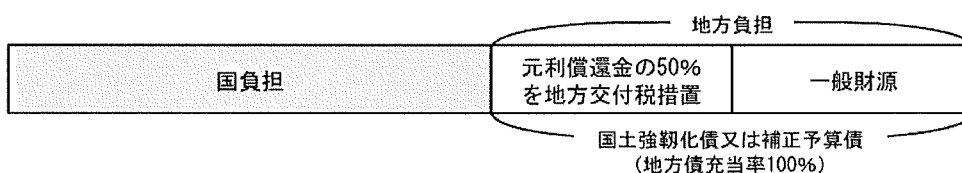


### 2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担

**【地方財政措置】**

当初予算分：防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (充当率100%、交付税措置率50%)

補正予算分：補正予算債 (充当率100%、交付税措置率50%)



## 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等

- 令和2年7月豪雨をはじめ、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災重点農業用ため池等の決壊等により、人家、公共施設及び農地へ被害が発生していることから、これらの防災工事の推進及び適切な維持管理が必要
- このため、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置を拡充するとともに、防災重点農業用ため池等を緊急浚渫推進事業費の対象施設に追加

### 1. 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化

#### (1) 防災重点農業用ため池の防災工事の推進

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられた防災重点農業用ため池について、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置
- ・ 上記対策に位置付けられない「防災重点農業用ため池緊急整備事業」（新設）について、令和3年度から令和7年度までの5年間、公共事業等債により措置（充当率90%、地方負担に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ）
- ・ 緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の要件を800万円未満から4,000万円未満に拡充

<ため池の防災工事(イメージ)>



#### (2) 防災重点農業用ため池等の浚渫の推進

##### 【対象事業の拡充】

令和3年度から令和6年度までの4年間、緊急浚渫推進事業費の対象施設に、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を追加（地方財政法を改正）

※ 地方団体が策定する個別計画に、人家や農地への危険度や堆積土砂率を踏まえ、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた施設に係る浚渫

<ため池の浚渫工事(イメージ)>

##### 【事業費】

100億円（令和3年度）

※ 令和3～6年度の事業費（見込み）：400億円

（参 考）緊急浚渫推進事業債

<対象事業> 河川・ダム・砂防・治山・農業用ため池等

<地方財政措置> 充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

<事業期間> 令和6年度まで

<事業費> 1,100億円



### 2. 利水ダム等の事前放流の推進

利水ダム等の事前放流に伴い、一級水系の指定区間及び二級水系を管理する都道府県が行う損失補填に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.8、財政力補正なし）を講ずる

## 地方回帰支援の推進

### 1. 地域おこし協力隊の取組強化

- 令和6年度に地域おこし協力隊の隊員数を8,000人とする目標に向け、「地域おこし協力隊インターン」の創設等に要する経費について、地方財政措置を講ずる

#### (1) 地域おこし協力隊インターンの創設

- ① 対象団体  
3大都市圏外のすべての市町村、3大都市圏内の条件不利地域等
- ② 地方財政措置（特別交付税措置）
  - ・ インターンのプログラム作成等に要する経費：1団体当たり100万円上限
  - ・ 協力隊インターン参加者の活動に要する経費：1人・1日当たり1.2万円上限※ インターンの期間は2週間～3ヶ月

#### (2) 地域おこし協力隊の任期後の定住支援の創設

- ① 対象事業  
任期後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費
- ② 地方財政措置（特別交付税措置）  
措置率：0.5（財政力補正なし）

#### (3) 地域おこし協力隊の地域要件緩和

- ・ 海外在住者が、国内の都市圏に住民票を移さずに、直接地域おこし協力隊に着任出来るよう要件を緩和

### 2. 地域プロジェクトマネージャーの創設

- 地域・行政・民間の橋渡しをしながら、地域の重要プロジェクトを推進することができる人材の確保に要する経費について、地方財政措置を講ずる

#### (1) 対象団体

3大都市圏外のすべての市町村、3大都市圏内の条件不利地域等

#### (2) 地方財政措置（特別交付税措置）

地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費：1人当たり650万円上限

### 3. 地域の魅力・価値向上に向けた人材活用

- 地域の魅力を高める取組を推進するため、「地域おこし企業人」及び「地域力創造アドバイザー」の地域要件を緩和する

- ・ 条件不利地域及び定住自立圏に加え、3大都市圏外の都市地域等も対象とする

※ 併せて、企業人材が幅広く地方団体の様々な課題に対応できることを明確化するため、「地域おこし企業人」の名称を「地域活性化起業人」に変更

## 条件不利地域に対する地方財政措置の拡充

- 旧簡易水道事業について、現在の厳しい経営状況等を踏まえ地方財政措置を拡充
- 条件不利地域における光ファイバ等の整備を引き続き推進するため、過疎対策事業債の「光ファイバ等整備特別分」を継続

### 1. 旧簡易水道事業に対する地方財政措置

#### (1) 対象事業

簡易水道事業を統合した上水道事業※における旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業

※ 簡易水道事業の統合推進が開始された平成19年度以降の統合  
上水道事業：給水人口が5,001人以上の事業、  
簡易水道事業：給水人口が101人以上 5,000人以下の事業

#### (2) 対象要件

前年度末時点で経営戦略を策定しており、次の要件のいずれかを満たす団体

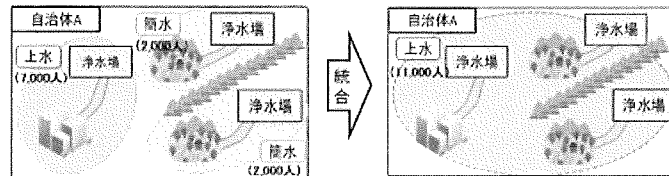
- ・ 統合後の上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上
- ・ 有収水量 1 m<sup>3</sup>当たり資本費又は給水原価が全国平均※以上

※ 大規模団体を除く上水道事業の全国平均

#### (3) 財政措置

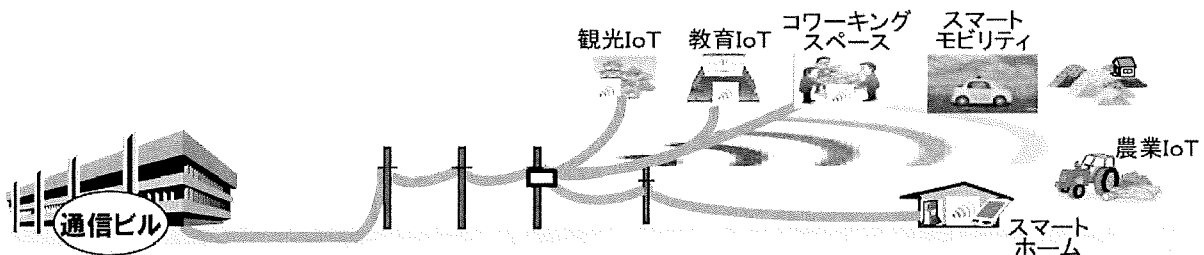
建設改良に係る水道事業債の元利償還金（50%）について、一般会計からの繰出しを行うこととし、当該繰出金について特別交付税措置（50%）

〈簡易水道事業統合のイメージ〉



### 2. 過疎対策事業債における「光ファイバ等整備特別分」の継続

令和2年度に引き続き、過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%）のハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保



## 地方公共団体の資金繰りへの対応

○ 地方公共団体が新型コロナウイルス感染症対策に取り組む中、財政運営に支障が生じないように、令和3年度の資金繰り対策として以下のとおり措置を講ずる

### 1. 地方債に対する公的資金の大幅な増額確保

増額が見込まれる臨時財政対策債について最も金利が低い公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金）での引受けを1.1兆円増額し、臨時財政対策債全体の4割を公的資金で確保。

※なお、令和2年度の減収補填債についても1兆円を公的資金で増額確保。

臨時財政対策債に係る公的資金  
2.2兆円(前年度比+1.1兆円、+97%)  
うち財政融資資金  
1.5兆円(前年度比+0.7兆円、+103%)  
うち地方公共団体金融機構資金  
0.8兆円(前年度比+0.4兆円、+87%)

### 2. 特別減収対策債の延長

減収補填債の対象外である税目や使用料・手数料について、引き続き令和3年度も投資的経費の範囲内で「特別減収対策債」の発行を可能とする。

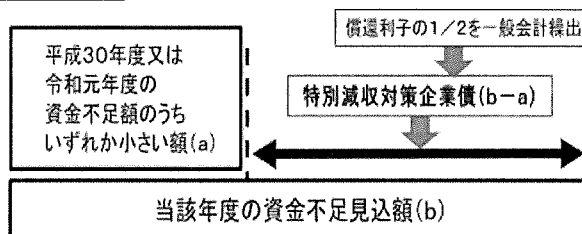
減収相当額について特別減収対策債が発行可能

地方債充当分  
(例：一般単独事業債 充当率75%)

一般財源充当分

### 3. 公営企業における特別減収対策企業債の延長

病院や交通など公営企業の料金収入が減少し、資金繰りに影響が生じる恐れがあることから、新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金不足について、引き続き令和3年度も「特別減収対策企業債」の発行を可能とする。



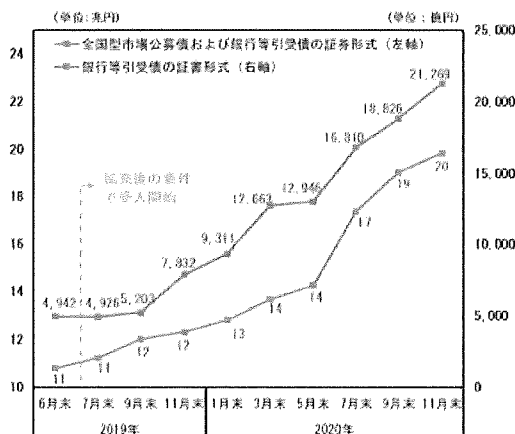
※ 償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し、その8割を特別交付税措置

### 4. 資金調達手段の多様化・資金調達環境の整備

資金調達の多様化を図る観点から、市場公募化の一層の推進や共同発行市場公募債の発行額の増額、年限の多様化等を図る。

また、地方債の日本銀行適格担保としての活用は、資金調達の円滑化や、資金供給オペを利用する地域金融機関を通して地域経済の活性化に資することから、地方団体における事務手続の標準化、担保としての活用可能額の精査、地方団体と金融機関との連絡調整の強化等を推進する。

日本銀行適格担保における地方債残高の推移





## 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

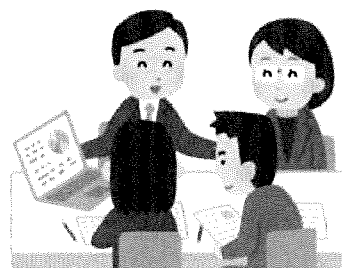
### 地方公共団体金融機構との共同事業

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
  - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- ➡ 地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設

### 事業概要

#### (1) アドバイザーを派遣する政策テーマ

- 公営企業の経営戦略の策定・経営支援
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備
- 公共施設等総合管理計画の見直し  
(公共施設マネジメント)



#### (2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣

都道府県に派遣

課題対応 アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
<p>市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣</p>	<p>上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するため達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣</p>	<p>都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣</p>

- アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担
- 各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施

#### (3) 事業規模

- 約3億円（約500団体・公営企業への派遣を想定）

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区 分		令和3年度 (見込)	令和2年度
歳	入 合 計 ①	896,300 程度	907,397
地	方 税 ②	380,802	409,366
地	方 譲 与 税 ③	18,219	26,086
地	方 特 例 交 付 金 ④	3,577	2,007
地	方 交 付 税 ⑤	174,385	165,882
地	方 債 ⑥	112,407	92,783
	うち臨時財政対策債 ⑦	54,796	31,398
復	旧・復 興 事 業 分 ⑧	▲ 2	▲ 86
一	般 財 源 充 当 分 ⑧		
全	国 防 災 事 業 分 ⑨	▲ 345	▲ 335
一	般 財 源 充 当 分 ⑨		
主 な 地 方 財 政 関 係 指 標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	631,432	634,318
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	64.3% 程度	66.4%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	12.5% 程度	10.2%

※1 歳入合計、地方税、地方譲与税、一般財源総額は、令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

※2 一般財源総額には、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用により財源を確保した分を含んでいる。

（参考）

○ 地方の借入金残高 190兆円程度（令和3年度末見込み）  
（東日本大震災分を含む）

※令和2年度末見込み 190兆円程度

○ 交付税特別会計借入金残高 31.0兆円（令和3年度末見込み）  
※令和2年度末見込み 31.0兆円

1. 令和3年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項 目		令和3年度 (見込)	令和2年度	増減率 (見込)
歳入	地 方 税	382,704 億円	409,366 億円	▲ 6.5 %
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	380,802 億円	409,366 億円	▲ 7.0 %
	地 方 譲 与 税	18,462 億円	26,086 億円	▲ 29.2 %
	( 猶 予 特 例 分 除 き )	18,219 億円	26,086 億円	▲ 30.2 %
	地 方 特 例 交 付 金 等	3,577 億円	2,007 億円	78.2 %
	地 方 交 付 税	174,385 億円	165,882 億円	5.1 %
	地 方 債	112,407 億円	92,783 億円	21.2 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	54,796 億円	31,398 億円	74.5 %
	復 旧 ・ 復 興 事 業 分 類 一 般 財 源 充 実 事 当	▲ 2 億円	▲ 86 億円	▲ 97.7 %
	復 旧 ・ 復 興 事 業 分 類 一 般 財 源 充 実 事 当	▲ 345 億円	▲ 335 億円	3.0 %
歳 入 合 計 約	898,400 億円	907,397 億円	約 ▲ 1.0 %	
「 一 般 財 源 」	633,577 億円	634,318 億円	▲ 0.1 %	
( 猶 予 特 例 分 除 き )	631,432 億円	634,318 億円	▲ 0.5 %	
( 水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベ ー ス )	622,077 億円	617,518 億円	0.7 %	
( 猶 予 特 例 分 除 き )	619,932 億円	617,518 億円	0.4 %	
歳出	給 与 関 係 経 費 約	201,500 億円	202,876 億円	約 ▲ 0.7 %
	退 職 手 当 以 外 約	186,800 億円	187,553 億円	約 ▲ 0.4 %
	退 職 手 当 約	14,700 億円	15,323 億円	約 ▲ 4.1 %
	一 般 行 政 経 費 約	409,300 億円	403,717 億円	約 1.4 %
	う ち 補 助 分 約	229,800 億円	227,126 億円	約 1.2 %
	う ち 単 独 分 約	148,300 億円	147,510 億円	約 0.5 %
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	う ち 地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
	う ち 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費 ( 仮 称 )	2,000 億円	- 億円	皆 増
	公 債 費 約	117,800 億円	116,979 億円	約 0.7 %
	( 猶 予 特 例 債 除 き ) 約	115,700 億円	116,979 億円	約 ▲ 1.1 %
	維 持 補 修 費 約	14,700 億円	14,469 億円	約 1.6 %
	う ち 緊 急 浸 透 推 進 事 業 費	1,100 億円	900 億円	22.2 %
	投 資 的 経 費 約	119,200 億円	127,614 億円	約 ▲ 6.6 %
	う ち 直 轄 ・ 補 助 分 約	57,100 億円	66,477 億円	約 ▲ 14.1 %
	う ち 単 独 分 約	62,100 億円	61,137 億円	約 1.6 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000 億円	3,000 億円	33.3 %
	公 営 企 業 繰 出 金 約	24,400 億円	24,942 億円	約 ▲ 2.2 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分 約	14,700 億円	15,138 億円	約 ▲ 2.9 %
	水 準 超 経 費	11,500 億円	16,800 億円	▲ 31.5 %
	歳 出 合 計 約	898,400 億円	907,397 億円	約 ▲ 1.0 %
( 水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベ ー ス ) 約	886,900 億円	890,597 億円	約 ▲ 0.4 %	
地 方 一 般 歳 出 約	754,400 億円	758,480 億円	約 ▲ 0.5 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

## 2. 令和3年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

### (1) 復旧・復興事業

項 目		令和3年度 (見込)	令和2年度	増減率 (見込)
歳 入	震災復興特別交付税	1,326 億円	3,742 億円	▲ 64.6 %
	国庫支出金	約 1,900 億円	5,065 億円	約 ▲ 62.5 %
	地方債	8 億円	15 億円	▲ 46.7 %
	一般財源充当分	2 億円	86 億円	▲ 97.7 %
計		約 3,300 億円	8,984 億円	約 ▲ 63.3 %
歳 出	直轄・補助事業費	約 2,500 億円	8,093 億円	約 ▲ 69.1 %
	地方単独事業費	790 億円	800 億円	▲ 1.3 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	452 億円	394 億円	14.7 %
	計	約 3,300 億円	8,984 億円	約 ▲ 63.3 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

### (2) 全国防災事業

項 目		令和3年度 (見込)	令和2年度	増減率 (見込)
歳 入	地方税	744 億円	756 億円	▲ 1.6 %
	一般財源充当分	345 億円	335 億円	3.0 %
	雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
計		1,090 億円	1,092 億円	▲ 0.2 %
歳 出	公債費	1,090 億円	1,092 億円	▲ 0.2 %
	計	1,090 億円	1,092 億円	▲ 0.2 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参考)

令和3年度地方財政収支見通しの概要  
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

項 目		令和3年度 (見込)	令和2年度	増減率 (見込)	
歳入	地 方 税	383,448 億円	410,122 億円	▲ 6.5 %	
	( 猶 子 特 例 分 除 き )	381,546 億円	410,122 億円	▲ 7.0 %	
	地 方 譲 与 税	18,462 億円	26,086 億円	▲ 29.2 %	
	( 猶 子 特 例 分 除 き )	18,219 億円	26,086 億円	▲ 30.2 %	
	地 方 特 例 交 付 金 等	3,577 億円	2,007 億円	78.2 %	
	地 方 交 付 税	175,711 億円	169,624 億円	3.6 %	
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	174,385 億円	165,882 億円	5.1 %	
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	1,326 億円	3,742 億円	▲ 64.6 %	
	地 方 債	112,415 億円	92,798 億円	21.1 %	
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	54,796 億円	31,398 億円	74.5 %	
歳 入 合 計	約 902,900 億円	917,473 億円	約 ▲ 1.6 %		
「 一 般 財 源 」		635,994 億円	639,237 億円	▲ 0.5 %	
( 猶 子 特 例 分 除 き )		633,849 億円	639,237 億円	▲ 0.8 %	
歳出	給 与 関 係 経 費	約 201,500 億円	202,876 億円	約 ▲ 0.7 %	
	退 職 手 当 以 外	約 186,800 億円	187,553 億円	約 ▲ 0.4 %	
	退 職 手 当	約 14,700 億円	15,323 億円	約 ▲ 4.1 %	
	一 般 行 政 経 費	約 409,300 億円	403,717 億円	約 1.4 %	
	う ち 補 助 分	約 229,800 億円	227,126 億円	約 1.2 %	
	う ち 単 独 分	約 148,300 億円	147,510 億円	約 0.5 %	
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し こ と 創 生 事 業 費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %	
	う ち 地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %	
	う ち 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費 ( 仮 称 )	2,000 億円	- 億円	皆 増	
	公 債 費	約 117,800 億円	116,979 億円	約 0.7 %	
	( 猶 子 特 例 債 除 き )	約 115,700 億円	116,979 億円	約 ▲ 1.1 %	
	維 持 補 修 費	約 14,700 億円	14,469 億円	約 1.6 %	
	う ち 緊 急 渡 渡 推 進 事 業 費	1,100 億円	900 億円	22.2 %	
	投 資 的 経 費	約 119,200 億円	127,614 億円	約 ▲ 6.6 %	
	う ち 直 轄 ・ 補 助 分	約 57,100 億円	66,477 億円	約 ▲ 14.1 %	
	う ち 単 独 分	約 62,100 億円	61,137 億円	約 1.6 %	
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %	
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %	
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000 億円	3,000 億円	33.3 %	
	公 営 企 業 繰 出 金	約 24,400 億円	24,942 億円	約 ▲ 2.2 %	
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	約 14,700 億円	15,138 億円	約 ▲ 2.9 %	
	水 準 超 経 費	11,500 億円	16,800 億円	▲ 31.5 %	
	大 東 震 災 分 本	復 旧 ・ 復 興 事 業 費	約 3,300 億円	8,984 億円	約 ▲ 63.3 %
		全 国 防 災 事 業 費	1,090 億円	1,092 億円	▲ 0.2 %
	歳 出 合 計	約 902,900 億円	917,473 億円	約 ▲ 1.6 %	
	地 方 一 般 歳 出	約 757,700 億円	767,389 億円	約 ▲ 1.3 %	

(注)本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

(参考 1)

地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
昭和60年度	4.6	3.5	10.6	10.9
61	4.6	4.3	6.9	4.0
62	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7 (6.5)	▲ 4.4
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0
令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
2	1.3	2.3	1.9	2.5
3	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 7.0	5.1

(注1) ( )内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸率である。

(注3) 地方税・地方譲与税の令和2年度徴収猶予特例分を除いている。

( 参 考 2 )

## 地 方 債 等 関 係 資 料

年 度	地 方 債 計 画 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和60年度	39,500	▲ 8,102	7.8	57
61	44,290	4,790	8.4	61
62	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲ 4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲ 134	7.9	70
4	51,400	▲ 4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲ 8,335	13.9	150
10	110,300	▲ 10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲ 1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲ 9,270	16.7	201
17	122,619	▲ 18,829	14.6	201
18	108,174	▲ 14,445	13.0	200
19	96,529	▲ 11,645	11.6	199
20	96,055	▲ 474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲ 20,167	13.9	200
24	111,654	▲ 3,118	13.6	201
25	111,517	▲ 137	13.6	201
26	105,570	▲ 5,947	12.7	201
27	95,009	▲ 10,561	11.1	199
28	88,607	▲ 6,402	10.3	197
29	91,907	3,300	10.6	196
30	92,186	279	10.6	194
令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
2	92,783	▲ 1,500	10.2	190程度 (見込)
3	112,407	19,625	12.5	190程度 (見込)

## II 令和3年度当初予算案の概要

### 1 予算編成の基本的考え方

「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、新型コロナウイルスの影響による社会の変革等に対応しつつ、「4つのチャレンジ」を推進。

<b>I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ</b> 力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指す。	<b>II 「新しい安心安全」へのチャレンジ</b> 医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築く。
<b>III 「新しい人財育成」へのチャレンジ</b> 茨城の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指す。	<b>IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ</b> 将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、観光創生や魅力度向上を図る。

- 感染症対策と社会経済活動の両立に注力。
- 未来への投資につながる施策へ積極果敢に挑戦。

自ら未来を切り拓ける茨城へと「飛躍」



## 2 「4つのチャレンジ」の主な施策

### 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

- ・ 企業立地が有望な「つくばみらい福岡地区」において新たな工業団地を造成するとともに、新たな産業用地の開発のための可能性調査等を実施。
- ・ 生産量日本一である「栗」の高付加価値な加工品のブランド化を推進。

<これまでの取組み・成果>

- ▶ 全国トップレベルの本社機能等誘致補助制度を創設し、19件を補助対象に認定
- ▶ 輸出に意欲的な産地と事業者が実施する海外でのプロモーションを支援

全国トップクラスの  
企業誘致実績!!

農産物の輸出額が  
3年で5倍に!!

### 「新しい安心安全」へのチャレンジ

- ・ 新たな産業廃棄物最終処分場（日立市諏訪町地内）の基本計画策定や周辺道路の設計等を実施。
- ・ 県立医療大学及び付属病院等の公立大学法人化に向けた準備に着手。

<これまでの取組み・成果>

- ▶ 最優先の医療機関・診療科を選定して医師13.1名（常勤換算）を確保
- ▶ 橋梁の耐震化や河道改修等の防災・減災対策を推進

このほか不足が懸念される  
小児科医3名を確保!!

### 「新しい人財育成」へのチャレンジ

- ・ 不妊治療に対する助成を拡充するとともに、不育症検査に対する助成を新設。
- ・ 県立高校等における一人一台端末について、低所得世帯に対する補助を新設。

<これまでの取組み・成果>

- ▶ 県立中学校における一人一台端末の整備等を前倒して推進
- ▶ 第3子以降で3歳未満の子どもの保育料について、所得制限を撤廃し完全無償化

ICT教育・遠隔教育  
環境をいち早く導入!!

### 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

- ・ 首都圏向けテレビを活用した県産品の販売プロモーションを開始。
- ・ 宿泊施設に加え、常設型観光施設の誘致促進制度を創設。
- ・ 大幅な増員等により、県北地域の起業型地域おこし協力隊の活動を強化。

<これまでの取組み・成果>

- ▶ 全長約320kmの「県北ロングトレイル」の整備等を推進
- ▶ 夜の水族館の魅力向上のためクラゲ大水槽等の整備により水族館をリニューアルオープン

魅力度ランキングが  
最下位脱出!!

### 3 令和3年度当初予算案の規模

一般会計予算案の規模 1兆2,951億78百万円 (対前年度当初比+11.4%)

※ うち新型コロナウイルス感染症関連分 1,620億82百万円

※ 震災関連や新型コロナウイルス感染症関連分除きの伸び率 +0.5%

- 新型コロナウイルス感染症関連予算の計上や、法人税収の落ち込みに伴う県税過誤納還付金の増、社会保障関係費の増などにより、歳出規模は前年度と比べて、+11.4%で過去最大。
- 震災関連や新型コロナウイルス感染症関連分除きの比較では、+0.5%。

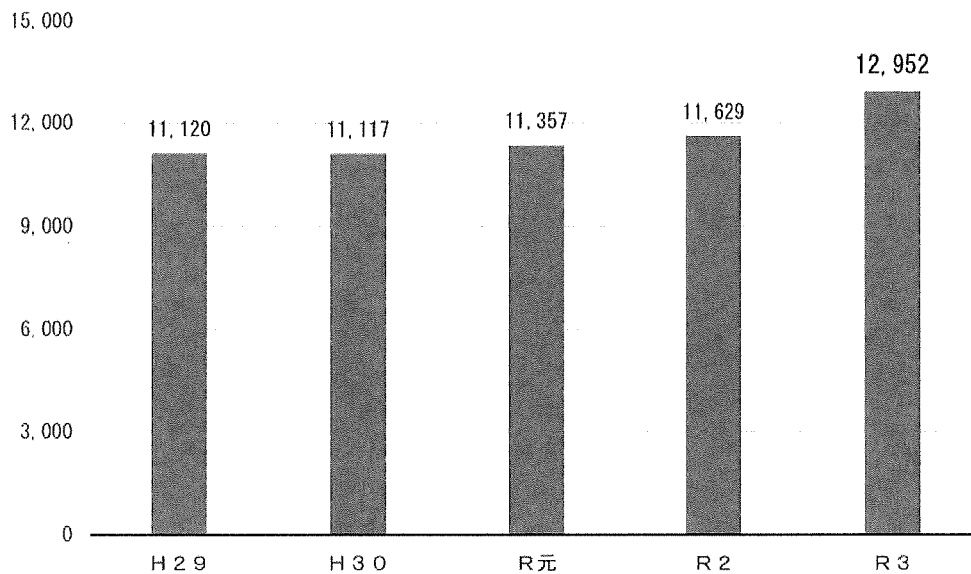
(単位：百万円、%)

区 分	R 2	R 3	増減率
一 般 会 計	1,162,917 (1,120,392)	1,295,178 (1,125,973)	11.4 (0.5)
特 別 会 計	565,527	450,381	▲20.4
企 業 会 計	110,137	123,091	11.8
計	1,838,581	1,868,650	1.6

(注) ( ) 内は、震災関連や新型コロナウイルス感染症関連分を除いた額及び伸び率

#### 【一般会計当初予算額の推移】

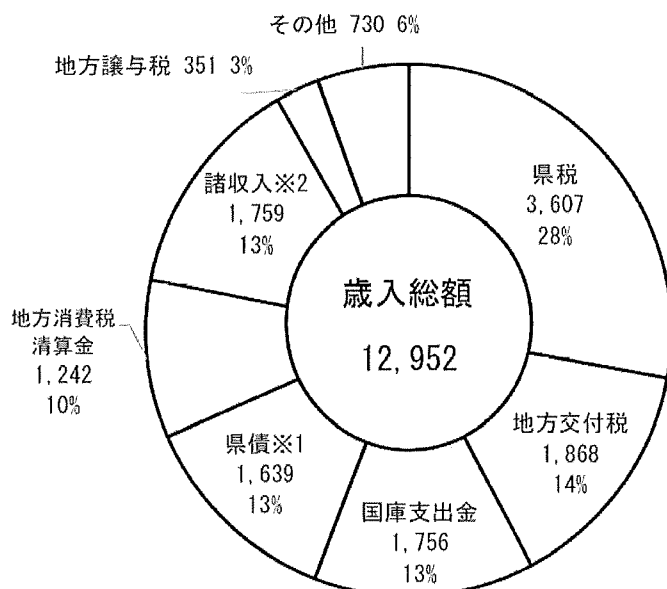
(単位：億円)



## 4 歳入の状況

【主な歳入の内訳】

(単位：億円、構成比)



### 前年度から増加

- ・国庫支出金 (+25.3%)
- ・県債 (+36.4%)
- ・諸収入 (+101.6%)

### 前年度から減少

- ・県税 (▲6.7%)
- ・地方交付税 (▲1.6%)
- ・地方消費税清算金 (▲0.2%)
- ・地方譲与税 (▲31.9%)

※1 うち臨時財政対策債 900 億円 7%

※2 うち新型コロナウイルス感染症対策融資分 1,143 億円 9%

### ① 県税 3,607 億円 【対前年度比：▲260 億円、▲6.7%】

- 県税収入総額は、企業収益の減による法人二税等の減などにより前年度比▲6.7%、260 億円の減。
- 実質的県税ベース（県税、地方消費税清算金及び特別法人事業譲与税・自動車重量譲与税の合計額）では、前年度比▲9.4%、457 億円の減で、4,399 億円。
- 法人二税は、企業収益の減による課税所得の減などにより前年度比▲21.1%、196 億円の減で、732 億円。
- 特別法人事業譲与税は、原資である全国の法人事業税が低調であることによる減により前年度比▲34.6%、163 億円の減で、309 億円。

【主な税目の前年度比較】

(単位：百万円、%)

税目	R2	R3	増減	増減率	増減の主な理由
法人二税	92,759	73,158	▲19,601	▲21.1	企業収益の減
個人県民税	111,787	108,323	▲3,464	▲3.1	課税所得や配当所得の減
地方消費税	79,219	78,924	▲295	▲0.4	景気低迷による減
自動車税	52,988	51,917	▲1,071	▲2.0	環境性能割の軽減措置延長による減
軽油引取税	32,989	32,308	▲681	▲2.1	貨物輸送量の落込みによる減
<b>県税収入計</b>	<b>386,701</b>	<b>360,678</b>	<b>▲26,023</b>	<b>▲6.7</b>	

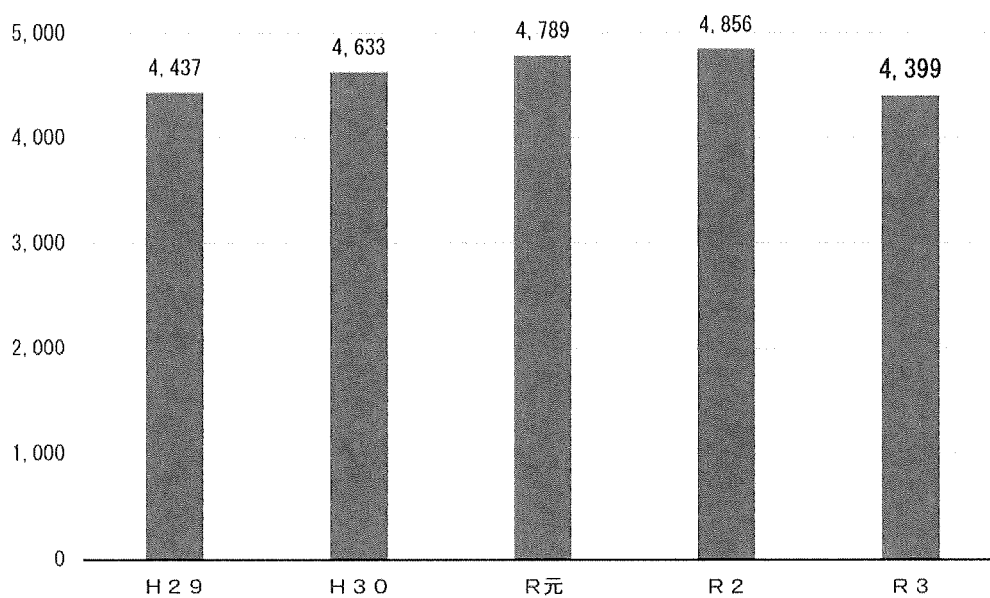
【実質的県税の前年度比較】

(単位：百万円、%)

区 分	R 2	R 3	増 減	増減率	備考
県 税 収 入 ①	386,701	360,678	▲26,023	▲6.7	—
地方消費税清算金(清算後)②	51,474	48,084	▲3,390	▲6.6	消費低迷によ り減
小計 (①+②)	438,175	408,762	▲29,413	▲6.7	
特別法人事業譲与税 ③	47,194	30,866	▲16,328	▲34.6	全国の法人事 業税が低調
自動車重量譲与税 ④	235	319	84	35.7	
実質的県税 ①+②+③+④	485,604	439,947	▲45,657	▲9.4	—

【実質的県税収入 当初予算額の推移】

(単位：億円)



② 地方交付税 1,868億円 【対前年度比：▲30億円、▲1.6%】  
 (うち震災復興特別交付税 0.3億円)  
 臨時財政対策債 900億円 【対前年度比：+388億円、+75.8%】

- 普通交付税については、令和2年度の算定結果をもとに、令和3年度の地方財政計画の内容等を踏まえ算定し、前年度比+4.5%、80億円増の1,848億円。
- 特別交付税については、前年度同額の20億円。震災復興特別交付税については、震災関連事業の減により前年度比▲99.7%、110億円減の0.3億円。
- 臨時財政対策債については、前年度比+75.8%、388億円増の900億円。
- この結果、地方交付税（震災復興特別交付税を除く）と臨時財政対策債を合わせた実質的交付税は2,768億円となり、前年度比+20.3%、468億円増。

【実質的交付税の前年度比較】 (単位：百万円、%)

区 分	R 2	R 3	増 減	増減率	地財計画
地方交付税	189,802	186,830	▲2,972	▲1.6	3.6
普通交付税 ①	176,800	184,800	8,000	4.5	5.1
特別交付税(通常分)②	2,000	2,000	-	-	
震災復興特別交付税	11,002	30	▲10,972	▲99.7	▲64.6
臨時財政対策債 ③	51,200	90,000	38,800	75.8	74.5
実質的交付税①+②+③	230,000	276,800	46,800	20.3	16.2

③ 県債 1,639億円 【対前年度比：+438億円、+36.4%】

- 県債の発行額は、公共投資に充てる県債や特例的県債（臨時財政対策債）の増などにより前年度比+36.4%、438億円増。
- 特例的県債（臨時財政対策債）の発行額は、前年度比+75.8%、388億円増。
- 通常県債（公共投資に充てる県債や退職手当債など）に係る県債残高は、令和3年度末（見込）では1兆1,183億円となり、令和2年度末（見込）に比べ69億円縮減。
- 予算額に占める県債の割合を示す県債依存度は、県税収入などその他の歳入が減少したことにより12.7%と2.4ポイント増（前年度当初：10.3%）。
- 特例的県債に係る県債残高が、令和3年度末（見込）で1兆54億円と増加することから、通常県債と特例的県債を合わせた県債残高は、令和3年度末（見込）で2兆1,237億円となり、令和2年度末（見込）に比べ283億円増。

【県債発行額の前年度比較】 (単位：百万円、%)

区 分	R 2	R 3	増 減	増減率	備 考
通常県債	68,926	73,911	4,985	7.2	—
公共投資に充てる県債	64,926	69,911	4,985	7.7	
退職手当債	4,000	4,000	-	-	
特例的県債	51,200	90,000	38,800	75.8	臨時財政対策債
合 計	120,126	163,911	43,785	36.4	—

④ 実質的な一般財源総額

7, 230億円 【対前年度比：+13億円、+0.2%】  
 (震災復興特別交付税含み 対前年度比：▲97億円、▲1.3%)

- 県税（地方消費税清算後）、特別法人事業譲与税、実質的地方交付税とその他の地方譲与税等を合わせた実質的な一般財源総額は、7, 230億円となり、対前年度比で+0.2%、13億円の増と前年度と同水準を確保。

【実質的な一般財源総額の前年度比較】

(単位：百万円、%)

区 分	R 2	R 3	増 減	増減率	(参考)地財計画
県税(地方消費税清算後)	438,175	408,762	▲29,413	▲6.7	(県税) ▲7.9
特別法人事業譲与税	47,194	30,866	▲16,328	▲34.6	▲37.2
実質的地方交付税	230,000	276,800	46,800	20.3	16.2
震災復興特別交付税	11,002	30	▲10,972	▲99.7	▲64.6
その他の地方譲与税等	6,310	6,555	245	3.9	—
合 計	732,681	723,013	▲9,668	▲1.3	—
震災復興特別交付税除き	721,679	722,983	1,304	0.2	(水準超除き) 0.7

※実質的地方交付税は、地方交付税（震災復興特別交付税を除く）及び臨時財政対策債の合計額

※その他の地方譲与税等は、特別法人事業譲与税以外の地方譲与税及び地方特例交付金の合計額

⑤ 繰入金（一般財源）

205億円 【対前年度比：+173億円、+537.2%】

- 一般財源総額は前年度と同水準を確保したものの、なお不足する財源については、一般財源基金からの繰入金205億円を活用することで対応。

【繰入金（一般財源基金）の前年度比較】

(単位：百万円、%)

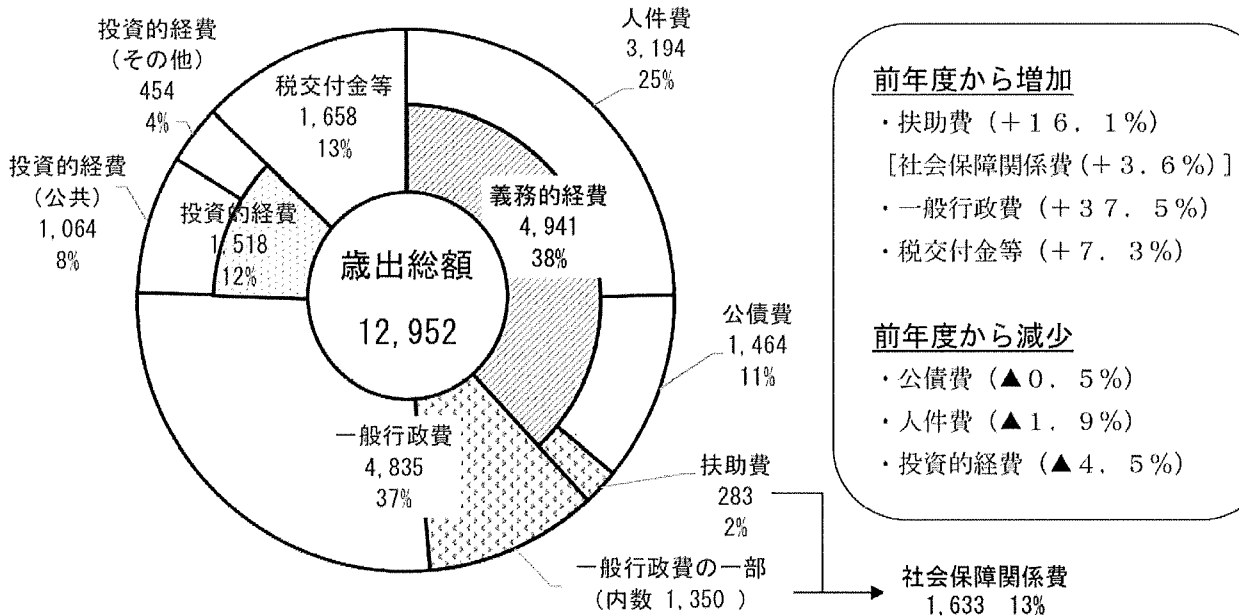
区 分	R 2	R 3	増 減	増減率
一般財源基金繰入金	3,217	20,500	17,283	537.2
一般財源基金残高(年度末)	※1 57,322	※2 57,322	—	—

※1 R2-1月補正後の残高見込み。

※2 感染拡大による予算執行の減や国の地方財政措置等を踏まえ、R2補正予算でR3当初繰入額と同額程度の基金の積戻しをすることにより、繰入前と同水準の基金残高を確保。

## 5 歳出の状況

【歳出（性質別内訳）の前年度比較】（単位：億円、構成比）



① 義務的経費 4,941億円 【対前年度比：▲30億円、▲0.6%】

歳出全体に占める構成比：38.1%（前年度 42.7%）

- 人件費は、給与改定に伴う所要額の減等により、▲1.9%。
- 公債費は、過去に発行した高利率の県債残高の減少に伴う利子の減により、▲0.5%。
- 扶助費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う景気低迷による生活保護費の増などにより、+16.1%。なお、社会保障関係費（扶助費及び一般行政費の一部）についても、PCR検査の公費負担分の増などにより、+3.6%。

② 投資的経費 1,518億円 【対前年度比：▲78億円、▲4.9%】

（公共▲12.8%、その他投資+20.9%）

[国補公共]

- 国補公共事業（特別・企業会計含み）については、復興・創生期間の終了により震災関連分が大幅に減となる一方、国と歩調を合わせて河川整備等の進捗を図ることとし、前年度比▲15.4%の864億円（震災関連分を除く通常事業分は前年度比+7.9%）。
- なお、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の国の経済対策への対応については、令和2年度補正予算に前倒しして計上を予定。

[県単公共]

- 県単公共事業（特別・企業会計含み）については、通学路等の安全対策、道路・堤防の除草や補修等に対応する維持・管理対策・長寿命化対策等を引き続き着実に進めるとともに、国の緊急対策と連携して創設された有利な起債制度を活用して防災インフラ整備を推進することとし、前年度比▲0.1%の253億円。

[公共事業全体]

- 公共事業全体については、前年度比▲12.3%の1,117億円（震災関連分を除く通常事業分は前年度比+6.2%）。なお、一般会計分は、前年度比▲12.8%の1,064億円。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などの国の経済対策分（令和2年度補正予算で計上予定）等を合算した場合は、+19.3%の1,518億円。

[その他投資（一般会計）]

- その他投資については、強い農業づくりに向けた農産園芸共同利用施設や食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備に対する支援の増などにより、前年度比+20.9%の454億円。

【公共事業費（特別・企業会計含み）の前年度比較】

（単位：百万円、%）

区 分	R 2	R 3	増 減	増減率
国補公共事業	102,071 (80,085)	86,396 (86,396)	▲15,675 (6,311)	▲15.4 (7.9)
補 助 事 業	83,674 (64,370)	66,303 (66,303)	▲17,371 (1,933)	▲20.8 (3.0)
直轄事業負担金	18,397 (15,715)	20,093 (20,093)	1,696 (4,378)	9.2 (27.9)
県単公共事業	25,348 (25,117)	25,318 (25,318)	▲30 (201)	▲0.1 (0.8)
合 計	127,419 (105,202)	111,714 (111,714)	▲15,705 (6,512)	▲12.3 (6.2)

（注）（ ）内は、震災関連分を除いた額及び伸び率

<参考> 令和2年度予算に前倒して計上を予定している国の経済対策（「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等）への対応分を合算した場合の金額及び増減率

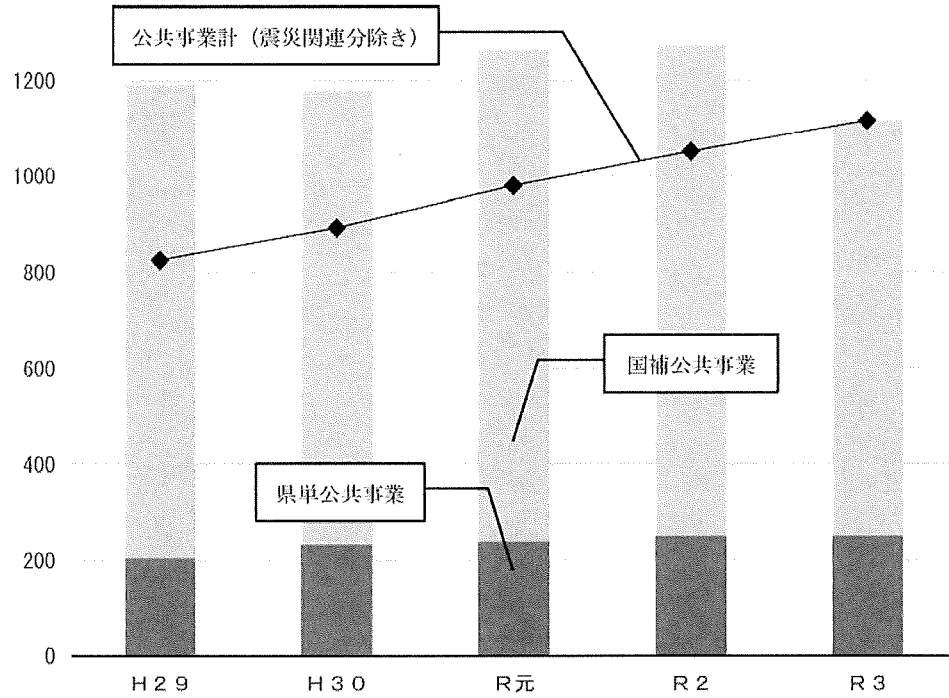
（単位：百万円、%）

R2-2月補正 （経済対策対応分等） A	R3当初 B	合算 C=A+B	R2当初 D	増減率 C/D
40,056	111,714	151,770	127,419	19.3



【公共事業費（特別・企業会計含み）当初予算額の推移】

（単位：億円）



区 分	H29	H30	R元	R2	R3
国補公共事業	985	946	1,024	1,021	864
県単公共事業	207	235	241	253	253
合計	1,192	1,181	1,265	1,274	1,117
震災関連分除き	826	893	981	1,052	1,117

③ 一般行政費 4,835億円 【対前年度比：+1,318億円、+37.5%】

一般行政費は、新型コロナウイルス感染症対策関連事業のほか、

- 企業誘致や農林水産物のブランド化、輸出支援などの産業育成
- 新たな産業廃棄物最終処分場の設計や防災・防犯対策などの生活基盤づくり
- 少子化対策やICT教育・遠隔教育のための環境整備などの「人財」育成
- 県産品や観光地等のプロモーションや本県の魅力向上・発信などに重点的に取り組むための所要額を計上。

#### ④ 新型コロナウイルス感染症対策関連事業 1,621億円【再掲】

感染症対策と社会経済活動の両立を図るため、県民の命と健康を守るために必要な予算及び影響を受ける県内産業等を支援するために必要な予算を引き続き計上。

[主な事業]

- 感染症拡大防止策と医療提供体制の整備等については、患者受入医療機関における空床確保に対する補助や、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン等における感染症対策等に関する事業を計上。
- 県民生活等への支援については、小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの実施に対する補助や、妊婦に対するPCR検査費用の補助、感染した妊産婦に対する訪問支援等に関する事業を計上。
- 県内産業等への支援については、一定要件のもと無利子・無担保となる新型コロナウイルス感染症対策融資などに関する事業を計上。

#### 【新型コロナウイルス感染症対策関連事業の規模等】

(単位：百万円)

区分	R1-3月 A	R2現計 ※ B	R3当初 C	合計 A+B+C
一般会計	826	252,420	162,082	415,328
特別会計	—	2	—	2
企業会計	—	67	215	282
合計	826	252,489	162,297	415,612

※ R2現計については、令和2年度1月補正予算後の額。

<参考> 令和3年度当初予算分の内訳（一般会計）

(単位：百万円)

区分	R3当初
1 感染症拡大防止策と医療提要体制の整備等	40,484
2 県民生活等への支援	2,984
3 県内産業等への支援	116,914
4 予備費	1,700
合計	162,082

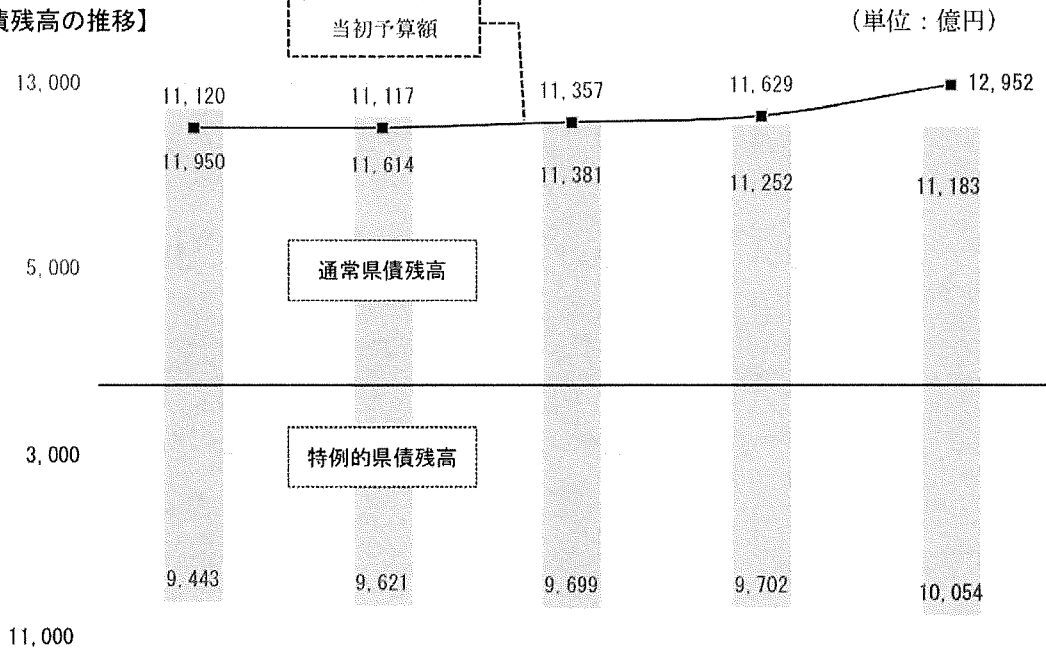
#### ⑤ 財政健全化に向けた取組

将来世代の受益に繋がる事業に大胆に取り組むとともに、スクラップ・アンド・ビルドの徹底などにより限られた財源の有効活用を図り、本県が将来にわたって発展していくための、健全な財政構造を確立する。

[財政健全化に向けた目標]

- 特例的県債を除く県債残高を前年度以下に縮減
  - 臨時財政対策債を地方交付税として算定した場合のプライマリーバランスの黒字の維持
- 令和3年度当初予算案では、上記目標を共に達成

【県債残高の推移】



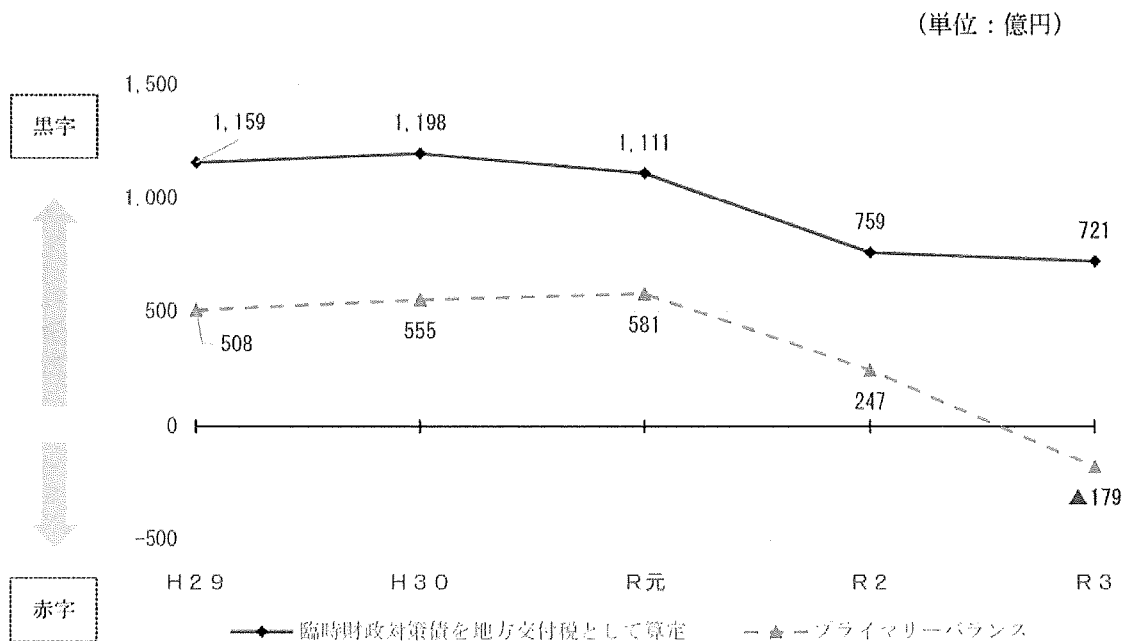
県債残高総額	H29	H30	R元	R2	R3
		21,393	21,235	21,080	20,954

(注) R元までは決算額、R2は1月補正予算後見込額、R3は当初予算時見込額

「通常県債」：公共投資に充てる県債や退職手当債など

「特例的県債」：地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的な県債（臨時財政対策債、減収補填債など）

【プライマリーバランスの推移】



(注) R元までは決算額、R2は1月補正予算後見込額、R3は当初予算時見込額

## 6 主な事業



### 工業団地整備調整推進事業/つくばみらい福岡地区土地造成事業

【R3当初予算額 12,315百万円】

(R2当初予算額 12百万円)

営業戦略部立地整備課事業調整室 (029-301-2748)  
企業局総務課企画経営室 (029-301-4938)

本県の産業用地開発については、「未来産業基盤強化プロジェクト」により県内市町村の開発計画に対する支援を積極的に推進します。一方、供給が著しくひっ迫する圏央道周辺地域については、近い将来、市町村等による開発だけでは供給が間に合わない状況が見込まれることから、当面の間、必要な供給を確保するため、事業採算性や開発可能性などを十分検討の上、緊急的な措置として、県施行による開発を推進します。

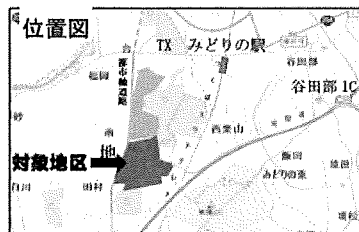
#### 【目的】

つくばみらい市福岡地区において、県施行による産業用地の早期開発を推進し、優良企業の誘致活動を展開するとともに、更なる開発の候補地選定に向け必要な各種調査を実施する。

- 1 つくばみらい市福岡地区における県施行による  
新たな工業団地の造成 (企業局/12,217百万円)

#### ＜計画概要＞

所在地：つくばみらい市福岡ほか  
面積：約70ha(分譲面積約55ha)  
事業費：約200億円(地域開発事業債で対応)  
事業期間：R3年度～R14年度



- 2 事前エントリーの実施に向けた誘致活動  
・県が開発する新たな産業用地に係る資料  
作成・情報発信等(営業戦略部/38百万円)

- 3 更なる対象地区選定のための調査  
・開発可能性調査等の各種事前調査  
(営業戦略部/60百万円)



### いばらきグローバルビジネス推進事業

【R3当初予算額 144百万円】

(R2当初予算額 132百万円)

営業戦略部グローバルビジネス支援チーム  
海外展開G (029-301-3529)

コロナ禍における県内企業の海外展開を推進するため、オンライン(デジタル)とリアル両面のハイブリッド型支援により、優れた県産品を全世界に発信し、有望市場、有望バイヤーの発掘から商品開発、商談成約までを総合的に支援します。

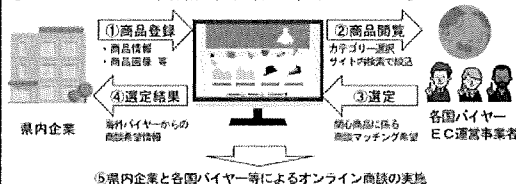
#### オンライン

#### リアル

- 1 マーケットイン商品発掘支援
  - ・ジェットロによる全世界のバイヤー登録データベース等を活用した、各国への情報発信、アンケート調査、データ分析等のマーケティング
  - ・BtoB(企業間取引)常設オンライン展示会(Alibaba.com等)への出展支援
  - ・オンライン商談やEC販売に適したデジタルコンテンツ(写真や動画等)や商談資料の作成支援
- 2 EC(電子商取引)活用販路開拓支援
  - ・海外ECサイトの活用による販路開拓
  - ・オンライン商談の実施、Webセミナー開催
- 3 県産品海外販売支援(いばらき中小企業グローバル推進機構による輸出機能の強化)
  - ・輸出実務(貿易手続等)のトライアル実施等、販売促進の取組強化

- 1 海外現地における営業活動
- 2 海外展示商談会への出展支援
- 3 海外展開の専門家によるビジネスマッチング
- 4 海外展開の相談窓口の運営

#### 【マーケットイン商品発掘支援の事業イメージ】





## ベンチャー企業成長促進事業（新規）

【R3当初予算額 32百万円】

産業戦略部技術振興局技術革新課  
イノベーション創出G (029-301-3522)

今後、成長が見込まれる有望なベンチャー企業を選定・公表し、メンター等を通じた成長プログラムの実施などにより、集中的に支援します。

### 1 「有望なベンチャー企業」の選定・公表

【対象】ディープテック系(※)企業

(※)ライフサイエンス(医療、製薬、バイオ等)、宇宙、農業など長期の研究開発を伴う領域

【要件】創業10年以内、急成長が見込める企業

【内容】ベンチャーキャピタル、支援機関等、ベンチャーに精通している者からの推薦を経て、つくばスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム(※)で選定・公表

(※)県、つくば市、大学、研究機関、民間組織等で構成するつくば地域のスタートアップ・エコシステムの形成促進を目指す組織(R2.2設立)



### 2 特定分野の有望企業に対する成長プログラムの実施

【対象】ライフサイエンス分野の企業:5社程度

【内容】

- ・各課題に精通したメンター(※)による専門的な支援
- ・販路開拓の支援等

(※)起業家等に対し、事業課題の解決を支援する専門家

<見直した主な関連事業>

ベンチャー企業創出支援事業

(R2 65百万円→R3 26百万円)

いばらき創業支援事業

(R2 14百万円→R3 1百万円)



## 「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業

【R3当初予算額 26百万円】  
(R2当初予算額 22百万円)

産業戦略部中小企業課経営支援室 (029-301-3560)

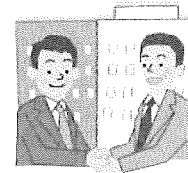
地域の企業の維持・発展のため、事業承継の機運醸成を図るとともに、M&Aマッチングの促進により、M&Aによる事業承継の推進を強化します。

### 1 M&Aマッチング促進事業 (18百万円)

後継者不在企業に対する、M&A仲介会社や地域金融機関等と連携した、コーディネーターのM&Aマッチング支援

【内容】

- ・企業概要書の作成及び株価仮算定の実施
- ・インターネットプラットフォームを活用した譲受候補企業の選定



### 2 M&Aチャレンジ事業 (2百万円)

M&A、MBO、第二創業等に関するオンラインセミナーの開催

### 3 M&A促進奨励金事業 (6百万円) [新規]

士業等専門家に対する、支援案件発掘のインセンティブ付与による、M&Aマッチングの推進

<見直した主な関連事業>

M&Aチャレンジ事業

(R2 4百万円 → R3 2百万円)

※M&A：企業の合併買収



## いばらき農林水産物ネクステージ展開強化事業（新規）

【R3当初予算額 56百万円】

営業戦略部販売流通課販売戦略G (029-301-3966)

これまでのトップブランド化の取組の成果を活かし、新たに加工品のブランド化や高級店での厳選品目の取扱を推進し、県産農産物の知名度向上と販路開拓につなげます。

### 1. 加工品のブランド化（29百万円）

- ・日本一の栗産地に相応しい高級栗加工品の開発と営業活動
- ・店頭での実演販売による話題作りや販路開拓



### 2. 高級店での厳選品目取扱推進（24百万円）

- ・ターゲット層に合わせた話題となるメニュー展開（常陸牛等）
- ・高級果実専門店での県産果実の取引拡大等にチャレンジ（メロン等）



### 3. 新たな販路開拓（3百万円）

- ・物流業者など異業種と連携した県産農産物等の多様な販売チャネルの展開



## 農産物海外市場開拓チャレンジ事業（新規）

【R3当初予算額 12百万円】

営業戦略部農産物輸出促進チーム (029-301-3965)

本県の農産物輸出を牽引するかんしょ及びコメのさらなる輸出拡大を図るため、新たな販路開拓が期待される国・地域でのマーケティングやテスト販売、商流構築に向けた取組などを支援します。

### 1 対象品目 かんしょ（冷凍焼き芋を含む）、コメ

### 2 対象国・地域 欧州、米国 等

### 3 事業内容

#### (1) 海外市場マーケティング調査

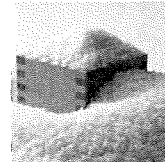
- ・現地競合品等の販売状況、消費者の嗜好の把握

#### (2) テスト販売

- ・現地小売店でのテスト販売を実施
- ・現地レストラン等のシェフ向けに食べ方・調理法を提案
- ・テスト輸出による品質保持等の実証

#### (3) 商流構築

- ・国内外バイヤー（輸出事業者、現地店舗等）候補の開拓・調査
- ・バイヤーとの商談



※ 上記のほか、「いばらきグローバルビジネス推進事業（農業者向け）」により輸出を推進

- ① 産地と輸出事業者等が連携して行う海外プロモーションを支援（東南アジア、香港等）  
 ② 常陸牛の米国等でのプロモーションを支援 ③ バイヤーとの商談機会の提供 等



## 優良繁殖和牛群整備対策事業

【R3当初予算額 186百万円】  
(R2当初予算額 155百万円)

農林水産部畜産課生産振興G (029-301-3993)

常陸牛のブランド力向上と儲かる経営体の育成のため、和牛繁殖雌牛の増頭や能力向上を支援し、子牛の生産から肥育まで一貫した生産体制の構築と常陸牛の高品質化を図ります。

### 1 繁殖雌牛導入支援事業

#### (1) 繁殖雌牛増頭支援

補助対象：増頭に必要な繁殖雌牛の導入経費等  
補助率：1/2 (上限40万円)

#### (2) 繁殖コンサルティング支援

補助対象：獣医師によるコンサル経費  
補助率：1/2

### 2 高能力繁殖雌牛導入支援

補助対象：肉質や増体等に関する能力が高い雌牛を  
供卵牛として県外から導入する経費

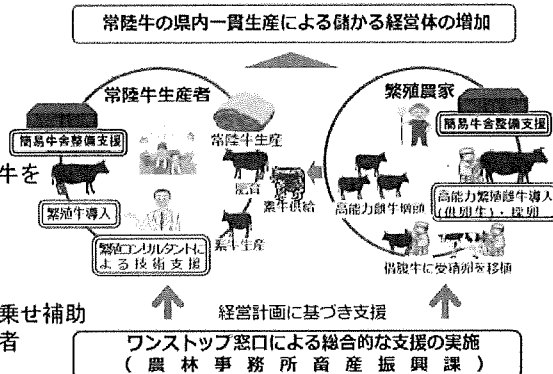
補助額：定額70万円

### 3 繁殖牛舎の整備支援

補助対象：簡易牛舎の整備に要する経費  
補助率：1/4 ※ALIC事業(補助率1/2)への上乘せ補助  
補助要件：繁殖雌牛の飼養頭数40頭以下の生産者

### 4 指導体制の整備

- (1) 指導体制の充実強化
- (2) 受精卵供給体制の整備



## ブランド豚肉生産拡大事業

【R3当初予算額 61百万円】  
(R2当初予算額 4百万円)

農林水産部畜産課生産振興G (029-301-3993)

銘柄豚「常陸の輝き」の高品質安定生産を実現するため、三元豚の系統や飼料形状の違いによる肉質への効果を明らかにするとともに、新系統豚ローズL-4の飼養施設を整備します。

### 1 三元豚の統一に向けた肉質調査 (1百万円)

- ①雌系品種、②飼料形状の違いが肉質へ与える効果を調査

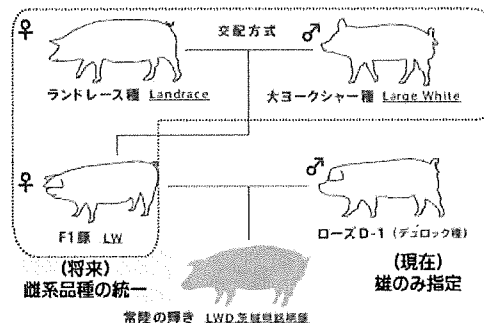
■高品質化調査(系統統一)

### 2 新系統豚の飼養施設整備 (56百万円)

- 新たなランドレース種系統豚「ローズL-4」の維持・供給施設を養豚研究所に整備

#### 【整備スケジュール】

- ・R3年度：豚舎整備予定地の建物解体工事
- ・R4年度：実施設計
- ・R5年度：建築工事(完成予定)



### 3 「常陸の輝き」の生産・流通対策 (4百万円)

- ・品質維持のための肉質検査や巡回指導
- ・取扱業者、指定店の確保対策



## リーディングアグリプレーヤー育成・確保事業（新規）

【R3当初予算額 41百万円】

農林水産部農業経営課  
基盤強化G（029-301-3833）、農業参入支援室（029-301-3844）

異業種企業や所得向上を目指す農業経営体への農地集積に意欲的な地域を「重点支援地区」に設定し、今後の本県農業を担うリーディングプレーヤーの育成・確保を図ります。

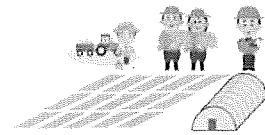
### 1 農地貸付に対する地権者協力金（6百万円）

- 交付先：重点支援地区において企業等へ畑地を貸し付けた地権者
- 交付額：15千円/10a

### 2 貸借農地の耕作条件改善に係る補助（35百万円）

- 補助率：県北地域 8/10（国5/10、県3/10）  
県北地域以外 7/10（国5/10、県2/10）

※参入企業等は残額を負担



### 【重点支援地区のイメージ】

対象	土地	取組内容
企業参入等に意欲的な地域	畑地	☆市町村の枠を超えた農地調整による農業参入企業や地域外の大規模担い手の誘致
		☆露地園芸・施設園芸の生産拡大による大規模園芸経営体の育成
大規模経営体の育成に積極的な地域	水田	☆経営規模の拡大と生産性の向上による100ha超の大規模稲作経営体の育成（R4～実施）



## 県産シラス競争力強化対策事業（新規）

【R3当初予算額 16百万円】

農林水産部漁政課企画調整G（029-301-4070）

沿岸漁業の重要魚種であるシラスについて、漁獲物の鮮度向上や魚市場における作業の効率化により製品の品質を改善するとともに、積極的なPRを行うことで競争力を高め、漁業者の収入増加と水産加工業者の経営改善を図ります。

### 1 漁獲物の鮮度向上（1百万円）

漁獲したシラスの漁船毎の鮮度差を解消するため、船上での漁獲物の処理方法の違いが製品に及ぼす影響を明らかにし、鮮度管理マニュアルを作成。

### 2 市場の生産工程改善診断（8百万円）

専門家による市場の生産工程（水揚げから搬入、加工場への運搬を含む）診断を実施し、省力化・効率化などの改善プランを作成。

### 3 県産シラスのPR（7百万円）

県内外での認知度向上を図るため、県産シラスのセールスポイントを把握し、新しいネーミングやロゴ等を活用したフェアを量販店で実施。

### <漁獲から加工に至る生産工程の課題>







## 「いばらきの養殖産業」創出事業

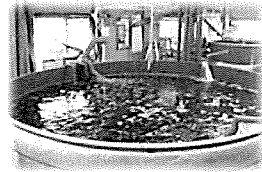
【R3当初予算額 132百万円】  
(R2当初予算額 8百万円)

農林水産部水産振興課栽培・施設G (029-301-4119)

気象や天然資源の変動に左右されない陸上養殖産業の創出による本県水産業の成長産業化を図るため、高い収益性や商品性が見込まれる魚種を対象として、養殖技術の開発や参入事業者の誘致対策に取り組みます。

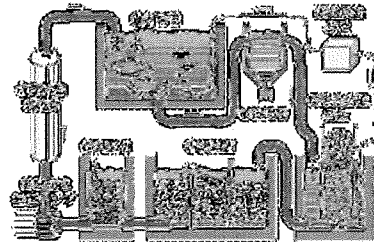
### 1 養殖技術の開発

- (1) 試験研究 (12百万円)
  - ・「寄生虫フリー」養殖マサバを生産するための種苗生産技術の開発
  - ・日本初となるブドウエビの養殖技術の開発
- (2) 施設整備 (94百万円)
  - 技術開発に必要な試験用養殖プラント等の整備、非常用電源等の修繕



### 2 参入事業者の誘致対策

- (1) 適地調査 (25百万円)
  - 養殖施設立地の適否を調査するための海水井戸の試掘(漁港用地等)
- (2) 参入支援 (1百万円)
  - 企業等への参入意向調査や訪問による誘致活動



循環式陸上養殖のシステムのイメージ



## 避難対策強化事業 (新規)

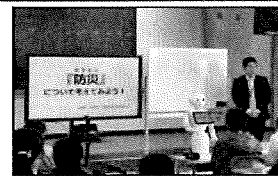
【R3当初予算額 50百万円】

防災・危機管理部防災・危機管理課防災G (029-301-2880)

発災時の住民の逃げ遅れゼロを目指すため、「マイ・タイムラインの普及・啓発等」や、「地域コミュニティの防災意欲の向上等」など、自助・共助の取組を推進します。

### 1 マイ・タイムラインの普及・啓発等 (12百万円)

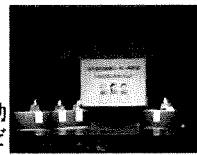
- (1) マイ・タイムライン作成講座の開催等 <拡充>
  - ・高齢者世帯や子どもがいる世帯をターゲットとした働きかけの強化
- (2) WEB版マイ・タイムライン作成システムの構築 <新規>
  - ・講習会に参加できなくてもマイ・タイムラインが作成できるシステムの構築
- (3) マイ・タイムライン講座説明ロボットの導入 <新規>
  - ・Pepperを活用した地震や風水害に係る子ども向け防災授業の実施



【Pepperによる防災授業】

### 2 地域コミュニティの防災意欲の向上等 (27百万円)

- (1) 地域の防災リーダーの育成 <継続>
  - ・いばらき防災大学、リーダー研修会の開催
- (2) 自治会の活動支援補助制度 <新規>
  - ・内容：自主防災組織結成及び防災活動の実施に係る経費の補助
  - ・対象：ハザード内に所在する自主防災組織未結成の自治会など
  - ・補助額：上限10万円



【研修会等】



【マイ・タイムライン作成講座】

### 3 継続して行う取組 (11百万円)

- マイ・タイムライン作成と組み合わせた避難訓練や感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練の実施
- 地域コミュニティの防災意欲の向上のため、地域防災力向上推進員の地域への派遣



## 避難意識向上SNS活用事業（新規）

【R3当初予算額 11百万円】

防災・危機管理部防災・危機管理課防災G（029-301-2880）

逃げ遅れゼロに向けた県民意識向上への取組として、SNSのチャットボット等の技術を活用し、避難行動を促す効果的な情報提供や災害ハザード内の県民への情報発信等ができる環境を整備します。

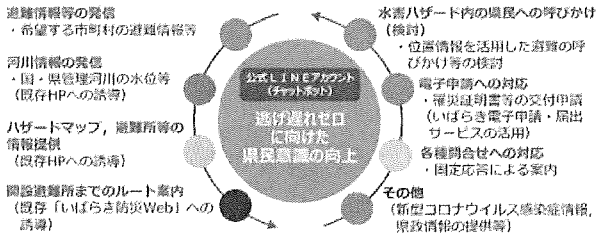
### 1 県民が等しく災害関連情報等を受取できる環境の整備（11百万円）

- ・最も利用者の多いアプリである「LINE」をベースにしたチャットボットの活用
- ・避難情報の発令、避難所の開設、避難所までのルート案内、河川情報の提供等

### 2 利用方法に係る県民への幅広い周知

- ・県広報誌「ひばり」や県ホームページ等による提供
- ・民間事業者のスマートフォン教室の活用等

LINEのチャットボットを活用した県内共通情報提供体制の構築イメージ  
（自助、共助を促すための行政支援（公助）の充実）



自分、家族、地域の命を守る行動



県民のリスク認識の  
向上イメージ

私には大丈夫（正常性のバイアス）

#### チャットボットとは

短文でリアルタイムに会話する「チャット(chat)」とロボットを意味する「ボット(bot)」を組み合わせた言葉で、チャット上での人の問いかけに自動で答えを返すプログラムのことを指します。チャットなので一般的にはPCやスマホの画面上からテキストでやり取りをするものを指します。チャットボットには、人工知能型(AI型)とシナリオ型(人工無能型)があります。

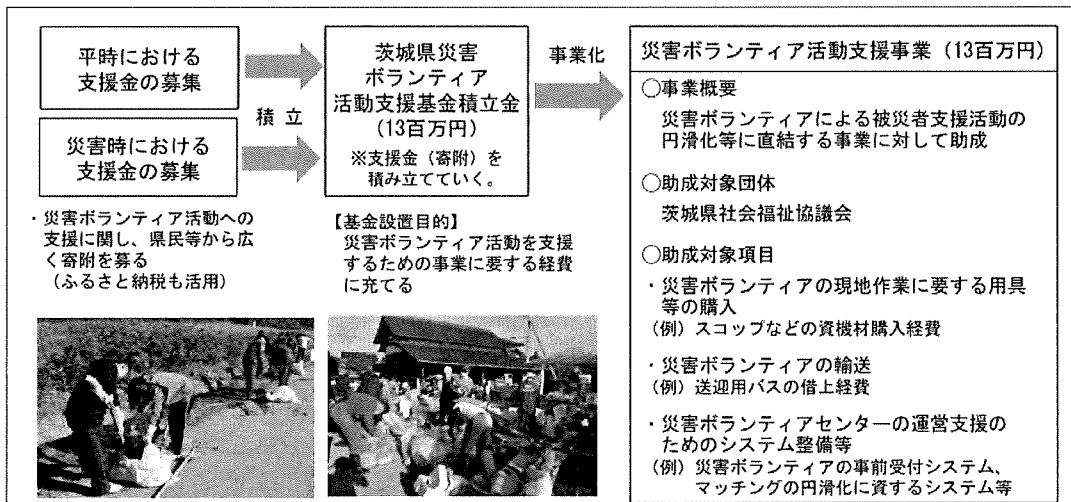


## 災害ボランティア条例関連事業（新規）

【R3当初予算額 26百万円】

保健福祉部福祉指導課地域福祉G（029-301-3157）

災害ボランティア活動への支援に関する寄附金を積み立てる基金を設置するとともに、当該基金を活用して災害ボランティア活動への支援を行います。





## 病床機能再編支援事業（新規）

【R3当初予算額 62百万円】

保健福祉部医療局医療政策課医療計画G（029-301-3124）

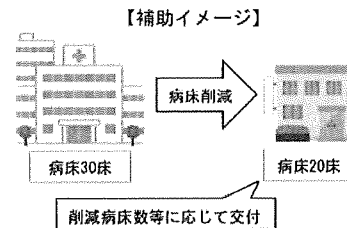
地域医療構想における2025年の必要病床数の達成に向けて、過剰な病床の削減を行う医療機関を支援します。

### 【目的】

病床機能の転換に対する支援（既存事業）に加え、新たに、過剰な病床の削減に対する支援を行うことにより、地域医療構想における2025年の必要病床数の達成を促進

### 【事業内容】

- ・補助額等：削減病床1床あたり病床稼働率に応じた額（114万円～228万円）を医療機関へ交付
- ・補助率：国10/10（地域医療介護総合確保基金）
- ・対象病床：2025年の必要病床数と比較して過剰となっている高度急性期病床、急性期病床及び慢性期病床  
※不足している回復期病床は対象外  
※稼働病床の10%以上削減する場合に限る



## 公衆衛生医師確保対策事業（新規）

【R3当初予算額 12百万円】

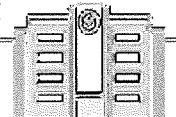
保健福祉部厚生総務課管理・医療大学G（029-301-3129）

筑波大学との連携強化により、保健医療行政に興味を持つ医学生や若手医師を育成し、県行政医師の継続的確保を目指します。

- 筑波大学に委託し、『公衆衛生医師育成プログラム（仮称）』を開設

### <プログラムの内容>

- ・ 指導教官として、専従教員（准教授クラス）を1名雇用
- ・ 受講生（医師）については、
  - \* 半年から1年程度、保健所に勤務し、公衆衛生行政の実践を経験
  - \* 県が別途委託する健康研究事業において提供するデータをもとに、行政施策立案に資するデータ分析手法を習得



公衆衛生医師の確保・将来の保健所長候補を育成



## 大学運営指導事業

【R3当初予算額 36百万円】  
(R2当初予算額 1百万円)

保健福祉部厚生総務課管理・医療大学G (029-301-3175)

県立医療大学及び付属病院について、高度な医療人材を数多く輩出するとともに、充実したリハビリテーション医療を提供するため、より効率的で柔軟な大学運営に向けて、法人化に向けた準備・検討を進めます。

### 事業内容：法人化準備・検討にかかるサポート委託 (27百万円)

企業会計、システムなど専門的知見を要する準備業務を進めるにあたり必要となる諸資料作成等を、ノウハウ・経験を有するコンサル会社等へ委託

※ほか会計年度任用職員の配置など (9百万円)



### 法人化に要する準備・検討期間：令和3～4年度の2年間を予定

### 将来像 (イメージ例)



=R5年度  
法人化

- ・タイムリーな新規講座開設などを通じて高度医療人材を多く輩出
- ・リハビリ診療機能の拡充 (内臓疾患、認知症などの追加)
- ・大型外部資金獲得による研究活性化、研究員等の採用
- ・クロスアポイントメント※による著名な研究スタッフの招へい

※複数の大学等で各々正職員として雇用契約を締結し、双方の業務に就労できる仕組み





## おいしく減塩推進事業 (新規)

【R3当初予算額 9百万円】

保健福祉部健康・地域ケア推進課健康増進G (029-301-3229)

生活習慣病の予防を推進するため、減塩に取り組んでいる店舗等を指定し周知するとともに、減塩啓発活動を行うことなどにより、県民の減塩の取組を推進します。

<p>1 「いばらき<sup>おい</sup>美味しおスタイル指定店」の指定、拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 減塩メニューを提供する飲食店や弁当店、宅配やスーパー等を指定する「いばらき<sup>おい</sup>美味しおスタイル指定店」の店舗数を拡大</li> <li>○ 「いばらき<sup>おい</sup>美味しおスタイル指定店」への取材を実施し、ホームページや健康アプリにおいて情報を発信</li> </ul> 	<p>2 民間企業と連携した減塩啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎月20日の「いばらき<sup>おい</sup>美味しおDay」(減塩の日)を中心に減塩の啓発を推進し、県民への減塩の意識付けを強化</li> <li>○ 県内のスーパーと連携し、減塩商品特設コーナーの設置や減塩商品のポップを表示</li> </ul> 
---	---



## フッ化物洗口推進関連事業（新規）

【R3当初予算額 21百万円】

保健福祉部健康・地域ケア推進課健康増進G (029-301-3229)  
教育庁学校教育部保健体育課健康教育推進室  
学校保健・安全G (029-301-5349)

むし歯予防に効果があるフッ化物洗口を就学前施設や小学校で推進することにより、子どものむし歯予防を図ります。

### フッ化物洗口推進事業 18百万円

【対象】 就学前施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）の4、5歳児

【事業内容】

- 1 説明会の開催及びマニュアル等の作成  
説明会の開催（市町村・関係者向け、歯科医師・歯科衛生士向け）  
フッ化物洗口に係る実施マニュアルや対象者別説明動画の制作
- 2 フッ化物洗口に係る費用の補助  
補助先：市町村  
補助対象：新規導入施設の薬剤購入費、歯科衛生士謝金等  
補助率：初年度 県10/10、2年目 県1/2



### 小学校口腔衛生推進事業 3百万円

【対象】 モデル校に在籍する小学生

【事業内容】

- フッ化物洗口に係る費用の補助  
補助先：5市町村 小学校5校（各市町村1校）を想定  
補助対象：薬剤購入費、歯科衛生士謝金等  
補助率：県10/10



## 水道普及促進支援事業（新規）

【R3当初予算額 117百万円】

県民生活環境部水政課水道整備G (029-301-3431)

水道整備区域内の未普及人口の解消を図るため、水道接続世帯が支払う水道加入金の減免を行う水道事業体に対し支援を行います。

○目的：水道未普及世帯の解消

定期的な水質検査実施が必要な地下水（井戸水）利用から安全、安心な水道水に転換

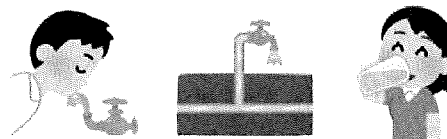


水道事業の安全、強靱、サービスの持続の実現に寄与

○対象：県内市町村及び水道事業企業団において、水道加入金減免制度について拡充又は新たに当該減免制度を創設する水道事業体

○内容：住民世帯が水道加入時に必要な経費（水道加入金）への助成  
※井戸水（地下水）を生活用水として賄っている世帯が水道水に転換した場合に限る

○補助率：県10/10（上限3万円/1世帯あたり）





## 湖沼水質浄化下水道接続支援事業

【R3当初予算額 265百万円】  
(R2当初予算額 185百万円)

土木部都市局下水道課公共G (029-301-4690)

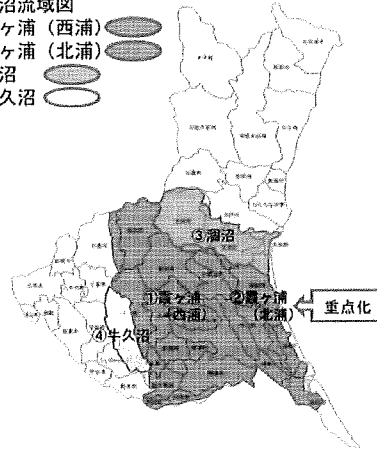
第3期森林湖沼環境税を活用し、市町村が行う下水道への接続経費に対する助成を行い、特に北浦流域で重点化を図ることにより、霞ヶ浦等の生活排水対策を推進します。

### 1 補助先

- ・霞ヶ浦（西浦・北浦）流域  
(供用開始後4年目以降の接続まで対象。  
平成30年度以降供用開始の場合は、  
供用開始後3年以内に限る。)
- ・酒沼、牛久沼流域  
(供用開始後3年以内の接続。)
- ※「北浦流域」で重点的に事業を実施

#### ■湖沼流域図

- ①霞ヶ浦（西浦）
- ②霞ヶ浦（北浦）
- ③酒沼
- ④牛久沼



### 2 補助基準額

- ・上限2万円/戸  
(市町村の補助に対し、市町村交付額の  
1/2を補助)
- ・霞ヶ浦流域限定で、高齢者または児童の  
いる世帯のうち、世帯年収600万円未満の  
世帯に対しては全額補助（上限33万円）



## 不法投棄対策事業

【R3当初予算額 120百万円】  
(R2当初予算額 76百万円)

県民生活環境部廃棄物対策課不法投棄対策室 (029-301-3033)

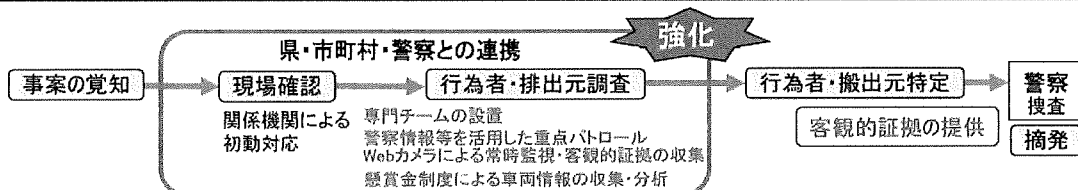
ゲリラ的な不法投棄などの悪質な事案に機動的に対応する専門チームを設置するとともに、警察との連携を強化することにより、監視の強化や、事案への早期の対応と摘発に取り組み、「茨城は捨てづらい」環境づくりを目指します。

### 1 警察との連携 (42百万円)

- 新たに不法投棄等機動調査員(県警OB等10名)を雇用し、専門チームを設置【新規】
- ・当該機動調査員を各県民センター等に配置し、悪質事案(ゲリラ投棄、残土事案)に組織的に対応

### 2 監視強化 (78百万円)

- Webカメラによる常時監視、客観的証拠の収集【拡充】
- 懸賞金制度の創設による車両情報(不審車両の画像)の収集・分析【新規】
- 各県民センター等における不法投棄監視指導班の設置
- 民間警備会社によるパトロール等監視業務委託の実施
- ボランティアUD監視員による監視、関係団体等との不法投棄監視協定の締結 等



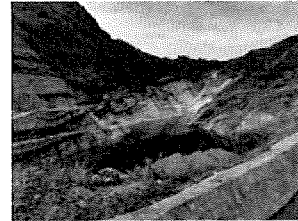
## 新最終処分場整備関連事業（新規）

【R3当初予算額 609百万円】

県民生活環境部廃棄物対策課  
新最終処分場整備室（029-301-3015）

県内産業の安定した経済活動を支えていくため、地域との共生を目指した新たな産業廃棄物最終処分場整備に取り組みます。

- 1 新最終処分場整備推進事業（97百万円）  
○処分場の地質・廃棄物工学等の専門家で構成する基本計画策定委員会の設置  
○処分場の規模や構造などの基本計画策定、地質調査等
- 2 新最終処分場周辺道路整備事業（512百万円）  
○処分場への搬入車両通行のための新設道路、  
周辺の現道改良整備に係る設計委託等



〈整備候補地〉日立市諏訪町地内

	R3	R4	R5以降
処分場整備	基本計画		
	現況調査・環境影響調査	実施設計	
道路整備	測量・設計・用地取得等		建設工事
			建設工事

＜見直した主な関連事業＞  
新最終処分場設置調査事業  
(R2 60百万円→R3 廃止)

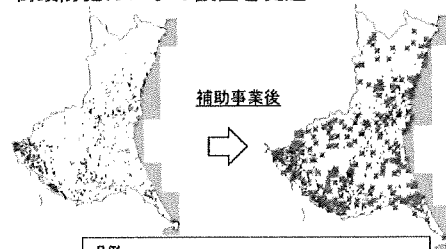
## 安全安心まちづくり推進事業（新規）

【R3当初予算額 36百万円】

警察本部（029-301-0110）生活安全総務課（内線3051）

安全安心まちづくりの推進のため、市町村が設置する街頭防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

- 1 事業名称  
令和3年度茨城県警察街頭防犯カメラ設置費補助事業
- 2 事業目的  
公共の安全安心を確保し、犯罪に強いまちづくりを推進するため、市町村が設置する街頭防犯カメラの設置費用の一部に対して補助金を交付し、街頭防犯カメラの設置を促進
- 3 補助内容  
○補助先：市町村  
○補助率：1/2（上限30万円/台）  
○補助数：1年120台（3か年360台計画）
- 4 主な設置基準  
○犯罪が多発する地域であること  
○交通量が多く、対象が撮影される可能性が高いこと  
○他県からの流入地点であり、広域犯罪に対応できること  
○主要道路が交差する地点であること



補助事業後

凡例  
● 既存の街頭防犯カメラ  
× 補助事業により設置が見込まれる街頭防犯カメラ





## 捜査活動強化事業

【R3当初予算額 96百万円】  
(R2当初予算額 77百万円)

警察本部 (029-301-0110) 刑事総務課 (内線4011)

捜査資機材の拡充や茨城県警察情報提供報奨金制度の新設により、検挙率の向上を図ります。

<b>1 鑑識資機材の整備拡充</b> (7百万円)	<b>2 茨城県警察情報提供報奨金制度</b> (50万円)
<p>○事業目的 鑑識活動に従事する警察官の装備資機材を充実し、犯人検挙に資する客観証拠の収集力を強化します。</p> <p>○導入資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯型特殊光源装置 10個</li> <li>・携帯型鑑識セット 300個</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">イメージ図</p>	<p>○事業目的 県民の体感治安を大きく低下させる「重要犯罪」、高水準で発生する「自動車盗」「ニセ電話詐欺」等の犯人を検挙するため、広く県民から情報を収集します。</p> <p>○事業内容 対象犯罪の犯人検挙または事件解決に寄与する情報提供に対し、報奨金(上限5万円)を支払います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: #f0f0f0;">       県警独自の情報提供報奨金制度は <b>全国初!</b> </div>
<b>3 その他事業</b> (88百50万円)	

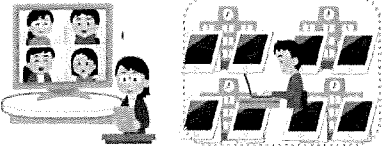


## 県立学校における先端技術活用教育推進関連事業

【R3当初予算額 406百万円】  
(R2当初予算額 112百万円)

教育庁学校教育部高校教育課ICT教育推進室 (029-301-5308)  
特別支援教育課指導G (029-301-5280)

県立学校において1人1台端末等を活用できる環境を整備するとともに、教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実を図り、先端技術を効果的に活用した教育を推進します。

<p><b>1 中学校・中等教育学校(前期)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1人1台端末等の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人1台端末、電子黒板、クラウドサービス等の先端技術を活用した質の高い教育を実現</li> <li>・ 研修やICT支援員等による教員支援体制の整備</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2 高等学校・中等教育学校(後期)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ BYODによる1人1台端末の導入に向けた端末整備支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の私物端末を活用した1人1台端末環境を実現</li> <li>・ 経済的に困難を抱える世帯に対しては、端末購入経費の一部を補助などを実施</li> </ul> </li> </ul> <p><b>3 特別支援学校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 端末の適切な管理           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GIGAスクールサポーターの配置</li> <li>・ 端末管理システムの整備</li> </ul> </li> <li>○ 学習に必要なアプリの導入           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚障害のある児童生徒のための音声認識アプリ</li> </ul> </li> <li>○ ICT活用エキスパート教員養成研修の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員のICT活用指導力の向上</li> </ul> </li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <span>ICTを活用した教育</span> <span>端末管理システム</span> </div>  </div>
--





## 教育情報ネットワーク事業

【R3当初予算額 611百万円】  
(R2当初予算額 197百万円)

教育庁学校教育部高校教育課  
ICT教育推進室 (029-301-5308)

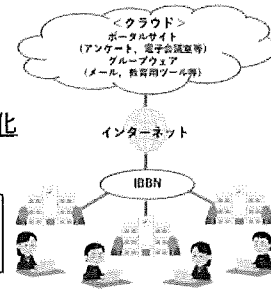
教育情報ネットワークシステムを運用し、県内公立学校教職員に情報共有基盤の提供を行い、県立学校及び教育機関等の教育活動を支援します。

### 1 次期ネットワークシステム開発・設計

- 1人1台端末の活用によるアクセス増加に対応するためポータルサイトを再構築
- 教育活動を支援するため、教育用ツールにより学習環境を強化
- 情報化推進により校務の効率化を図り、教育の質を向上



ネットワークシステムをプライベートクラウドからパブリッククラウドに移行し新システムを構築



### 2 現行ネットワークシステム保守・運用

- 県内公立学校教職員にポータルシステムを提供
- 教職員及び県立学校生徒に対して、クラウド型のグループウェアを提供
- ヘルプデスク機能により、システムの運用及び活用を支援



## 大学等特色化推進事業（新規）

【R3当初予算額 8百万円】

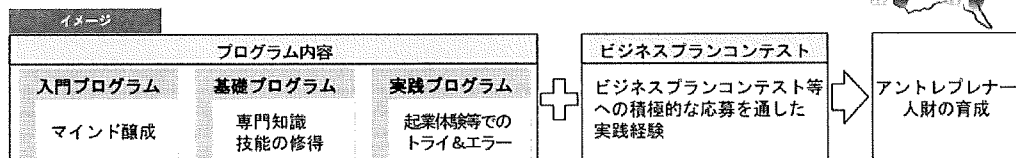
政策企画部計画推進課総合計画G (029-301-2523)

地域のリーダー輩出を通じて県の新たな豊かさを生み出すため、高い創造意欲を持ち、失敗を恐れずに地域の新たな価値の創出に挑戦する人財（アントレプレナー人財）の育成に取り組む大学の教育プログラムを支援します。

### 「アントレプレナーシップ教育プログラム」実施経費の初期支援

#### 1 プログラム概要

- (1) 起業家を招聘した講義（マインド醸成）
- (2) 経営学等起業に必要な授業（専門知識・技能の修得）
- (3) 起業体験や企業との課題解決インターンシップへの参加等（トライ&エラー）



#### 2 補助内容

- (1) 補助先：茨城大学
- (2) 補助対象：プログラムの実施に要する経費
- (3) 補助率：1/2（上限750万円、2年間）

<見直した主な関連事業>  
大学等特色化調査・研究事業  
(R2 8百万円→R3 廃止)



## IBARAKI ドリーム・パス事業

【R3当初予算額 16百万円】  
(R2当初予算額 10百万円)

教育庁総務企画部生涯学習課振興G (029-301-5318)

これからの茨城をリードする高校生等が地域の課題を発見し、解決に向けた企画立案や実践を通して、高い創造意欲を持ち、リスクに対して挑戦できる力を養成します。

【目的】起業家精神の育成

【対象】県内の高校生等

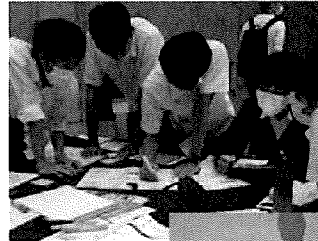
【事業メニュー】

### 1 事業概要

- (1) スタートアップチャレンジ講座
  - ・企画提案書作成等の講座を開催
- (2) 企画提案募集
- (3) 実践活動 (15チーム程度を選考)
- (4) プレゼンテーション大会
- (5) ステップアップチャレンジ
  - ・最先端の研究・技術に触れる機会の提供
  - ・継続活動への支援

### 2 支援体制の確立

- (1) 指導者(大学生等)の育成
- (2) 支援企業の要請(協賛及び指導助言)



## いじめ問題対策推進事業

【R3当初予算額 58百万円】  
(R2当初予算額 38百万円)

教育庁学校教育部義務教育課  
生徒指導・いじめ対策推進室 (029-301-5229)

SNSを活用した相談窓口の開設期間を通年とするとともに、県と市町村・学校が専門家と連携し、いじめ等の早期発見から解消まで一貫したサポートを行います。

### 1 いじめ・体罰解消サポートセンターの運営(14百万円)

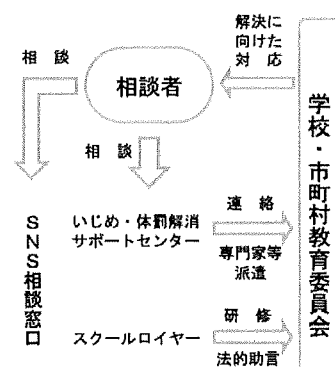
- ・いじめ・体罰等を早期に発見し、解消までを総合的にサポート
- ・相談者は電話、来所、ネットにより相談(匿名相談も可)
- ※ 特に深刻な事案は警察OB等の専門家を学校等へ派遣し、家庭訪問等を通じて解消を支援

### 2 SNS活用相談事業(41百万円)【拡充】

- ・内容: LINE等のSNSを使った相談窓口の整備
- 窓口を365日通年で開設
- 18時から22時まで

### 3 スクールロイヤー活用事業(3百万円)

- ・内容: 弁護士によるいじめ予防等のための教職員研修
- 弁護士によるいじめ問題に係る法的助言



※必要に応じ関係機関と情報共有・連携



## 次世代グローバルリーダー育成事業

【R3当初予算額 57百万円】  
(R2当初予算額 59百万円)

教育庁学校教育部義務教育課指導G (029-301-5226)

英語の学習意欲・能力の高い中高生を対象に、インターネットを活用したトップレベルの英会話学習、集合研修会、海外大学留学生との交流プログラム等を2年間提供します。

### 【目的】

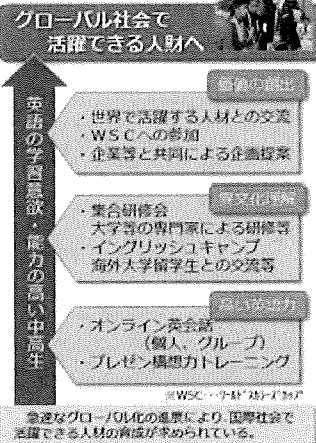
海外の人々とコミュニケーションをとりながら課題を解決していくための思考力やリーダーシップ、実践力などを育成する

### 【対象】

県内の中学校、高等学校に通う中学2年生から高校1年生  
○3期生：40名(継続) ○4期生：40名(新規募集)

### 【事業メニュー】

- 1 高い英語力の育成
  - ・オンライン英会話
    - a 個人(週2回)……4技能の習得またはディベート
    - b グループ(週1回)……事前課題+ディスカッション
  - ・プレゼン構想力トレーニング(月2回)
- 2 価値の創出(集合研修)
  - ・世界で活躍する人材との交流
  - ・ワールドスカラーズカップへの参加
  - ・企業等と共同による企画提案
- 3 異文化理解
  - ・海外大学留学生との交流
  - ・大学等の専門家による研修等



## 不妊治療費助成事業

【R3当初予算額 880百万円】  
(R2当初予算額 538百万円)

保健福祉部子ども政策局少子化対策課  
母子保健G (029-301-3257)

出産を希望する方を広く支援するため、国が不妊治療を保険適用するまでの間、現行の助成措置を大幅に拡充します。

	現行の支援制度	拡充後
所得制限	730万円未満 (夫婦合算の所得)	撤廃
助成額 (上限)	1回20万円 (初回のみ30万円)等	1回30万円等
助成回数	生涯通算6回 (40歳以上は3回)	1子ごと6回まで (40歳以上は3回)
対象年齢	妻の年齢が43歳未満	同左

※法律婚に加え事実婚も対象とする

※補助率：10/10(健やかこども基金1/2(原資は国10/10)、県1/2)



## 不育症検査費用助成事業(新規)

【R3当初予算額 15百万円】

保健福祉部子ども政策局少子化対策課  
母子保健G (029-301-3257)

不育症検査費用の自己負担を軽減するため、保険対象外の不育症検査について、保険適用検査と併せて実施する場合に費用を助成します。

【上限額】1回5万円(国1/2、県1/2)

【対象者】妊娠はするものの2回以上の流産・死産を経験した方など  
助成制度(イメージ)



### ○主な保険適用検査

- ・子宮の超音波検査
- ・甲状腺機能の検査
- ・母体の染色体の検査等

### ○費用負担

保険適用  
(7割)

自己負担  
(3割)

### ○主な保険対象外検査(予定)

- ・夫婦や胎児の染色体の検査
- ・母体の血液凝固因子の検査等

### ○費用負担

保険適用検査と併用で実施  
する場合に助成

自己負担(10割)

5万円(上限)



## 茨城県テレビ広報事業(新規)

【R3当初予算額 122百万円】

営業戦略部営業企画課広報G (029-301-2128)

ウィズコロナ・アフターコロナの営業戦略の一環として、本県特産品等を紹介するテレビ番組を首都圏に向けて放送し、更なる販売促進と本県の魅力発信を行います。

### 【概要】

- ・県産品など本県の魅力を紹介する番組を制作
- ・在京キー局を活用し首都圏に放送するほか、SNS等でも情報を発信し、全国に紹介
- ・放送の効果を検証し、次の営業戦略に繋げる

### 【番組内容】

- ・県産品の魅力と購入先の紹介  
(イバラキセンス・茨城県産品お取り寄せサイト等を中心に案内)
- ・首都圏における県産品フェア等の紹介





## 宿泊施設等立地促進事業

【R3当初予算額 1,002百万円】  
(R2当初予算額 1,002百万円)

営業戦略部観光物産課観光戦略G (029-301-3617)

本県の新たな観光拠点となり、県全体の観光魅力の向上に資する観光施設の立地を促進します。

### 【事業内容】

- ・本県の観光魅力の向上に資する常設型の観光施設の立地等に対する補助  
※「茨城県宿泊施設立地促進事業（ホテル誘致補助金）」を改正し、補助対象に観光施設を追加

### 【補助内容】

- ・県の認定を受けた民間等による観光施設の整備（新設・大規模改修）を対象
- ・投資額（土地・建物・設備）の20%を補助、上限1億円  
※県の観光イメージの向上に特に資すると認められる場合は、投資額の40%、上限2億円
- ※集客見込人数や平均滞在時間、客単価等総合的に勘案し、外部有識者による審査会の意見を踏まえ決定



## 東京オリンピック・パラリンピックにおける感染症対策関連事業（新規）

【R3当初予算額 501百万円】

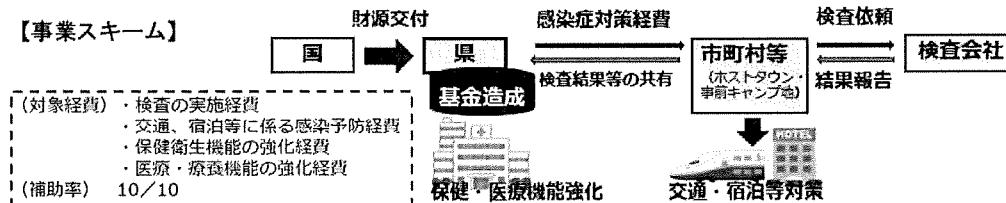
県民生活環境部オリンピック・パラリンピック課  
企画G (029-301-2790)、サッカー競技G (029-301-2780)

東京2020大会の安全・安心な開催に向けて、ホストタウン・事前キャンプ地での選手受入や、聖火リレー、競技会場周辺での観客案内など、県内市町村及び県が行う大会関連事業について新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

### 1 ホストタウン等新型コロナウイルス対策事業（379百万円）

○ホストタウン・事前キャンプ地における感染症対策を実施するため、国財源により造成する基金をもとに、県内市町村等への感染症対策経費の補助を実施

#### 【事業スキーム】



### 2 東京オリンピック・パラリンピック推進事業（感染症対策分）（122百万円）

○聖火リレーや、大会時の競技会場周辺での観客案内等の事業について、東京2020組織委員会・国などと連携して感染症対策等を実施

- ・観客に向けた3密回避呼びかけ、感染予防策の周知徹底
- ・利用設備の消毒徹底、換気用備品設置
- ・体調不良者の発見、発生時の対応
- ・ボランティア・運営スタッフの感染防止 等



## ビジット茨城ネクスト誘客促進事業（新規）

【R3当初予算額 116百万円】

営業戦略部国際観光課国際誘客G（029-301-3616）

感染症収束後の新たな旅行形態に合わせて、茨城ならではのコンテンツを活かした滞在型観光の促進やプロモーションにより、海外からの誘客に取り組みます。

### ○滞在型観光の促進【81百万円】

- ・朝型・夜型の特別ツアーの開発・販売
- ・ゴルフツーリズムの推進（商談会付きファミツアー、二次交通対策など）
- ・県内を宿泊・周遊するツアーの造成支援（周遊バスの支援など）

### ○旅のデジタル化の推進【7百万円】

- ・体験型コンテンツの海外OTA掲載
- ・体験型オンラインツアーの実施（酒蔵ツアーなど）
- ・オンライン商談会の開催

### ○県内周遊の促進（FIT向け）【9百万円】

- ・都内発着日帰りバスツアーの運行支援
- ・地元人材を活用したおもてなし強化

### ○重点・戦略開拓市場等へのプロモーション【19百万円】

- ・現地旅行会社と連携したプロモーション（中国、韓国など）等



<見直した主な関連事業>

ビジット茨城・海外誘客プロモーション事業

(R2 108百万円 → R3 一百万円)



## サイクルツーリズム推進事業

【R3当初予算額 101百万円】  
(R2当初予算額 69百万円)

県民生活環境部スポーツ推進課サイクリングG（029-301-2735）

「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の取組をさらに進めるとともに、各地域の特色を活かしたサイクルツーリズムを全県的に推進します。

### 1 稼げる地域づくりの推進（36百万円）

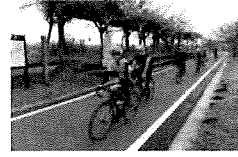
- ・サイクリストにやさしい宿の認定、情報発信【拡充】
- ・国内外メディア等を対象としたモニターツアーの開催
- ・旅行会社等に対するツアー造成の支援【新規】
- ・サイクルステーション（サイクリストがくつろげる拠点）整備の支援【新規】



【サイクリストにやさしい宿】

### 2 情報発信の強化（31百万円）

- ・インフルエンサーを活用した情報発信【新規】
- ・ターゲットを絞ったWEBプロモーション【新規】
- ・台湾・欧米向けプロモーション



【メディアモニターツアー】

### 3 利活用推進協議会の運営等（34百万円）

- ・つくば霞ヶ浦りんりんロード、奥久慈里山ヒルクライムルート、大洗・ひたち海浜シーサイドルートの利活用推進協議会の運営、情報発信、誘客の取組 等【拡充】



## 県北地域の魅力発信強化事業（新規）

【R3当初予算額 16百万円】

政策企画部県北振興局振興G（029-301-2715）

県北地域にある魅力的な地域資源にフォーカスし、地域の知名度向上と誘客促進につながる訴求力あるコンテンツを制作します。

### 【事業内容】

- (1) 魅力あるテーマの絞り込み
- (2) 訴求力あるコンテンツの制作
  - ・著名人の起用や創意工夫を凝らした動画等の制作



(自然)



(食)



(アクティビティ)

### (参考) 主なテーマ例

- ・豊かな自然  
ロングトレイルのフィールドとなる雄大な自然
- ・特色ある食  
県北地域ならではの食材や独創的な料理
- ・多彩なアクティビティ  
県北地域が全国に誇るバンジージャンプ

### <見直した主な関連事業>

県北地域活力創造プロジェクト事業  
(R2 63百万円→R3 廃止)



## 地域おこし協力隊関連事業

【R3当初予算額 102百万円】

(R2当初予算額 22百万円)

政策企画部県北振興局  
振興G（029-301-2715）、企画G（029-301-2727）

県北地域における地域課題の解決等を図るため起業型地域おこし協力隊を増員するとともに、地域おこし協力隊の定着を促進することで地域の活性化を図ります。

- 1 起業型地域おこし協力隊の誘致【拡充】(93百万円)  
起業により地域課題の解決等を図る地域おこし協力隊の誘致・起業支援 (R2 3名 →R3 20名)
- 2 地域おこし協力隊マネージャーの配置【新規】(9百万円)  
県北地域で活動する地域おこし協力隊に対し、着任から定着まで関係者（行政、地域、事業者等）との関係構築・連携等をサポートするマネージャーの配置



### <見直した主な関連事業>

県北芸術村推進事業  
(R2 35百万円→R3 廃止)



## ひたちなか大洗リゾート構想推進事業

【R3当初予算額 26百万円】  
(R2当初予算額 22百万円)

政策企画部地域振興課ひたちなか整備室 (029-301-2778)

本県の「ブランド力」と「観光消費額」の飛躍的な向上を目指し、ひたちなか大洗を滞在型観光を中心とするリゾート地としてコンテンツ開発等を行うとともに、地域資源の磨き上げ、エリアのブランディングを図ります。

### 1 富裕層等をターゲットにしたコンテンツの開発等 (20百万円)

- ・ 富裕層等向けコンテンツ (グランピング等) を開発するため、市場調査やゾーニングを実施

### 2 地域資源磨き上げとブランディング (6百万円)

- (1) コンテンツやサービスの強化
  - ・ 地域の食等を活用したコンテンツ等磨き上げ
- (2) PR戦略
  - ・ エリアの一体的な情報発信によるブランディング
- (3) ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会の運営



※アクアワールド大洗水族館については令和3年度に「アクアワールド茨城県大洗水族館20周年記念事業」(R2.12月補正予算 75百万円) を実施予定。(県民生活環境部)



## 電気自動車等充電設備整備事業 (新規)

【R3当初予算額 50百万円】

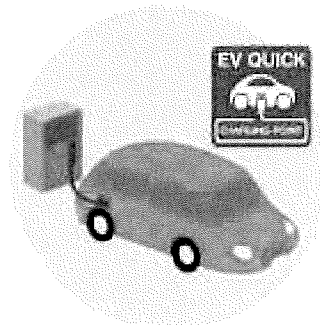
県民生活環境部環境政策課環境企画G (029-301-2933)

電気自動車やプラグインハイブリッド車など、CO<sub>2</sub>排出量の少ない次世代自動車のための充電設備の整備を進めます。

### 1. 県有施設への充電設備の整備

電気自動車やプラグインハイブリッド車など、CO<sub>2</sub>排出量の少ない次世代自動車の普及を進めるとともに、県民の利便性の向上を図るため、利用者の多い県有施設に急速充電設備を整備

- ・ R3整備予定：3施設程度  
(ザ・ヒロサワ・シティ会館、茨城空港、アクアワールド茨城県大洗水族館)



### 2. 事業者等への働きかけ

- (1) 民間事業者への国補助金活用及び設置の働きかけ
- (2) 市町村への設置の働きかけ





## 社会資本の整備

土木部監理課予算G(029-301-4329)、農林水産部農業政策課総務G(029-301-3817)

公共事業	単位：百万円 [ ]：R2当初予算額 【全会計151,770[127,419]】146,600[121,965] ※国の経済対策等に対応するR2最終補正予算額を含む
(1) 国補公共事業	【全会計126,452[102,071]】121,313[96,648]
(直轄事業負担金：34,581百万円) 道路(東関東自動車道水戸線など)、治水(那珂川など)等 (補助事業：91,871百万円) 道路橋梁(国道354号境岩井バイパス、長豊橋など)、河川(涸沼川など)、 港湾(茨城港など)、土地改良(ほ場整備・利根西部地区など)等	
○治水直轄事業負担金(令和元年東日本台風関連分)	6,350[1,166]
河川等大規模災害関連事業等を活用した那珂川、久慈川の集中的な改修 ・実施期間：R1年～R6年度	
○「国土強靱化5か年加速対策」に対応した防災・減災事業	16,748[12,236]
道路の法面・冠水対策や橋梁の耐震化、河川改修等、防波堤改良等 ・事業箇所：道路法面・冠水対策17箇所、河川改修35箇所、 防波堤改良等5箇所等	



## 社会資本の整備

公共事業	単位：百万円 [ ]：R2当初予算額
(2) 県単公共事業	【全会計25,318[25,348]】25,287[25,317]
○防災・減災対策事業	4,762[4,762]
河川の土砂掘削や護岸整備、急傾斜地崩壊防止のための工事等 ・事業箇所：土砂掘削等44箇所、護岸整備等52箇所、 急傾斜地崩壊防止対策14箇所ほか	
○長寿命化対策事業	3,357[3,492]
道路や橋梁、下水道管渠等の補修 ・事業箇所：舗装修繕123箇所、橋梁補修17箇所、下水道管渠補修4箇所	



涸沼川(笠間市)



舗装修繕 茨城鹿島線(鉾田市)



## 医療機関に対する支援等

【R3当初予算額 38,867百万円】  
(R2当初予算額 37百万円)

保健福祉部疾病対策課健康危機管理対策室 (029-301-3233)

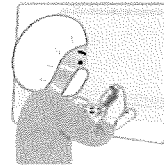
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止や一日も早い収束に向けて、引き続き検査体制を強化するとともに、医療提供体制の充実に取り組めます。

### 感染症予防医療法施行事業 37,974百万円

#### ①検査体制の拡充 (4,415百万円)

- ・PCR検査及び抗原検査にかかる自己負担分への補助
- ・地域外来・検査センターの運営に係る委託費
- ・衛生研究所における検査試薬等の消耗品費
- ・行政検査の外部委託費

など



#### ②医療提供体制の充実 (33,559百万円)

- ・入院受入医療機関の病床確保のための補助
- ・入院医療費にかかる自己負担分への補助
- ・宿泊療養施設の運営費等
- ・医療機関等への設備整備費補助 (CT撮影装置、空気清浄機等)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業
- ・自宅療養者等への医療・生活支援

など



### 救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策事業 893百万円

新型コロナウイルス感染症の疑い患者を受入れる医療機関への設備整備費補助



## 民間児童福祉施設整備事業 (新型コロナウイルス対策分)

【R3当初予算額 376百万円】

保健福祉部子ども政策局青少年家庭課  
児童育成・母子福祉G (029-301-3258)

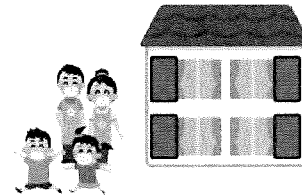
新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、業務を継続的に実施していく児童養護施設等への支援を行います。

### ○児童養護施設等における感染拡大防止対策や業務継続経費に対する補助

補助先：①児童養護施設等  
②里親等

補助対象：・マスク等購入経費

- ・児童養護施設等の消毒経費
- ・感染症予防の広報・啓発経費
- ・個室化に要する改修経費等
- ・職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費 (研修受講、掛かり増し経費等)



補助率：10/10

補助基準額：①児童養護施設等 1施設当たり800万円  
②里親等 1組当たり100万円





## いばらきアマビエちゃん登録促進事業

【R3当初予算額 39百万円】

産業戦略部中小企業課企画G (029-301-3482)

新型コロナウイルス感染防止対策と社会経済活動の両立を図るため、引き続きいばらきアマビエちゃんの登録店舗・施設への巡回を実施するとともに、システムを適切に管理・運用します。

### 1 店舗・施設巡回の実施

- ・いばらきアマビエちゃんの登録店舗・施設を巡回し、感染防止対策への取組状況の確認・助言等を行うことにより、感染防止対策の徹底を図る

○期 間：4～9月

○訪問対象：条例※の登録義務対象事業所

※茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例

### 2 システムの管理・運用

- ・感染防止対策宣誓書の発行やメールシステム、アプリ、セキュリティ等について、適切に管理・運用を行う。



## 子ども・子育て支援事業（新型コロナウイルス対策分）

【R3当初予算額 600百万円】

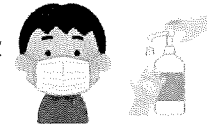
保健福祉部子ども政策局少子化対策課  
企画・結婚支援G (029-301-3261)

地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対して、感染症対策を徹底しつつ、継続的に子育て支援を実施していくために必要な費用を補助します。

○補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3

### 1 放課後児童クラブ等における感染拡大防止対策に係る支援（264百万円）

- (1) 補助対象：①マスクや消毒液等の感染防止用の備品購入費  
②消毒作業や研修受講による超過勤務手当等の掛かり増し経費
- (2) 補助基準額：1か所等あたり15万円～50万円（規模別に設定）



### 2 放課後児童クラブ等のICT化推進に係る支援（32百万円）

- (1) 補助対象：①相談業務等のオンライン化に必要なICT機器導入等の環境整備に係る費用  
②研修等をオンライン受講するためのシステム導入に係る費用
- (2) 補助基準額：1か所等あたり50万円

### 3 小学校臨時休業時に伴う放課後児童クラブ等特別開所支援（304百万円）

- (1) 補助対象：①午前中から運営する場合の運営費や人材確保に係る費用の補助  
②支援の単位を新たに設けて運営する場合に係る費用の補助
- (2) 補助基準額：①1支援単位あたり（日額）：3万2千円（上限）  
②1支援単位あたり（日額）：6万2千円（上限）



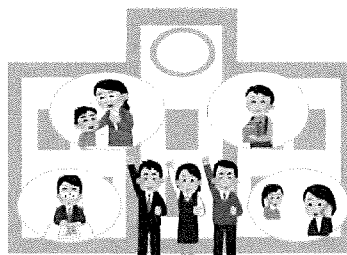
## 学校サポーター配置事業

【R3当初予算額 391百万円】

教育庁学校教育部義務教育課人事G (029-301-5220)

感染症対策を徹底しながら、円滑に授業カリキュラムを進めるため、市町村立小中学校等に学校サポーターを配置します。

- ・業務内容：児童生徒の健康管理・授業準備・保護者等への連絡業務や校内の消毒作業など
- ・配置校：市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校
- ・配置人数：各学校1名（ただし、5学級以下を除く）
- ・勤務条件：週15時間以内勤務（3時間×5日を想定）  
時給：1,000円（通勤手当相当分は別途支給）  
教員免許状は不要
- ・配置期間：採用時から令和4年3月  
（新型コロナウイルス感染症終息の際は事業終了）



### 【採用までの流れ】

#### 【STEP1】選定

市町村教育委員会・学校で候補者を選定  
(ハローワーク、地域人材等、文部科学省人材バンク等の活用)

#### 【STEP2】面接等

市町村教育委員会・各学校で面接等を実施

#### 【STEP3】発令

市町村教育委員会からの内申に基づいて、管轄教育事務所で発令

採用  
各学校に配置



## 妊娠・出産サポート体制整備事業（新型コロナウイルス対策分）

【R3当初予算額 71百万円】

保健福祉部子ども政策局少子化対策課  
母子保健G (029-301-3257)

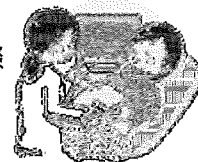
自身や胎児の健康に強い不安を抱える妊婦等に対するPCR検査費用の補助や、新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対する退院後の訪問支援などに取り組みます。

### 1 妊婦に対するPCR検査費用の補助（69百万円）

- ・対象：・新型コロナウイルス感染に対して強い不安を抱える妊婦  
・基礎疾患を有する妊婦
- ・補助額：1回の妊娠につき20千円
- ・補助率：国1/2, 県1/2
- ・内容：①強い不安を抱える分娩前の妊婦等がかかりつけ医と相談

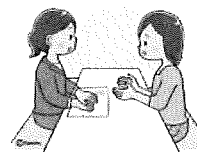
②医療機関等でPCR検査を受ける

③県が検査費用を補助



### 2 感染した妊産婦に対する退院後の支援（2百万円）

- ・対象：新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦
- ・補助率：国1/2, 県1/2
- ・内容：保健師や助産師などによる電話相談、訪問支援





## 中小企業資金融資制度関連事業（新型コロナウイルス対策分）

【R3当初予算額 116,356百万円】

産業戦略部産業政策課金融G（029-301-3530）

新型コロナウイルス感染症の経済的影響が長期化する中、事業継続や新たな事業分野への進出等に取り組む中小企業・個人事業主の資金繰りを支援します。

支援内容	①新型コロナウイルス感染症対策融資 →R3年5月末まで延長 (予算額88,434百万円)	②パワーアップ融資の 融資対象を拡充 (予算額26,050百万円)	③新分野進出等支援融資の 利用者負担軽減の延長 (予算額1,872百万円)
融資枠 (うち新規)	5,600億円(1,000億円)	1,690億円(490億円)	52億円(50億円)
融資対象	売上高▲5%以上	売上高▲15%以上、 金融機関の伴走支援を受け 経営改善に取り組むこと	新たな事業分野への 進出等
限度額 融資期間	8,000万円・10年 (無利子分6,000万円)	4,000万円・10年	設備：1億円・10年 運転：3,000万円・5年
融資利率	年1.6%以下 →3年間無利子	年1.6%以下	年1.6%以下 →3年間無利子
保証料率	0.85%→0.0%又は 0.425%※国が補助	0.85%→0.2% ※国が補助	1.71%以内 →0.855%以内

<見直した主な関連事業>

東日本大震災復興緊急融資関連(R2:19,782百万円→R3:6,873百万円)

災害対策融資(令和元年台風15号・19号災害特例)関連(R2:3,275百万円→R3:2,131百万円)

## 7 一般会計性質別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	R 2 当 初 (A)	R2当初 構 成 比	R 3 当 初 (B)	R3当初 構 成 比	増 減 (B-A)	増 減 率	
義 務 的 経 費	人 件 費	325,548	28.0	319,375	24.7	▲6,173	▲1.9
	公 債 費	147,232	12.6	146,434	11.3	▲798	▲0.5
	扶 助 費	24,344	2.1	28,275	2.2	3,931	16.1
	〔社会保障 関係費〕	(157,675)	(13.6)	(163,319)	(12.6)	(5,644)	(3.6)
	計	497,124	42.7	494,084	38.2	▲3,040	▲0.6
投 資 的 経 費	公 共 事 業	121,965	10.5	106,360	8.2	▲15,605	▲12.8
	うち国補	96,648	8.3	81,073	6.3	▲15,575	▲16.1
	うち県単	25,317	2.2	25,287	1.9	▲30	▲0.1
	そ の 他	37,584	3.2	45,421	3.5	7,837	20.9
	うち国補	20,462	1.8	27,326	2.1	6,864	33.5
	うち県単	17,122	1.4	18,095	1.4	973	5.7
	計	159,549	13.7	151,781	11.7	▲7,768	▲4.9
	うち国補	117,110	10.1	108,399	8.4	▲8,711	▲7.4
	うち県単	42,439	3.6	43,382	3.3	943	2.2
	一 般 行 政 費	351,781	30.3	483,554	37.3	131,773	37.5
税 交 付 金 等	154,463	13.3	165,759	12.8	11,296	7.3	
合 計	1,162,917	100.0	1,295,178	100.0	132,261	11.4	

(注) 公共事業は区画整理事業(特別会計)及び下水道事業(企業会計)除きである。

## 8 一般会計款別内訳（歳入）

（単位：百万円、％）

款名	R 2 当 初 (A)	R2当初 構 成 比	R 3 当 初 (B)	R3当初 構 成 比	増 減 (B-A)	増 減 率
県 税	386,701	33.3	360,678	27.8	▲26,023	▲6.7
地方消費税清算金	124,465	10.7	124,169	9.6	▲296	▲0.2
地方譲与税	51,566	4.4	35,121	2.7	▲16,445	▲31.9
地方特例交付金	1,938	0.2	2,300	0.2	362	18.7
地方交付税	189,802	16.3	186,830	14.4	▲2,972	▲1.6
交通安全対策特別交付金	754	0.1	731	0.1	▲23	▲3.1
分担金及び負担金	8,704	0.8	8,226	0.6	▲478	▲5.5
使用料及び手数料	17,802	1.5	17,454	1.3	▲348	▲2.0
国庫支出金	140,193	12.1	175,647	13.6	35,454	25.3
財産収入	1,690	0.1	1,733	0.1	43	2.5
寄附金	67	0.0	109	0.0	42	62.7
繰入金	26,845	2.3	37,374	2.9	10,529	39.2
繰越金	5,000	0.4	5,000	0.4	-	0.0
諸収入	87,264	7.5	175,895	13.6	88,631	101.6
県 債	120,126	10.3	163,911	12.7	43,785	36.4
合 計	1,162,917	100.0	1,295,178	100.0	132,261	11.4

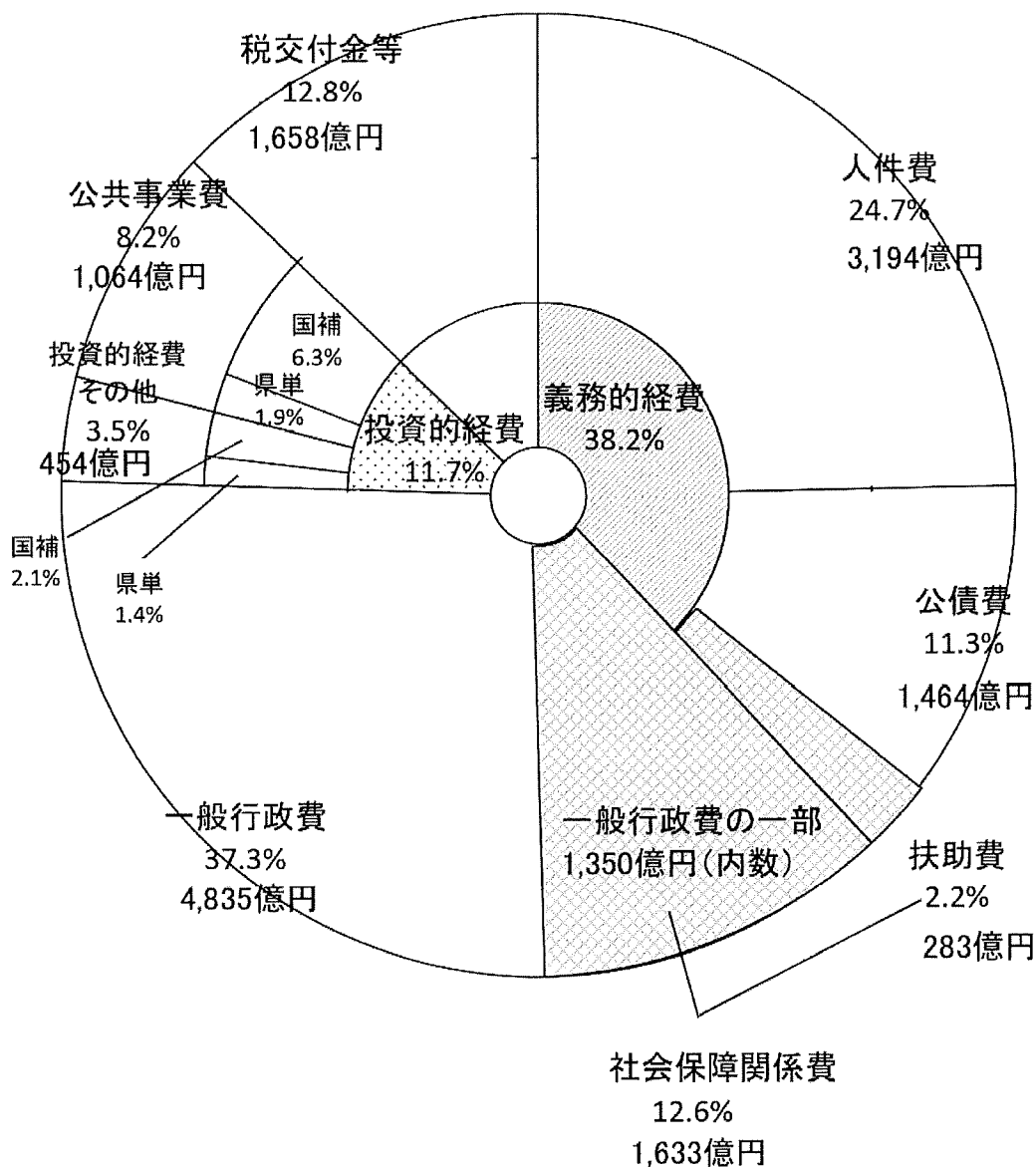
## 9 一般会計款別内訳（歳出）

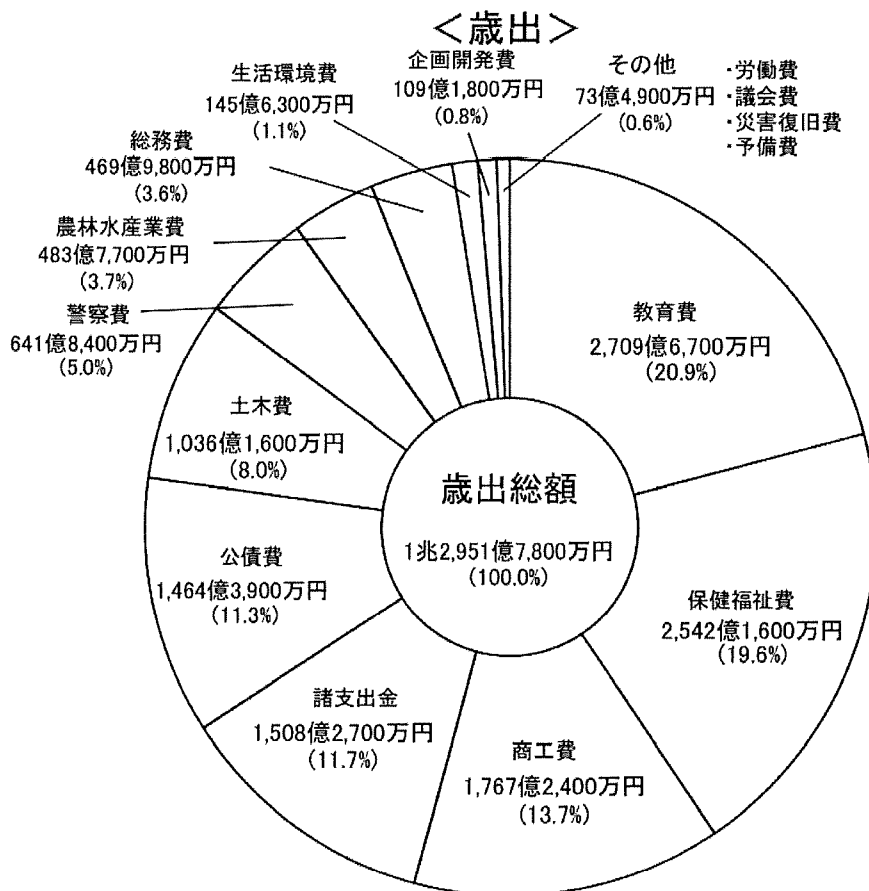
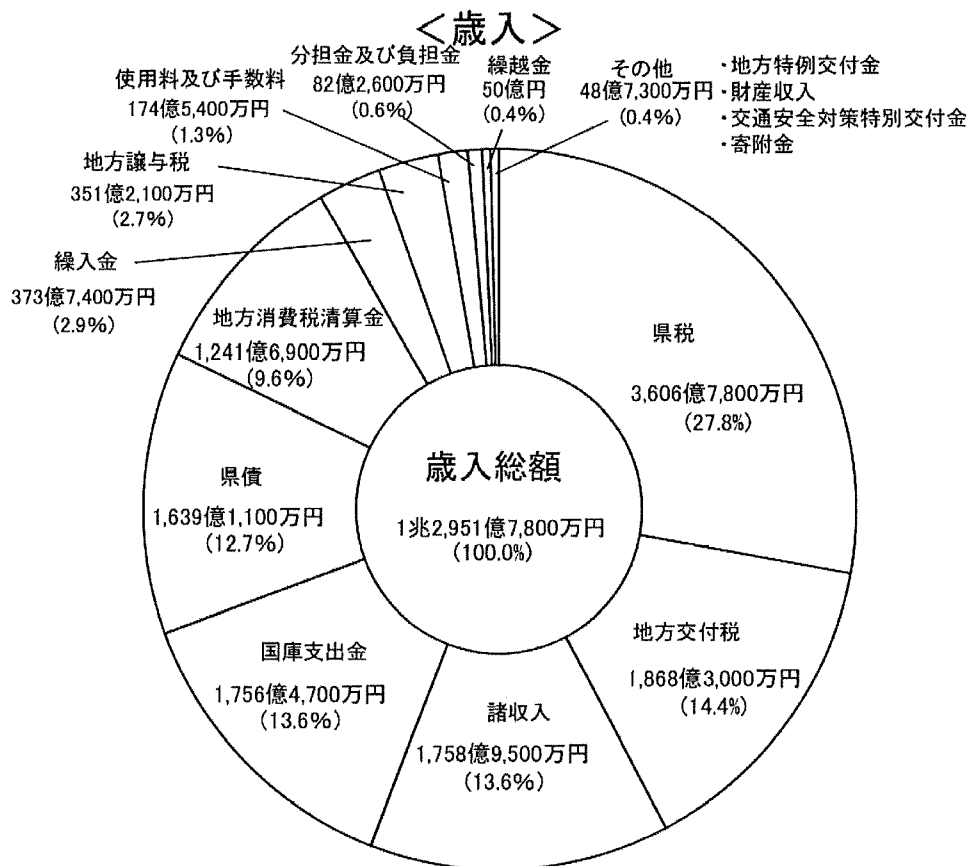
（単位：百万円、％）

款名	R 2 当 初 (A)	R2当初 構 成 比	R 3 当 初 (B)	R3当初 構 成 比	増 減 (B-A)	増 減 率
議 会 費	1,715	0.1	1,685	0.1	▲30	▲1.7
総 務 費	36,552	3.1	46,998	3.6	10,446	28.6
企 画 開 発 費	12,649	1.1	10,918	0.8	▲1,731	▲13.7
生 活 環 境 費	9,960	0.9	14,563	1.1	4,603	46.2
保 健 福 祉 費	218,298	18.8	254,216	19.6	35,918	16.5
労 働 費	2,604	0.2	2,676	0.2	72	2.8
農 林 水 産 業 費	49,136	4.2	48,377	3.7	▲759	▲1.5
商 工 費	82,215	7.1	176,724	13.7	94,509	115.0
土 木 費	116,586	10.0	103,616	8.0	▲12,970	▲11.1
警 察 費	63,948	5.5	64,184	5.0	236	0.4
教 育 費	274,689	23.6	270,967	20.9	▲3,722	▲1.4
災 害 復 旧 費	813	0.1	988	0.1	175	21.5
公 債 費	147,238	12.7	146,439	11.3	▲799	▲0.5
諸 支 出 金	146,214	12.6	150,827	11.7	4,613	3.2
予 備 費	300	0.0	2,000	0.2	1,700	566.7
合 計	1,162,917	100.0	1,295,178	100.0	132,261	11.4



### <歳出(性質別内訳)>





## 10 特別会計

(単位：百万円、%)

会 計 名	R2当初 (A)	R3当初 (B)	増 減 (B - A)	増 減 率
競 輪 事 業	12,717	16,877	4,160	32.7
公 債 管 理	181,321	146,926	▲34,395	▲19.0
市 町 村 振 興 資 金	981	1,418	437	44.5
鹿島臨海工業地帯造成事業	4,210	3,744	▲466	▲11.1
県立医療大学付属病院	3,097	3,149	52	1.7
国 民 健 康 保 険	244,514	241,590	▲2,924	▲1.2
母子・父子・寡婦福祉資金	171	209	38	22.2
中 小 企 業 事 業 資 金	32,630	2,483	▲30,147	▲92.4
農 業 改 良 資 金	63	68	5	7.9
林業・木材産業改善資金	92	92	-	0.0
沿岸漁業改善資金	71	71	-	0.0
港 湾 事 業	11,619	10,973	▲646	▲5.6
都市計画事業土地区画整理事業	74,041	22,781	▲51,260	▲69.2
合 計	565,527	450,381	▲115,146	▲20.4

## 11 企業会計

(単位：百万円、%)

会 計 名	R2当初 (A)	R3当初 (B)	増 減 (B - A)	増 減 率
病 院 事 業	29,452	29,966	514	1.7
水 道 事 業	31,170	30,463	▲707	▲2.3
工 業 用 水 道 事 業	21,120	20,276	▲844	▲4.0
地 域 振 興 事 業	305	13,861	13,556	4,444.6
鹿島臨海都市計画下水道事業	5,039	4,789	▲250	▲5.0
流 域 下 水 道 事 業	23,051	23,736	685	3.0
合 計	110,137	123,091	12,954	11.8

### III 債務負担行為一覧

[一般会計]  
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方債証券 共同発行連帯債務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和3年度 至 令和13年度	元金1,345,000,000千円及び これに対する利子相当額
県庁舎鍵管理設備 更新工事請負契約	県庁舎の鍵管理設備更新工事に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	167,152千円
環境保全施設 資金利子補給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和10年度	融資総額5億6,223万円の融資 残高に対し、茨城県環境保全 施設資金融資制度要項に定め る利子補給率を乗じて得た額
環境保全施設整備 資金利子補給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和18年度	融資総額2,500万円の融資残 高に対し、茨城県環境保全施 設整備資金利子補給金交付要 項に定める利子補給率を乗じ て得た額
防災ヘリコプター 製造請負契約	防災ヘリコプターに係る製造請負契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	1,675,630千円
がん先進医療費 利子補給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和10年度	融資総額1,500万円の融資残高 に対し、茨城県がん先進医療 費利子補給金交付要綱に定め る利子補給率を乗じて得た額
地域医療医師修学 資金貸与契約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和4年度 至 令和8年度	681,000千円
医師教育資金 利子補給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和9年度	融資総額15億円の融資残高に 対し、茨城県医師教育資金利 子補給金交付要綱に定める利 子補給率を乗じて得た額
医師海外派遣事業 費用負担協定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	10,940千円
創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	34,000千円
女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	24,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	96,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	478,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和15年度	71,000千円

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
再 生 支 援 融 資 損 失 補 償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	35,000千円
災 害 対 策 融 資 損 失 補 償	災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	19,000千円
借 換 融 資 損 失 補 償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	112,000千円
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 融 資 損 失 補 償	新型コロナウイルス感染症対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	1,120,000千円
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 利 子 補 給	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和6年度	230,235千円
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 資 金 利 子 補 給	茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和6年度	7,280,000千円
失 業 者 等 生 活 資 金 融 資 損 失 補 償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和9年度	3,750千円
緊 急 雇 用 対 策 訓 練 業 務 委 託 契 約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	53,031千円
緊 急 雇 用 対 策 訓 練 業 務 委 託 契 約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令和4年度	3,245千円
野 菜 価 格 安 定 対 策 事 業 費 補 助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和3年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和3年度 至 令和4年度	275,340千円
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給	農業近代化資金通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和23年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額
農 業 経 営 負 担 軽 減 支 援 資 金 利 子 補 給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和18年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農 作 物 災 害 経 営 資 金 等 利 子 補 給 ( 現 年 災 分 )	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和3年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和4年度 至 令和15年度	融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農 作 物 災 害 経 営 資 金 等 損 失 補 償 ( 現 年 災 分 )	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和6年度以降	200,000千円

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
農 業 ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和23年度	31,250千円
漁業近代化資金等利子補給	漁業近代化資金融通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和26年度	融資総額8億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和6年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
地方道路整備工事請負契約	主要地方道筑西つくば線、筑西市藤地内の養蚕橋外1箇所地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	1,500,000千円
地方道路整備費用負担契約	一般県道上水戸停車場千波公園線、水戸市常磐町地内の常磐陸橋の橋梁耐震に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和7年度	420,000千円
地方道路整備費用負担契約	一般国道118号、常陸大宮市野中町地内の大宮陸橋外2箇所橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和4年度	75,000千円
国補公園事業工事請負契約	霞ヶ浦総合公園体育館の空調照明設備改修に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	150,000千円
県営住宅建設工事請負契約	都和アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	317,560千円
被災住宅復興支援利子補給	市町村が被災住宅の補修等に係る借入をする者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和4年度 至 令和8年度	4,000千円
県立学校校舎賃貸借契約	県立つくば特別支援学校の増築校舎に係る賃貸借契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和14年度	508,200千円
自然博物館展覧会開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和4年度	1,100千円
陶芸美術館展覧会開催業務委託契約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和4年度	2,936千円
教育情報ネットワークポータルサイト設計構築業務委託契約	教育情報ネットワークのポータルサイト再構築業務に係る委託契約を締結する。	令和4年度	107,954千円
太田警察署建設工事請負契約	太田警察署の建設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	1,467,088千円
警察職員宿舎整備運営事業損失補償	県が選定した事業者が警察職員宿舎の入居率が90%に満たないことによって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の協定を当該事業者と締結する。	自 令和5年度 至 令和34年度	総戸数の家賃総額に入居補償率90%を乗じて得た額から入居戸数の家賃総額を除いた額
放置車両確認等事務委託契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託契約を締結する。	令和4年度	45,483千円

[企業会計]  
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道 工事請負契約	鹿島臨海都市計画下水道の処理場整備に係る工 事請負契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和6年度	3,600,000千円
鹿島臨海都市計画下水道 工事請負契約	鹿島臨海都市計画下水道の処理場整備に係る工 事請負契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	600,000千円
霞ヶ浦常南流域下水道 工事請負契約	霞ヶ浦常南流域下水道の処理場及びポンプ場整 備に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	400,000千円
霞ヶ浦湖北流域下水道 工事請負契約	霞ヶ浦湖北流域下水道のポンプ場整備に係る工 事請負契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	539,118千円
那珂久慈流域下水道 工事請負契約	那珂久慈流域下水道の処理場及びポンプ場整備 に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	562,960千円
霞ヶ浦水郷流域下水道 工事請負契約	霞ヶ浦水郷流域下水道の処理場整備に係る工事 請負契約を締結する。	令和4年度	448,000千円
利根左岸さしま流域 下水道工事請負契約	利根左岸さしま流域下水道の処理場整備に係る 工事請負契約を締結する。	令和4年度	59,500千円
鬼怒小貝流域下水道 工事請負契約	鬼怒小貝流域下水道の処理場及びポンプ場整備 に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	760,800千円
小貝川東部流域下水道 工事請負契約	小貝川東部流域下水道の処理場整備に係る工事 請負契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	473,000千円
県南西広域水道建設事業 工事請負契約	県南西広域水道建設事業の浄水施設に係る工事 請負契約を締結する。	令和4年度	417,414千円
県南西広域水道建設事業 工事請負契約	県南西広域水道建設事業の浄水施設に係る工事 請負契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	2,662,902千円
県南西広域水道事業 浄水処理関連 業務委託契約	県南西広域水道事業の粒状活性炭再生業務に係 る委託契約を締結する。	令和4年度	147,695千円
鹿行広域水道事業 浄水処理関連 業務委託契約	鹿行広域水道事業の粒状活性炭再生業務に係る 委託契約を締結する。	令和4年度	55,572千円
県中央広域水道事業 浄水処理関連 業務委託契約	県中央広域水道事業の粒状活性炭再生業務に係 る委託契約を締結する。	令和4年度	8,703千円
県中央広域水道事業 浄水処理関連 業務委託契約	県中央広域水道事業の中央監視設備保守点検業 務に係る委託契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	19,714千円
県南西広域工業用水道 建設事業工事請負契約	県南西広域工業用水道建設事業の配水施設に係 る工事請負契約を締結する。	令和4年度	418,377千円
つくばみらい福岡地区 土地造成事業 造成関連業務委託契約	つくばみらい福岡地区土地造成事業の用地取得 及び造成事業に係る委託契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	7,806,000千円

#### IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容															
<p>(行政経営課、厚生総務課) 茨城県職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p>茨城県立医療大学付属病院における診療体制の充実を図るため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>・職員定数の改正</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">定 数 (人)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">知事部局の職員</td> <td style="text-align: center;">5,605</td> <td style="text-align: center;">5,622</td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療大学（付属病院を含む。）の職員</td> <td style="text-align: center;">285</td> <td style="text-align: center;">302</td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(施行日 令和3年4月1日)</p>	区 分	定 数 (人)			改正前	改正後	増 減	知事部局の職員	5,605	5,622	17	医療大学（付属病院を含む。）の職員	285	302	17
区 分	定 数 (人)															
	改正前	改正後	増 減													
知事部局の職員	5,605	5,622	17													
医療大学（付属病院を含む。）の職員	285	302	17													
<p>(行政経営課) 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例</p> <p>行政組織体制の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>企業等の誘致及び土地販売業務等を強化するため、立地推進部を新設し、これらの業務を営業戦略部から移管するもの</p> <p style="text-align: right;">(施行日 令和3年4月1日)</p>															
<p>(人事課、警察本部総務課、警務課) 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>押印手続の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>宣誓書の様式への押印の廃止</p> <p>(参考) 改正条例 (3 条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のサービスの宣誓に関する条例</li> <li>・茨城県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例</li> <li>・茨城県地方警察職員のサービスの宣誓に関する条例</li> </ul> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>															



議 案	内 容
<p>(財政課、生活衛生課、業務課、畜産課、都市計画課、建築指導課)</p> <p>茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>食品衛生法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品衛生法の一部改正に伴うもの 食品営業に係る許可業種の見直しに伴う手数料の新設等 (主なもの) ・漬物製造業許可申請手数料 14,300 円</li> <li>2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴うもの 特定の機能を有する薬局の認定制度の創設等に伴う手数料の新設等 (主なもの) ・地域連携薬局認定申請手数料 11,000 円</li> <li>3 家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴うもの 家畜人工授精所の開設の許可証に係る手数料の新設 (主なもの) ・家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料 1,700 円</li> <li>4 建築基準法の一部改正に伴うもの 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の制限の緩和に関する手数料の新設 (主なもの) ・居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 160,000 円</li> <li>5 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴うもの 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の算定方法の追加等</li> <li>6 屋外広告物に係る手数料の見直しに伴うもの 屋外広告物表示等許可申請手数料等の引上げ (主なもの) ・はり紙、ポスター 1 件につき 50 枚ごとに 300 円 → 450 円</li> </ol> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日外)</p>

議 案	内 容
<p>(女性活躍・県民協働課) 茨城県特定非営利活動促進法施行条例及び茨城県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例の一部を改正する条例</p> <p>特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>引用条項の移動等 「第10条第3項」→「第10条第4項」等</p> <p>(施行日 令和3年6月9日)</p>
<p>(環境対策課) 茨城県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>大気汚染防止法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>引用条項の移動 「第18条の15第1項」→「第2条第12項」</p> <p>(施行日 令和3年4月1日)</p>
<p>(厚生総務課) 茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>茨城県立医療大学付属病院の診療科目に脳神経外科を追加するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>診療科目に脳神経外科を追加</p> <p>(施行日 令和3年4月1日)</p>
<p>(生活衛生課) 茨城県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例</p> <p>公衆浴場における衛生等管理要領等の一部改正を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水質基準に係る検査方法の追加</li> <li>2 混浴制限年齢の引下げ 「10歳以上」→「7歳以上」</li> </ol> <p>(施行日 公布の日外)</p>

議 案	内 容
<p>(生活衛生課、生活安全総務課) 茨城県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例</p> <p>食品衛生法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品の営業に係る管理運営基準については厚生労働大臣が定めるとされたことに伴い、茨城県食品衛生法施行条例から関係規定を削除</li> <li>2 食品の営業に係る営業施設基準について、厚生労働省令で定められた基準を踏まえ改正</li> <li>3 茨城県食品衛生条例により規制していた業種が新たに食品衛生法で規制されたこと等に伴い、同条例を廃止</li> <li>4 食品衛生法等で食品等の自主回収の報告等に係る制度が設けられたことに伴い、茨城県食の安全・安心推進条例から関係規定を削除</li> <li>5 その他所要の改正</li> </ol> <p>(参考)</p> <p>廃止条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県食品衛生条例</li> </ul> <p>改正条例（3条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県食品衛生法施行条例</li> <li>・茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例</li> <li>・茨城県食の安全・安心推進条例</li> </ul> <p style="text-align: right;">(施行日 令和3年6月1日)</p>
<p>(少子化対策課) 社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>県立児童センターこどもの城を廃止するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>県立児童センターこどもの城に係る規定の削除</p> <p style="text-align: right;">(施行日 令和3年4月1日)</p>

議 案	内 容
<p>(青少年家庭課)</p> <p>茨城県青少年の健全育成等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>青少年の健全な育成を図るため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 青少年に自らの裸体等を撮影させ、当該画像等の提供を求める行為の規制（新設）</li> <li>2 その他所要の改正</li> </ol> <p>(施行日 令和3年7月1日)</p>
<p>(宅地整備販売課)</p> <p>つくばみらい都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例</p> <p>つくばみらい都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地地区画整理事業の終了に伴い、本条例を廃止しようとするものである。</p>	<p>廃止理由</p> <p>事業の終了に伴う廃止</p> <p>(施行日 令和3年4月1日)</p>
<p>(労働政策課)</p> <p>茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>普通職業訓練の訓練基準の改正 オンラインによる訓練に係る規定の整備</p> <p>(施行日 令和3年4月1日)</p>
<p>(労働政策課)</p> <p>茨城県立産業技術短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職業能力開発総合大学校で実施される指導員養成訓練の訓練課程の再編に伴う所要の改正</li> <li>2 高度職業訓練の訓練基準の改正 オンラインによる訓練に係る規定の整備</li> </ol> <p>(施行日 令和3年4月1日)</p>

議 案	内 容
<p>(技術革新課) 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>設備の開放等に伴い、設備使用料及び試験手数料について、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>設備使用料及び試験等手数料の追加等</p> <p>(1) 新たに追加する設備・試験 10 項目 (2) 機器の新規導入に伴う項目更新 1 項目 (3) 機器の老朽化等により削除する設備・試験 6 項目</p> <p>(施行日 令和3年4月1日)</p>
<p>(技術革新課) 茨城県立笠間陶芸高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>設備の開放に伴い、設備使用料について、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>設備使用料の追加 新たに追加する設備 3 項目</p> <p>(施行日 令和3年4月1日)</p>
<p>(建築指導課) 茨城県建築審査会条例及び茨城県開発審査会条例の一部を改正する条例</p> <p>押印手続の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>会議録等への押印の廃止</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(住宅課) 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例</p> <p>東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う引用条項の削除</p> <p>(施行日 令和3年4月1日)</p>
<p>(企業局) 茨城県水道条例の一部を改正する条例</p> <p>水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学の土木科等の前期課程を修了した者を追加</p> <p>(施行日 公布の日)</p>

議 案	内 容
<p>(人事課)</p> <p>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>家畜伝染病の発生状況及び防疫作業の特殊性を踏まえて、家畜等取扱手当について、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>家畜伝染病のまん延を防止する作業に従事する職員に支給する家畜等取扱手当の上限額の引上げ</p> <p>上限額 日額 760 円 → 日額 1,520 円</p> <p>(施行日 令和3年4月1日)</p>
<p>(長寿福祉推進課)</p> <p>介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護に直接携わる職員のうち、医療又は福祉関係の資格を有さない者に対する認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置の義務化</li> <li>2 感染症の予防及びまん延の防止等に係る取組等の義務化</li> <li>3 その他所要の改正</li> </ol> <p>(参考) 改正条例 (9 条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> </ul> <p>(施行日 令和3年4月1日)</p>

議 案	内 容
<p>(障害福祉課)</p> <p>児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 虐待の発生の防止等に係る取組等の義務化</li> <li>2 感染症の予防及びまん延の防止等に係る取組等の義務化</li> <li>3 指定障害児通所支援に係る従業者要件の見直し 保育士、児童指導員又は障害福祉サービス経験者 →保育士又は児童指導員</li> <li>4 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合の看護職員の配置の義務化</li> <li>5 その他所要の改正</li> </ol> <p>(参考) 改正条例 (4 条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</li> </ul> <p style="text-align: right;">(施行日 令和3年4月1日)</p>

議 案	内 容
<p>(障害福祉課)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 虐待の発生の防止等に係る取組等の義務化</li> <li>2 感染症の予防及びまん延の防止等に係る取組等の義務化</li> <li>3 その他所要の改正</li> </ol> <p>(参考) 改正条例 (7 条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</li> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</li> </ul> <p style="text-align: right;">(施行日 令和3年4月1日)</p>



議 案	内 容
<p>(出資団体指導・行政監察室) 包括外部監査契約の締結について</p> <p>地方自治法の規定に基づき、包括外部監査について、税理士坂本和重と契約を締結しようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 契約の目的：包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告 (2) 契約の始期：令和3年4月1日 (3) 契約金額：1,650万円を上限とする金額 (4) 契約の相手方：税理士 坂本 和重</p>
<p>(女性活躍・県民協働課) 男女共同参画の推進に関する基本的な計画について</p> <p>茨城県男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定めることについて、承認を求めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>茨城県男女共同参画基本計画（第4次） (1) 計画期間 令和3年度～令和7年度（5カ年計画） (2) 計画の概要 第1章 計画策定の基本的な考え方 Ⅰ 計画の概要 Ⅱ 男女共同参画を取り巻く潮流 第2章 基本計画 Ⅰ 計画を推進するための基本的方向 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 Ⅱ 推進体制と進行管理</p>
<p>(薬務課) 県有財産の取得について</p> <p>新型インフルエンザ対策に係る治療薬として、抗インフルエンザウイルス薬「イナビル(備蓄用)」を取得しようとするものである。</p>	<p>取得する財産の内容</p> <p>(1) 物品の名称，数量 ・抗インフルエンザウイルス薬「イナビル（備蓄用）」 ・151,200容器 (2) 取得予定価格 130,893,840円 (3) 取得先 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号 第一三共株式会社 代表取締役社長 眞鍋 淳 (参考) ・成人一人当たり備蓄量：2容器 ・今回の備蓄量：2容器×75,600人＝151,200容器</p>

議 案	内 容																											
<p>(下水道課)</p> <p>霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について</p> <p>下水道法の規定に基づき、霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>流域下水道の維持管理に要する費用負担額（令和3年度分） (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="667 497 1353 891"> <thead> <tr> <th>流域下水道名</th> <th>負担額</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>霞ヶ浦常南</td> <td>2,378,055</td> <td>龍ヶ崎市外5市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦湖北</td> <td>2,077,251</td> <td>土浦市外4市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦水郷</td> <td>318,032</td> <td>潮来市外1市</td> </tr> <tr> <td>那珂久慈</td> <td>2,090,318</td> <td>水戸市外8市町村、ひたちなか・東海広域事務組合</td> </tr> <tr> <td>利根左岸さしま</td> <td>379,071</td> <td>古河市外2市町</td> </tr> <tr> <td>鬼怒小貝</td> <td>410,784</td> <td>下妻市外3市町</td> </tr> <tr> <td>小貝川東部</td> <td>343,091</td> <td>下妻市外3市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,996,602</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域下水道名	負担額	市 町 村	霞ヶ浦常南	2,378,055	龍ヶ崎市外5市町	霞ヶ浦湖北	2,077,251	土浦市外4市町	霞ヶ浦水郷	318,032	潮来市外1市	那珂久慈	2,090,318	水戸市外8市町村、ひたちなか・東海広域事務組合	利根左岸さしま	379,071	古河市外2市町	鬼怒小貝	410,784	下妻市外3市町	小貝川東部	343,091	下妻市外3市	計	7,996,602	
流域下水道名	負担額	市 町 村																										
霞ヶ浦常南	2,378,055	龍ヶ崎市外5市町																										
霞ヶ浦湖北	2,077,251	土浦市外4市町																										
霞ヶ浦水郷	318,032	潮来市外1市																										
那珂久慈	2,090,318	水戸市外8市町村、ひたちなか・東海広域事務組合																										
利根左岸さしま	379,071	古河市外2市町																										
鬼怒小貝	410,784	下妻市外3市町																										
小貝川東部	343,091	下妻市外3市																										
計	7,996,602																											

公益社団法人茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理事長	鈴木博久 (代表理事)	監事	飯田正美
副理事長	黒江正臣	監事	堀江優
副理事長	堀良通	研究員	岡野孝男
専務理事	千歳益彦	研究員	菅谷毅
理事	佐川泰弘	研究員	大高みよ
理事	菊池正則	研究員	有賀絵理
理事	石松俊雄	研究員	本田佳行
理事	今井路江	研究員	横田能洋
理事	清水瑞祥		

---

自治権いばらき

No.140 2021年3月20日発行

発行所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター  
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内  
TEL 029-224-0206  
編集・発行人 鈴木博久  
印刷 コトブキ印刷株式会社  
水戸市千波町2398-1 TEL 029-241-1000